

目 次

○第1号（11月30日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会・開議	4
日程第 1 会議録署名議員の指名について	5
日程第 2 会期決定について	5
日程第 3 諸般の報告について	5
村長挨拶並びに提出議案の概要説明	6
日程第 4 一般質問について	7
◇生方勇二君	7
◇小板橋 尚君	14
日程第 5 議案第 92号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	21
日程第 6 議案第 93号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	23
日程第 7 議案第 94号 榛東村職員の給与に関する条例及び榛東村会計年 度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	24
日程第 8 議案第 95号 榛東村行政財産使用料条例の一部を改正する条例 の制定について	25
日程第 9 議案第 96号 榛東村介護保険条例及び榛東村後期高齢者医療に 関する条例の一部を改正する条例の制定について	27
日程第10 議案第 97号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定に ついて	28
日程第11 議案第 98号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定に ついて	29
日程第12 議案第 99号 榛東村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を	

	改正する条例の制定について	29
日程第13	議案第100号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の制定について	31
日程第14	議案第101号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長 発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例 に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て	32
日程第15	承認第 4号 専決処分について（令和2年度榛東村一般会計補 正予算（第7号））	33
日程第16	議案第102号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第8号）に ついて	37
日程第17	議案第103号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第3号）について	40
日程第18	議案第104号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予 算（第1号）について	41
日程第19	議案第105号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 3号）について	43
日程第20	陳情について	44
散 会		44

○第2号（12月1日）

議事日程 第2号	45
本日の会議に付した事件	45
出席議員	46
欠席議員	46
説明のため出席した者	46
事務局職員出席者	46
開 議	47
日程第 1 一般質問について	47
◇村上慎一君	47
◇川田敏彦君	58
◇清水健一君	69
◇中島由美子君	81

◇南 千晴君	99
散 会	113

○第3号（12月9日）

議事日程 第3号	115
本日の会議に付した事件	115
出席議員	117
欠席議員	117
説明のため出席した者	117
事務局職員出席者	117
開 議	118
日程第 1 議案第 95号 榛東村行政財産使用料条例の一部を改正する条例 の制定について	118
日程第 2 議案第 96号 榛東村介護保険条例及び榛東村後期高齢者医療に 関する条例の一部を改正する条例の制定について	119
日程第 3 議案第 97号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定に ついて	120
日程第 4 議案第 98号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定に ついて	121
日程第 5 議案第 99号 榛東村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	122
日程第 6 議案第100号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の制定について	123
日程第 7 議案第101号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長 発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例 に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て	124
日程第 8 議案第102号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第8号）に ついて	125
日程第 9 議案第103号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第3号）について	126
日程第10 議案第104号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予 算（第1号）について	128

日程第11	議案第105号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について	129
日程第12	委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）	130
日程第13	文教厚生常任委員会に付託の陳情第4号について	130
日程第14	議会運営委員会の閉会中の継続調査について	131
日程第15	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	131
日程第16	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	131
日程第17	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について	131
日程第18	渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について	132
日程の追加		132
追加日程第1	発委第5号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について	133
追加日程第2	発委第6号 榛名カントリークラブ跡地造成等に伴う事務執行における監査請求に関する決議	133
追加日程第3	発議第6号 平成24年度自然エネルギー推進事業に関連する事務執行における監査請求に関する決議	139
議長挨拶		142
閉 会		142

令和 2 年 第 4 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号

1 1 月 3 0 日 (月)

令和2年第4回榛東村議会定例会会議録第1号

令和2年11月30日（月曜日）

議事日程 第1号

令和2年11月30日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 一般質問について
- 日程第 5 議案第 92号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 93号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 94号 榛東村職員の給与に関する条例及び榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 95号 榛東村行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 96号 榛東村介護保険条例及び榛東村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 97号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 98号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 99号 榛東村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第100号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第101号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 承認第 4号 専決処分について（令和2年度榛東村一般会計補正予算（第7号））
- 日程第16 議案第102号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第17 議案第103号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第104号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第105号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第20 陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	中島由美子君	2番	小板橋尚君
3番	生方勇二君	4番	善養寺孝君
5番	蜂巣實君	6番	村上慎一君
7番	川田敏彦君	8番	小野関治義君
9番	清水健一君	10番	小山久利君
11番	山口宗一君	12番	岸昭勝君
14番	南千晴君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	真塩卓君	副村長	倉持直美君
総務課長	清村昌一君	企画財政課長	早川弘行君
税務課長	岩田彦一君	住民生活課長	村上誠君
健康保険課長	安田睦君	産業振興課長	山口誠一君
建設課長	久保田邦夫君	上下水道課長	狩野宏記君
教育長	阿佐見純君	教育委員会 教育事務局長	井口克三君

事務局職員出席者

事務局長	飯塚邦守	書記	志岐英代
------	------	----	------

◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第4回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

11月に入り、新型コロナウイルス感染症の国内発生状況が急激に上昇し、3回目の大きな流行と見られる感染が広がっており、大都市圏を中心に全国の自治体で新規感染者数が過去最多となっております。入院・重症患者数も増加傾向であり、さらなる医療体制のひっ迫が懸念されているところであります。

これらの状況から、県は27日、新たに31人の新規感染者の判明とともに、28日から全県で警戒度を2から3へ引き上げると決定いたしました。現段階では休業や時短などの要請は行わず、学校においては通常登校としていますが、今後、感染状況がさらに悪化する場合は対策を検討するとしております。村民皆様におかれましても、3密など感染リスクが高く対策が取られていない場所への外出自粛や警戒の気持ちを高めていただき、十分な注意をお願い申し上げます。

さて、過日、第64回町村議会議長会全国大会が開催され、新型コロナウイルス感染症対策として出席者が制限される中、本県町村議会議長会副会長として参加してまいりました。

冒頭、佐賀県有田町の松尾文則会長は、新型コロナウイルス感染症対策の影響により地域の経済は大変深刻な状況にあり、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実が必要不可欠であると強く訴えました。大会では人口減少社会の到来や東京一極集中による過疎化・高齢化問題に加えて、大規模自然災害や新型コロナウイルスの感染拡大による甚大な経済的・社会的影響もたらされている中、これら諸問題解決に向け、全国町村議長会が一致結束して果敢に行動していくことを宣言いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する特別要望をはじめ、今年度末に期限切れを迎える新たな過疎対策法の制定等の要望38件、そして議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する重点要望を決議いたしました。

さらに、緊急かつ重要な課題として解決を図る必要のある新型コロナウイルス感染症対策に関する特別決議など、4件についても満場一致で採択するとともに、政府へ要請活動を行いましたことを報告いたします。

それでは、今定例会につきましては、通告がありました7名の議員による一般質問、専決処分の承認、条例の一部改正や補正予算など、数多くの議案の提出が予定されております。議員各位におかれましては、格別なるご精励を持ってご審議をお願いいたします。

また、感染症拡大防止対策として、傍聴の際は氏名、住所の記載のほか、議場の入り口で体温測定や連絡先の記入についてもお願いしております。

なお、傍聴は1席ずつ空けて着席いただくため、傍聴者数を通常の半数の15人に制限していますの

で、ご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

会期中、村長はじめ執行部各位におかれましては、特段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから令和2年第4回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めてまいります。

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（南 千晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

11番山口宗一議員、12番岸昭勝議員を会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎日程第2 会期決定について

○議長（南 千晴君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第4回定例会の会期については、本日から12月9日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から12月9日までの10日間と決定いたしました。

◇

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（南 千晴君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。

飯塚議会事務局長。

○議会事務局長（飯塚邦守君） それでは、お手元に配付の諸般の報告によりご説明いたします。

1、議案等の受理につきましては、本定例会開催に伴い、承認1件、議案14件を受理いたしました。

2、例月現金出納検査の結果に関する報告でございますが、提出資料のとおり8月から10月分でございます。詳細につきましては、後ほどご確認ください。

3、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会につきましては、記載のとおり出席をいたしました。

4、群馬県町村議会議長会につきましては、議会広報研修会が開催され、記載のとおり出席をいたしました。

5、全国町村議会議長会につきましては、記載のとおり出席いたしました。

6、議員派遣結果でございますが、記載のとおり開催され、出席をいたしました。

以上で、議会関係の諸般の報告を終了いたします。

◎村長挨拶並びに提出議案の概要説明

○議長（南 千晴君） ここで、村長から本定例会における提案理由の説明をしたい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 改めまして、おはようございます。

議長から許可をいただきましたので、令和2年第4回の定例村議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、議員各位の出席をいただき、定例村議会が開会できますことに、まずもって心から感謝を申し上げたいと思います。

さて、今定例会に上程させていただく議案等につきまして、その大宗をご説明申し上げます。

承認第4号は10月12日に専決処分した一般会計補正予算（第7号）についてを報告し、承認を求めようとするものでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している中であって、インフルエンザが同時に流行することになると重症化のおそれも拡大し、医療が切迫することにつながってしまうということでございます。このような事態を未然に防ぐために、全ての村民にインフルエンザ予防接種、予防注射を接種していただく接種費用を助成することといたしました。

議案第92号から94号までは、人事院勧告に基づく国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じまして、議会議員、常勤特別職、一般職の職員及び会計年度任用職員の期末手当の支給率の引下げを行うため、関係条例を改正するというものでございます。

議案第95号から97号までは、地方税法の改正に伴いまして、延滞金の基準となる特例基準割合の名称が改められました。これを引用している関係条例について、所要の改正を行うものでございます。

議案第98号から101号までは、それぞれ法令の改正に伴う関係条例の一部改正を行うものでございます。

議案第102号から105号までは、一般会計及び特別会計、これ3会計でございますけれども、その予算を補正するもので、当初予算編成後に生じた事由により所要事項について補正を行うものでございます。

一般会計においては、期末手当の引下げによる職員給与費等の減額補正を行ったほか、渋川広域組合の構成団体負担金の確定に伴う増減、そして事業費の確定または確定見込みに伴い、経費の増減を

行おうというものでございます。

国民健康保険特別会計においては、システムの改修費と葬祭費を増額補正し、後期高齢者医療特別会計はシステムの改修費を増額補正するものでございます。

介護保険特別会計補正予算は、介護報酬会計等に伴うシステムの改修費を増額補正しようというものでございます。

今議会には以上の15議案を上程したので、慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

会期は12月9日までとただいま決定されました。本日から10日間、よろしくお願いいたします。

◎日程第4 一般質問について

○議長（南 千晴君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は会議規則第58条の規定により行います。

質問の順序は届出順とし、質問時間は答弁を含め50分以内であります。

つきましては、質問者は質問内容を明確にし、また、答弁者は的確で分かりやすい答弁をお願いいたします。

質問順位1番、生方勇二議員の一般質問を許可いたします。

3番生方勇二議員。

〔3番 生方勇二君登壇〕

○3番（生方勇二君） 皆様、改めまして、おはようございます。3番、生方です。

まずは、傍聴の皆様をはじめ、村民の皆様には日頃大変お世話になっていることを厚く御礼申し上げます。

さて、今年も早いもので、あと一月で1年が終わります。今年は新型コロナの年と言っても過言ではない年だと思います。新型コロナウイルスはかねてから心配されておりました流行の第3波となり、18日には1日当たりの国内感染者がついには2,000人を超え、都会では営業制限等が始まりました。群馬でも毎日のように感染者が出ており、医療体制への影響も心配されるところであります。国や地方公共団体ではあらゆる対策を講じて経済の活性化にも取り組んでおりますが、なかなか厳しい状況にあります。榛東村でも村長をはじめ執行部が一丸となって、財政状況も考慮しつつ様々な対策に取り組んでいただいております。おかげさまで村では感染被害も少なく、徐々に新しい生活様式に移行されていると思われま。

過日、新型コロナ禍にあっても欠かすことのできない住民支え合いマップづくりが社会福祉協議会のご尽力と関係者の協力の下、万全の衛生環境を整えて実施され、地域の協力体制ができました。若干の不安を感じながらも、新型コロナに村民全体で立ち向かい、さらに住みよい榛東になることを希望するところであります。

政界ではアメリカ大統領の交代や、長年続いた安倍政権から菅政権に変わった今後が注目されます。

本日は4項目の質問をさせていただきますが、初めに、過日、新聞で報じられました待機児童対策について、2つ目は、村のイメージアップにつながると思われる創造の森の管理と有効利用について、3つ目は、新型コロナの影響で本年度の事業はほとんど中止となっている社会体育事業の見直しについて、最後に、自然エネルギー発電事業関係について質問をさせていただきます。

以後、自席において順次質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） それでは、初めに、待機児童対策について質問をいたします。

本年9月5日に新聞報道された全国的にも問題となっている待機児童の調査結果で、榛東村の14人を除き、県内待機児童はゼロになったと報じられました。村ではこのような状況を踏まえ、待機児童のゼロを目指して4月に南部こども園の定員を15人増やし、10月には北部保育園の増築工事に着手しておりますが、待機児童の現在の状況について伺います。

○議長（南 千晴君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 村内の待機児童の状況についてお答えをさせていただきます。

生方議員から先ほど質問の中にありましたように、本年4月1日の本村の待機児童の数は14名でございました。内訳としましては、1歳児が8名、2歳児が6名でございました。現在の状況でございますが、10月1日現在の待機児童の数でお答えをさせていただきます。10月1日現在では、待機児童につきましては5名になっております。内訳としましては、1歳児が2名、2歳児が3名という状況でございます。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） ただいま5名になったとお聞きをしましたが、まだ年度途中であります。どのような対応で減少したのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 待機児童の保護者の方に対しましては、当該児童の保育計画について個別に相談を重ねてまいりました。相談の中で育児休業期間を延長されたり、また、管外の保育園への入園を決定されたりと、各家庭の希望や状況に応じた対応を行ってきておりまして、また、毎月開催している園長会議においても、途中入園児童の選考を実施してきた成果であるとは考えております。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） ただいま毎月の調査や相談をしながら、随時、入園受付の対応をしているということで、入園を希望する皆様にはありがたいことだと思います。9月中旬からは来年度の入園募集も始めておりますが、今後、入園審査や調整を行い、入園児が決定されていくものと思われま。来年度の募集状況や待機児童の解消の見通しについて伺います。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議員がおっしゃるとおり、9月中旬から令和3年度の保育園、こども園の入園児の1次募集を行い、先日、園長会議において入所選考を実施したところであります。12月中旬には、保護者宛てに入所仮承諾書を送付する予定となっております。現在の申込状況としましては、今年度と同様に各園の募集定員を超える申込みが多数あり、来年度の入園先が決定していない児童が十数名いらっしゃる状況となっております。

今後でございますが、今年度と同様の対応にはなりますが、入園先の決定していない児童の保護者との相談を行い、児童の保育計画について決定をしていく予定でございます。このため、現時点では待機児童の人数、それから解消の有無、見通しをお答えすることができませんが、引き続き待機児童の解消に向けて努力をしていきたいと考えております。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） 各園に空きがあっても申込者の希望する施設の空きがなく、やむを得ず待機となる場合もあり難しい面もありますが、少子高齢化の中、入園希望者が多いということは喜ばしいことだと思います。早く待機児童の解消ができ、子育て世代の皆様が安心して入園の申請ができることを引き続き努力していただくことをお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

2つ目の質問は、創造の森キャンプ場の管理と有効利用について伺います。

現在、社会福祉協議会に委託をしている創造の森キャンプ場の管理について、委託契約の内容にもよると思いますが、管理人の能力を有効に発揮していただくために、管理に必要な対応が十分にできているか伺います。

○議長（南 千晴君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ご質問にありましたとおり、現在、創造の森キャンプ場の開場期間中の管理につきましては、平日、祝日の別なく榛東村社会福祉協議会へ委託し、協議会内にありますシルバー人材センターの会員さんに派遣をいただき、管理をお願いしているところでございます。キャンプ場を実際に管理されている方々は、個々に様々な経験を有する方と拝察しておりますが、キャンプ場の管理の主なものは、キャンプ場内の開場期間中、昼間の利用者について受付等をしていただ

くのが主な対応となっております。また、キャンプ場内の広場などの下草が伸びている場合などは、下草刈りをお願いしたり、施設内の枯れ木などの片づけもお願いする場合がございます。

管理人の方々が管理されている中で気づくことがありましたらおつなぎいただき、今後の施設管理に活用していければと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） 現在、管理を担当している皆さんは村のイメージアップにつながるよう、前向きな考えを持って管理に取り組んでいる方が多くいます。できるだけ管理のしやすい環境を整えていただければと思います。

次に、キャンプ場の利用期間について伺います。

現在、キャンプ場の利用期間は10月末日までとなっておりますが、新型コロナウイルスの影響もあり、利用者が増えていると思います。秋の澄み切った空気で、夜景のきれいな11月まで利用できることでさらに利用者が増え、村のPRにもつながると思います。期間の延長は当然管理費も増えますが、安過ぎると思われる利用料金の改定など、費用対効果も考慮しながら期間の延長を検討してはいかがでしょうか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 昨年的一般質問においても、創造の森キャンプ場の開場期間において質問がございました。キャンプ場の開場期間の延長について、前向きに検討していきますとの答弁をいたしました。本年も4月5日からキャンプ場を開場しましたが、10日とたたず、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため5月末までの休場となり、その後の利用者につきましても地域制限などの対応を行いながら、6月から再開場をしましてまいりました。開場期間につきましても、11月までの開場を考えておりましたが、開場再開後も感染者数の増減を繰り返しております。このような状況に鑑み、例年どおりの開場期間にとどめ、来年以降は開場期間につきましてもコロナ禍の状況を注視しつつ、慎重に検討したいと考えております。

また、利用料の改定でございますが、現在、本村のキャンプ場を利用される方々の中には、キャンプ場の魅力は眺望と低料金で利用できることも魅力とされます。しかし、今後もこのままでよいということではなく、しかるべき時期に料金の改定も行えるよう考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） 創造の森のキャンプ場は、日々人気が高まっていると思われまます。気候や道

路状況など難しい課題もあると思いますが、いろいろな条件をクリアした中で、ぜひ多くの皆様に利用していただけるよう検討をお願いいたします。

次に、広場の整備について伺います。

昨年度、給水施設の改修が完了しましたが、広場の整地状況がよくないため、雨が降ると水たまり等ができて、利用が不便になっていると伺っています。今後、整地等の整備を検討する考えがあるか伺います。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 広場一面に広がります下草につきましては、施設を管理いただいている管理人の方が生育状況を見ながら刈取り等を行っております。また、降雨状況によって広場に水たまりが生ずる場合や、前日の雨により水たまりができていてしけた状態、そういった場所を利用される方については、すのこを貸し出すなどの対応を行っております。ほかのキャンプ場のように施設を整備し、キャンプサイトを区切ることは行っておりません。当日利用される方々で融通し合い、気に入った場所にテントを張り、それぞれの過ごし方をされております。必要な整備改修は検討しなければならぬと思いますが、過剰なサービスやほかのキャンプ場と競うような設備投資をすることなく、利用者に望まれる施設となるよう考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ただいま生方議員に対しての質問の中で、課長のほうから話がありましたけれども、私としては今後、広域組合の施設の地下に何かあるというような話もございました。それらについて違法な物件かどうか分かりませんが、近い将来、広域でその調査が行われるという予定になっております。私はその結果も見て、精査しながら考えていくことも必要かなど。それによって、今の水たまりとかそういうものも解消できるかなということを考えておりますので、追加して回答とさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） ただいま村長からも答弁をいただきましてありがとうございます。

自然を損なわないように必要な整備、改修は行うというような答弁でございますが、創造の森が多くの皆さんに愛され、利用していただき、その結果、村のイメージアップや経済効果にもつながるよう、検討していただくことを要望いたしまして、次の質問に移ります。

3つ目の質問は、社会体育事業の対応について伺います。

今年度の体育行事は村民の安全を最優先として、ほとんどが中止や延期、そして自粛となっていま

す。終息の見通しが立たない新型コロナ禍の中ではありますが、体協行事を含め、来年度の社会体育事業の実施見通しについて伺います。

○議長（南 千晴君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、お答えいたします。

村民の心身の健全な発達と明るく豊かな生活の形成に寄与することを目的としたスポーツの振興は、コロナ禍においてもその意義は大変大きいものと考えております。次年度の社会体育活動につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、その感染拡大防止の観点から規模や時期、内容などを見直した上で、実施する方向で検討しております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） ただいま事務局長から、新型コロナの状況を注視しながらできるだけ実施する方向で検討していくと前向きな回答をいただきましたが、村民の健康増進や交流にもつながると思いますので、新型コロナを注視しながら無理のないよう、可能な限り実施に向けて取り組んでいただくことをお願いして、次の質問に移ります。

最後の質問になりますが、通称、白子の海ソーラーポート内のトイレについて伺います。

白子の海ソーラーポートの敷地内にはトイレ施設があるという話を聞いておりましたが、敷地内には災害時に使用できる携帯電話の充電施設等もあることから、トイレがあると非常に便利だと期待をしておりました。本年9月の現地視察のときに、どんなトイレが設置してあるのか敷地内を確認しましたが、どこにも見当たりませんでした。トイレの設置計画はなかったのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ご質問のありました白子の海ソーラーポート内のトイレにつきましては、建設当初、トイレの設計、設置計画は確認できませんでした。

以上です。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） ただいま設置計画の確認ができなかったとの回答をいただきましたが、災害時の緊急施設でもありますので、今後、設置の検討をする考えはないのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私どものほうで、いろいろ書類等を調べさせていただきました。内容について

は、そのときの担当の人が分かっていると思いますけれども、そこでいろいろな工事をやったということで、その工事について支払いもしております。しかし、物がございません。こんなことでいいんでしょうか。これはもうそこで白子の海のところでいろんな施設を造る。内容が全然違っております。工事完成後の職員による完成検査の方法とかそういうもので、そこでできたものとしてその書類は残っております。見つけました。そして、そのお金はその事業者に払っております。こんなことでいいんでしょうかね。あるはずです。私は何回行ってありません。お金も払っているんです。

いろいろ考えてみますと、それらをやってみますと、どうも榛名カントリー跡地のところへそういう事業を行われたんかなと。それ以上に私が驚いたのは、榛名カントリー跡地に造ったであろうそのお金と白子の海でやった検査と皆同じにやっておりますけれども、白子はうそに決まっております。金は払っている。榛名カントリー跡地のところにやっている工事、同じものがお金も払っています。幾らもありませんけれども、私から見れば二重に払っているんじゃないかな。こんなことでいいんですかね。私は、これは徹底して調べなければならぬ。一つは、二重に払っているんじゃないかな。白子の海のところにそういう工事があった。皆さんも先ほど9月に行ってきたと。実際のところ工事もしていないのに、ありっこないんです。

私はこれを深くいろいろなことを考えて、これらは一つは二重に払っているようなこともありますんで、これらをやっつけていかなければならぬ、強く考えておりますので、ちょっと怒りの言葉になってしまいますけれども、これらは追及していきたい。皆さんもご協力をお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） ただいま村長のほうからもご回答をいただきましたが、災害の施設ということもありますので、今後の設置の検討の考えはあるか産業振興課長に伺います。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほど言いましたように、そのことを検討しながらそれが正しかった、今までのことがどういうことであるのかそれらを解明しなければ、次のことをやることはちょっと難しいと思っております。しかし、それは生方議員がおっしゃるとおり、このところについても相当いい施設でございます。それらについては検討はしていくことになると思っておりますけれども、その前に私たちはやらなければならないことがありますんで、それらをやってからやります。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいま村長よりも意見をいただきましたように、設置につきましては今後新たな事業ということで検討させていただき、ほかの災害時の避難場所等の関係とも考慮し、慎重に研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 3番。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） ただいま答弁をいただいたとおり、新たな事業は大変です。ソーラーを設置した事業のとき、また補助事業等であれば少額で設置できますが、慎重に検討する必要があると思います。村の負担軽減となる有効な補助事業があるかも含めて、検討をお願いいたします。

今年には新型コロナの影響で、今まではと違った村民対応や対策を求められ、村長をはじめ執行部の皆様にはご苦労されたと思います。改めて感謝いたすところであります。

現在、販売されておりますプレミアム付商品券の購入引換状況についても、既に7割以上が交換され、順調に利用されているようであります。村民もありがたく思っているものと推測をされます。寒さも増して、新型コロナの影響とインフルエンザの流行が特に今年は心配されますが、村民と職員の皆様が健康には十分留意して、元気で新しい年を迎えていただきますようお願いをいたしまして、私の全ての質問を終わります。ご協力大変ありがとうございました。

○議長（南 千晴君） 以上で、3番生方勇二議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を10時10分といたします。

午前9時41分休憩

午前10時10分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位2番、小板橋尚議員の一般質問を許可いたします。

2番小板橋尚議員。

〔2番 小板橋 尚君登壇〕

○2番（小板橋 尚君） 皆様、こんにちは。

第4回定例議会に一般質問の機会を与えさせていただきました、誠にありがとうございます。先般の補選で当選させていただきました小板橋尚と申します。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

一般質問をする前に、一言ご挨拶並びにご理解をいただくために一言申し上げます。

榛東村議会の基本条例第2条に、議会活動の原則は公平性、透明性を確保して村民に信頼されること、村民の多様な意見を的確に把握して村政に反映させることとあります。また、議員の政治論理として、議員は地位を利用して自己の利益を図る行為または虚偽により議会、村、村民の名誉を著しく傷つけ、信用を失墜させるようなことがあってはならないとあります。そして、皆様の大切な税金は無駄なく有効かつ効率的に使うべきという信念で条例を厳守しつつ、議員の責任と使命を自覚して、村民の人格を尊重しつつ、日々前向きに負託に応える覚悟でございます。

それでは、本日、5項目に関しまして質問をさせていただきます。

第1項目、しんとう温泉ふれあい館の大浴場の給水設備について、2つ目、オンライン学習について、3つ目、地域安全対策、火災シーズン到来、防火設備の予防整備策について、4項目め、総務省交付金公募の榛東エネルギー・地域力循環創造事業の実施状況について、最後、5項目でございますが、職場内（役場内等）の小規模患者クラスターをどう防ぐか、以上の5項目について質問をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 2番。

〔2番 小板橋 尚君発言〕

○2番（小板橋 尚君） それでは、第1項目の質問をさせていただきます。

現在、入浴後でないと水が飲めない状況です。売店での飲料水ではなく、洗い場に給水施設の設置を早急に完備するべきではないかお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） ただいま議員から、しんとう温泉ふれあい館の入館者の水分補給のために、給水装置設置する考えはないかということでご質問がありましたので、この件についてお答えをさせていただきます。

現在、しんとう温泉ふれあい館では新型コロナウイルス感染症対策として、群馬県や全国公衆浴場業組合連合会などで発出しておりますガイドラインに従って、様々な対策を実践していただいているところです。

また、入浴中の水分補給につきましては、現在は脱衣場の水道を利用していただいております。また館内には売店前の給水器、それから自動販売機を利用して水分補給をしていただいております。現在のところ、指定管理者であります村社会福祉協議会からふれあい館の浴室や脱衣場に給水装置を設置したいというような要望は来ておりませんので、現在のところ設置する考えはございませんけれども、今後、村社会福祉協議会と協議をしながら、衛生管理の工夫、それから感染症対策に取り組んでいきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（南 千晴君） 2番。

〔2番 小板橋 尚君発言〕

○2番（小板橋 尚君） ただいまご説明がございましたが、しんとう温泉ふれあい館では、現在、体温チェック、指先の消毒等を実施して、感染が疑われる症状はないか確認をしております。ソーシャルディスタンスの確保、換気、清掃も確実に行われております。しかし、水分補給をするために個人でペットボトルを湯舟に持ち込む方が散見され、衛生的に問題があります。40度から42度、湿度60%程度の浴室での伝搬性が弱まることは考えにくく、水分補給は必須と厚生労働省では発表されていますので、入浴後の売店ではなく洗い場にも給水施設の設置を早急に完備するべきだと考えます。

検討していただいて、早急に設置をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 質問続けて大丈夫ですよ。そのまま続けてください。

○2番（小板橋 尚君） 続いて、オンライン学習について質問させていただきます。

児童・生徒1人につき1台のタブレット端末購入と、ネットワーク設備についての現況についてお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、ご質問にお答えいたします。

本件につきましては9月29日に入札を行い、現在、小・中学校3校のネットワーク環境整備に向けた準備工を進めているところでございます。今後、ネットワーク環境整備に関する工事を開始し、完成は1月中を予定してございます。同じくタブレット端末についても、ネットワーク環境整備工事の進捗に合わせて設定等を行い、小・中学校とも同じく1月中に導入する方向で準備を進めております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 2番。

〔2番 小板橋 尚君発言〕

○2番（小板橋 尚君） 次の質問に移らせていただきます。

端末整備で、オンライン学習のため児童・生徒に1人1台のタブレットを購入しましたが、現在の進捗状況について先ほど確認をさせていただきました。

また、現在の時点で課題はございますか。お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、ご質問にお答えいたします。

令和元年度に1学年分170台のタブレットが整備された榛東中学校が、現在のICT活用プロジェクト実践指定校に指定されております。県教委の協力も得ながら、1人1台タブレットを用いた効果的な授業の在り方について、現在、実践的研究を進めているところです。

また、村教育研究所ICT研究班においては、小・中学校の情報教育担当の教職員が集まり、榛東中学校の授業研究と連携して実践的な研究を進めているところでございます。

現在、特に大きな問題、課題は聞いておりませんが、当初は不慣れだった教職員も繰り返し研修を行う中でICTに関するスキル等を身につけており、教育委員会といたしましても今後教員の研修にさらなる充実を図り、授業におけるICTの効果的活用が実現されるよう努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 2番。

〔2番 小坂橋 尚君発言〕

○2番（小坂橋 尚君） ありがとうございます。

それでは、第3項目めの地域安全対策、防火施設の予防整備策についてお尋ねをいたします。

榛東村の本年、その他の火災を含め3件の火災が発生していますが、村内における防火用水設備箇所及び消火栓設備箇所は何か所あるかお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 消防水利に関するお尋ねでございます。

消防水利につきましては、防火水槽、それから消火栓のほか、小・中学校のプール、河川、ため池等がございます。これらの消防水利のうち、村で設置をしております防火水槽は村内に171基、消火栓は158基設置をしております。これ以外に消防法の規定に基づきまして、消防長または消防署長が指定する水利としまして、村内の貯水池及び中学校のプール、合計9か所でございますけれども、こちらが本年度中に、早ければ年内にも新たに指定される予定となっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 2番。

〔2番 小坂橋 尚君発言〕

○2番（小坂橋 尚君） ありがとうございます。

村内の消火設備、消火栓及び防火用水の表示板の老朽化、さびにより表示が全く見えない場所が多数あるため、緊急時に備え、除草も含めて併せて早急に補修が必要であり、榛東村として早急に整備し、環境を整えていただくようお願い申し上げます。

続きまして、総務省交付金の公募の榛東村エネルギー・地域力循環創造事業の実施状況についてお尋ねします。

平成24年度の主要施策の成果説明書（地方自治法第233条第5項に基づく冊子）に記載されている総事業費4,845万5,000円を充てて設備整理や設備の購入等を行いました。対象施設の4事業所の現況についてお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいま議員から事業の内容についてお話もありましたが、改めて事業概要についてご説明申し上げます。

当該事業の実施主体の有限会社鈴京は、本村の上野原地内において「地球屋」という屋号の店舗で着物や洋服、雑貨の販売等を行っております。本事業の目的としましては、核となる地球屋パン工房を中心に村内農業者の活性化、観光客の誘客、新たな雇用の創出、エネルギーの再生や循環などを図

るとしたものです。補助事業により実施した内容については大きく4つございます。

地球屋と同じ敷地内の閉店した喫茶店を改築し、パン工房として利用するための改築工事とパン製造設備の購入、パンに練り込む原料となる野菜やフルーツのパウダー化や特産品開発に利用するための低圧乾燥機の購入と機械を設置するための山新工房の一部改修工事、天ぶら油など廃食油を精製し燃料化させる廃油精製プラントの購入と設置場所の整備、農産物等直売所として利用するリンゴ園の直売所一部改築工事でございます。

事業総額が4,845万5,000円のうち、3,280万円を総務省の地域経済循環創造事業交付金として村が交付を受け、その全額を榛東村エネルギー・地域力循環創造事業補助金として有限会社鈴京に交付しております。事業完了後、毎年、総務省によるフォローアップ調査が行われておりますが、現在の状況についてお答えいたします。

地球屋パン工房につきましては、堅調でリピーターも増え、誘客に役立っております。山新工房でのパウダー化、新規特産品開発については、フォローアップによると野菜を乾燥させたパンに練り込んだパンの販売自体は堅調とのことでございます。ホシノクリーンエネルギーに設置された廃油精製プラントについては、諸般の事情により平成29年9月に解体され、現在、撤去されている状態となっております。なお、設備につきましては、事業主体により今後再建、活用する計画がありますが、いまだ実現しておりません。リンゴ園でございますが、平成28年11月の降雪により倒木被害を受け、現在、観光リンゴ園再開に向けて取り組んでいる状況でございます。

村としましては、補助事業により整備された施設や設備が有効に利用され、全体の事業が好転されるよう見守っているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 2番。

〔2番 小坂橋 尚君発言〕

○2番（小坂橋 尚君） ありがとうございます。

先ほどお話、説明がございましたリンゴ園の販売所、それとホシノクリーンエネルギー、こちらの事業をやっていないところのことに関して質問しますが、今後、事業をやっていないところは、333万円の返還ではなく、さらなる返還が生じる可能性はあるのかお尋ねをいたします。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいまのご質問につきまして、お答えさせていただきます。

他の補助事業または村の単独事業もしかりでございますが、補助事業等で取得した設備や施設等につきましては、高額な改修工事や機械の設備購入等、期間を長期にわたり利用されるものが多々ございます。こういったものが目的外使用や処分制限期間に取得財産の処分や譲渡、また災害により滅失した場合などについては、該当する事案により補助金の返還等が求められる場合がございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 2番。

〔2番 小板橋 尚君発言〕

○2番（小板橋 尚君） ありがとうございます。

これからも現況を逐次確認しながら、随時報告をお願いしたいと思います。

続けて、次の質問に移らせていただきます。

職場内（役場内等）の小規模クラスターをどう防ぐかお尋ねします。

細かくご説明を差し上げますが、人が集まる場所、役場でも条件さえ合えばクラスターは起こり得ます。住民の核である職員の安全を確保するため、施策について次の5項目は実施しているかお尋ねします。

1、出勤前に自宅で体温チェックをしているか。

2、出勤時に体温測定を行い、自己申告制度を導入していますか。

3、体調不良のときに休暇を取得しやすい体制は確立されていますか。

4、体調不良の際、就業停止の期間や復職の条件について定めておられますか。

5、職員が濃厚接触者となった場合の就業停止の期間や、症状が出現した際の対応について定めているかお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 職場内での感染防止策ということのお尋ねでございます。

5点ほどお尋ねいただきましたけれども、時系列でちょっと説明をさせていただきたいと思います。

本年3月8日に群馬県内で新型コロナウイルス感染症が初めて感染が確知されたということ踏まえ、庁内に新型コロナウイルス感染症対応連絡会議という組織を、これは2月28日に設置されたものでございますけれども、この会議を緊急に招集いたしまして、その会議の場で職員に対する注意喚起等として、発熱、嘔吐、下痢、風邪症状がある場合は出勤しないことを徹底するということが決定いたしました。

また、一般的な健康確保措置の徹底ということで、各所属長を通じ、総務課長通知を発出いたしまして、職場において職員の日々の健康状態の把握に配慮することということをお知らせしていただいております。この職員の健康状態の把握に配慮ということですが、出勤前や出勤時等に体温測定を行うなど、風邪の症状を含め体調を確認することをお知らせしたところでございます。

その後、4月7日に7都県を対象とする緊急事態宣言が発出されました。これを受けまして、翌日、4月8日でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応についてということで、こちらも各所属長宛てに総務課長通知、私から通知を発出しております。この通知の中で、風邪症状が見られる職員への特別休暇の使用とともに、その間の外

出自粛を勧奨することと、それと職員が安心して休暇を取得できる体制を整えることということも、この通知の内容で含まれておりました。

5点ほどいただいた中の4点、今、申し上げましたけれども、もう一度改めて申し上げますと、出勤前に症状のチェックはするかということについては、これは行っております。2点目の出勤時の体温測定、これにつきましても職員は行っているということでございますが、職場でその結果を申告させてはいないというところでございます。

また、休暇の関係ですけれども、これは先ほど申し上げましたとおり、有給休暇、それと特別休暇、こちらを取得することについて、数次にわたり通知は発出をさせていただいております。

4点目の体調不良の際の就業停止の期間、それから復職の条件ということでございますけれども、これを明文化した村の定めはございませんけれども、一般的な対応方法といたしまして、2週間程度、症状がない場合でも例えば濃厚接触者となった場合について、陰性という結果が出るまで2週間程度の自宅待機を行ってもらおうということでございます。

5点目ですけれども、濃厚接触者となった場合の就業停止の期間、あるいは症状が出現した際の対応ということでございますけれども、これも今申し上げたところと重なる部分でございますけれども、仮に職員が陽性者または濃厚接触者になった場合においては、所属長、それと総務課長、私のほうに報告をもらうということは通知の中で発出をしております。実際そうしたことが起こったという場合においては、保健所等関係機関の指導、助言に従いまして、対応することとなります。

また、総務課長通知の中で、職員が陽性者等になったことをもって不利益な取扱いや差別等は受けることはないんだということも、そういった内容も発出しております。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 2番。

〔2番 小坂橋 尚君発言〕

○2番（小坂橋 尚君） ありがとうございます。

玄関等では来客、住民の方が住民票等を取りに来たときに、体温チェック等されてオーケーですよということになっておりますけれども、ぜひ役場の職員の身の安全を守るためにも、タイムカードを押すところに誰々は今日は何度ですということのデータを記することによって、体調の変動が確認できると思いますので、ぜひその辺を役場の職員のために総務課長、ご尽力いただくようよろしくお願い申し上げます。

続けて質問させていただきます。

今後も新型コロナウイルス感染症の影響によりコロナ禍が、引き続き感染が終息せず、榛東村の一部地域もしくは老人施設等で小規模クラスター、集団が発生した場合、村はどんな対策を考えているかお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 仮に村内の施設内、例えば老人施設等で陽性の方が判明した場合は、陽性となった方は入院対応がなされることとなります。同時に感染や濃厚接触が疑われるほかの利用者の方がいらっしゃるかを特定し、感染が疑われる利用者には可能な限り職員も分けて対応したり、個室管理や感染防護を徹底するなどの対応を対応マニュアルや保健所の指示の下、適切に実施していただくこととなります。

また、感染が疑われる方はPCR検査を受けていただき、感染の有無を確認し、結果が陰性であったとしても14日間にわたり健康観察をしていくこととなります。

そして、施設内の消毒ですが、保健所の指導の下、事業主に行っていただくこととなります。消毒を行う際は換気をよくしながら、患者の居室や施設の共有部分、手指がよく触れる部分を消毒液の濃度や使用方法を守って消毒をしていただくこととなります。消毒は適切に行えば1回で効果があるというふうにされていますが、消毒の方法などに関する事、また不明な点があれば、村でも相談に乗る体制を取るようになります。

最後に、陽性となった方の濃厚接触者の健康観察が終了と判断されるまでは、保健所が経過を追っていくこととなりますので、必要となる所を村がお手伝いしていくこととなります。

以上です。

○議長（南 千晴君） 2番。

〔2番 小坂橋 尚君発言〕

○2番（小坂橋 尚君） 大変綿密な計画と説明をしていただきましてありがとうございます。

本当に感染症が発生した場合は大変だと思いますが、ひとつよろしく願い申し上げます。

榛東村長をはじめ役場職員の皆様には、今後とも住民の安心・安全な暮らしを保つため、日々目まぐるしく変化する環境や社会情勢に応じ、ご尽力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で私からの一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（南 千晴君） 以上で、2番小坂橋尚議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。午後の再開を1時といたします。

なお、全員協議会は301会議室にて11時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前10時38分休憩

午後1時再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

◎日程第5 議案第92号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第5、議案第92号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第92号の説明をさせていただきます。

議案書は5ページから、議案参考資料は6ページからでございます。

一般職の職員及び常勤特別職の給与改定に準じまして、議会議員の期末手当、支給月数の改定を行うおうとするものでございます。この一部改正条例は施行日の異なる改正を行うため、2条立てとなっております。

初めに、第1条におきまして、現行の12月の期末手当支給月数2.25月を0.05月引下げまして、2.20月といたしまして、公布の日から施行するものでございます。この改正によりまして、年間支給月数は現行の4.5月から4.45月となります。

次に、第2条におきまして、期末手当の支給月数について6月期分を0.025月引下げ、12月期分を同月数引き上げるものでございます。年間の支給月数4.45月は増減はございません。第2条の規定に関しましては、令和3年4月1日から施行をいたすものでございます。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第92号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第92号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第92号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第93号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第6、議案第93号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第93号の説明をいたします。

議案書は7ページから、議案参考資料は8ページからでございます。

一般職の職員の給与改定に準じまして、常勤特別職の期末手当支給月数の改定を行おうとするものでございます。ただいま議決いただきました議会議員と同様の改正を行うものでございます。

初めに、第1条におきまして、現行の12月の期末手当支給月数2.25月を0.05月引下げまして、2.20月といたし、公布の日から施行するものでございます。

第2条において、期末手当の支給月数について6月期分を0.025月引下げ、12月期分を同月数引き上げるものでございます。年間の支給月数4.45月は増減はございません。こちらの改正規定につきましては、令和3年4月1日から施行をするものでございます。

以上、審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第93号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第93号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第93号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第7 議案第94号 榛東村職員の給与に関する条例及び榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第7、議案第94号 榛東村職員の給与に関する条例及び榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

[総務課長 清村昌一君発言]

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第94号の説明をいたします。

議案書は9ページから、議案参考資料は10ページからでございます。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与法の改正に準じまして、村職員の給与及び会計年度任用職員の給与改定を行うものでございます。

初めに、第1条において改正する榛東村職員の給与に関する条例につきましては、期末手当の支給月数について12月期分を0.05月引下げ、一般の職員は現行1.30月を1.25月に、特定幹部職員は1.10月を1.05月とするもので、公布の日から施行をいたすものでございます。

第2条において改正する職員の給与条例につきましては、期末手当の支給月数につきまして6月期分を0.025月引下げ、12月期分を同月数引き上げるものでございます。年間の支給月数4.45月は増減ございません。こちらの改正は令和3年4月1日から施行するものでございます。

続いて、第3条において改正する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例でございますけれども、こちらは一般職の職員の改正に準じまして、本年12月に支給する会計年度任用職員の期末手当の引下げを行うものでございます。

また、第4条において改正する会計年度任用職員給与条例につきましては、令和3年度の期末手当の支給月数につきまして、引用している職員の給与条例の改正第2条による改正部分を引用しているということから、所要の改正を行うものでございます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第94号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第94号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第94号 榛東村職員の給与に関する条例及び榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第95号 榛東村行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第8、議案第95号 榛東村行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案第95号 榛東村行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書につきましては11ページ、それから議案参考資料につきましては14ページ、お願いいたします。

この行政財産使用料条例で規定しております延滞金の額、これにつきましては、地方税法の規定による税の延滞金の額と均衡を失ないように求められておりますことから、税の延滞金と同様の規定となっております。このほど地方税法が改正され、延滞金計算の基準となっております特例基準割合の名称が変更されたため、所要の改正を行うものでございます。

併せまして早期納付を促す観点から、低い利率を適用することとしている期間を明示するものでございます。

なお、施行日につきましては、地方税法の改正に合わせて、令和3年1月1日としております。議案第95号の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） ありがとうございます。

ただいま税法等、税条例と使用料条例ということで、税条例によってというようなお話があったんですけども、その部分についてならって条例改正するという部分について、もうちょっと条文とかを提示して教えていただけますか。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後1時13分休憩

午後1時18分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） すみませんでした。

令和2年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律、これによりまして、地方税法の附則3条の2というところが改正されまして、そこで以前は「特例基準割合」という言葉を使っていたんですが、改正後は「延滞金特例基準割合」というような言葉に改められたものです。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） ありがとうございます。

今、地方税法ということでご説明いただきました。それと使用料条例を見ますと、地方税法に基づいてということで制定されているようですけれども、その地方税法のどの部分がかぶってくるのかということを教えてください。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後1時20分休憩

午後1時20分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） この行政財産使用料条例につきましては、議案参考資料にもあるんですが、地方税法附則の3条の2第1項でこの延滞金のことが書いてございます。古くは昭和35年に当時、自治省からの通知によりまして、税外収入に係る延滞金の徴収、これについての取扱いが出ております。そのところで地方税法の規定による税の延滞金及び延滞加算金との額と均衡を失しないよう措置することが適当であると、そういうふうに通達が出ておりますので、その基になっております地方税法附則のほうが改正されたことにより、今回ならって村条例も改正するものでございます。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第95号については総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第9 議案第96号 榛東村介護保険条例及び榛東村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第9、議案第96号 榛東村介護保険条例及び榛東村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第96号について説明申し上げます。

議案書は13ページ、議案参考資料は17ページをお願いします。

こちらの内容につきましては、榛東村介護保険条例及び榛東村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定ということで、内容につきましては先ほどの第95条と同様のものになります。ほぼ同様でございます。失礼しました。95号と同様の内容でございます。

内容につきましては先ほどと同様の地方税法等の一部改正によりまして、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に文言を改めるものでございます。

附則としましては、令和3年1月1日からの施行でございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第96号については文教厚生常任委員会に付託いたします。



◎日程第10 議案第97号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第10、議案第97号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 議案第97号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書15ページから、議案参考資料19ページからとなっております。

榛東村下水道条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、議案参考資料にて説明申し上げます。

議案参考資料19ページをお願いします。

初めに、趣旨、目的でございますが、令和2年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、用語の改正を行うものです。

次に、概要でございますが、附則第2項「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるものでございます。併せて、その他字句も所要の改正を行うものでございます。

附則、この条例は令和3年1月1日から施行する。

議案参考資料20ページから22ページは新旧対照表でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で議案第97号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第97号については総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第 1 1 議案第 9 8 号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第11、議案第98号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案第98号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書につきましては17ページ、それから議案参考資料につきましては23ページ、お願いいたします。

法律の改正によりまして、マイナンバー制度におけます通知カード、これが廃止されたことに伴いまして、通知カードの再交付手数料の項目を削除するものでございます。

なお、施行日でございますが、改正法は既に施行されておりますので、公布の日施行といたしております。

議案第98号の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第98号については総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第 1 2 議案第 9 9 号 榛東村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第12、議案第99号 榛東村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議案第99号 榛東村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案書は19ページから20ページです。

説明は議案参考資料でさせていただきます。議案参考資料の25ページをお開きください。

改正の趣旨、目的でございます。

成年被後見人の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年12月14日から施行されておりますが、当該法律の施行により市町村が行うべき印鑑登録事務について準拠すべき事項を定めました印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたため、所要の改正を行い、併せて字句の訂正等を行うものです。

改正の内容ですが、26ページの新旧対照表をご覧ください。

表の左側が改正案、表の右側が現行の規定でございます。

条例第2条第2項に印鑑の登録を受けることができない者の規定を第1号及び第2号に規定しておりますが、第2号において規定している「成年被後見人」の表記を「意志能力を有しない者（前号に掲げる者を除く）」に改めさせていただくものです。そのほかは字句の訂正等をさせていただくものですので、説明を省略させていただきます。

附則関係でございますが、この条例は公布の日から施行とさせていただきます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めくださいますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） ありがとうございます。

ただいまご説明いただきましたが、当該法律の施行により市町村が行う印鑑登録事務について準拠すべき事項を定めた印鑑登録証明事務処理要領、準拠だと思われるんですが、今、榛東村のこの条例は全て一言一句同じになっていますか。

以上です。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 当該条例の内容につきましては、市町村によって書き方がまちまちにはなっております。ただ、仕事の内容については、同様の事務処理要領にのっとった仕事ができるようなものにはなっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） 先ほどのご説明では所要の改正を行うというご発言でございましたけれども、今、確認すると一言一句同じではないと、榛東村仕様になっているということで、今の住民生活課長はそういった趣旨、目的でされたので、内容についてもう一度精査をいただくことがいいのかな

と。全て精査をされた上でこの部分だけ改訂行うのか、今、違うということをはっきりおっしゃられたので、どういう部分が違うかというのはまた後日教えていただければと思いますけれども。

以上です。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） また後日の回答でよろしいということですので、また調べまして回答させていただきます。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第99号については文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第 13 議案第 100号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第13、議案第100号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 議案第100号について説明申し上げます。

議案書は21ページでございます。議案参考資料27ページから説明をさせていただきます。

税制改正における個人所得の見直しによりまして、公的年金給与所得世帯においては、収入等に変化がない場合でも国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、現在の軽減基準を維持するために軽減判定基準の算定方法を見直すため、所要の改正を行うものでございます。

内容としましては概要にありますように、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げること及び公的年金給与所得者が2人以上いる世帯の対応としまして、公的年金給与所得者の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を基準額に加えるものでございます。

附則でございます。令和3年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 今の課長の説明は、国保の保険税が簡単に言うと安くなるという考え方でいいんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 個人所得課税のほうの見直しがございまして、所得に当たる部分が10万円個人税のほうが上がるということになって、そうしますとその10万円上がった分が元の収入は変わらなくても所得として上がってしまうので、そうすると軽減の基準額から外れてしまう方が出てきてしまう。そうならないために、控除額を上げるということで対応をします。

なぜ合計の数から1人引いて10万円を掛けるかといいますと、33万円から43万円に上げた分の10万円が1人分の基準額に対応しまして、もし1つの世帯の中に2人、3人給与または公的年金の所得の方がいらっしゃる場合、その人たちの分の上昇分が反映されませんので、世帯の公的年金給与所得者の合計から1を引いて10万円を掛けて、それぞれ所得が上がった分の人たちに対して対応ができるように減免する基準額を上げる、そういう手だてになりますので、今より減免が上がるということではなくて、今を維持するための改正ということでございます。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第100号については文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第14 議案第101号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第14、議案第101号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、議案第101号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は23ページ、参考資料は30ページからとなります。ご覧ください。

議案参考資料30ページをご覧ください。

趣旨、目的でございますが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令が令和2年10月1日に施行され、この改正に基づき、引用する法律に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。併せて字句の改正を行っております。

議案書24ページをご覧ください。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上で議案第101号の説明を終わります。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第101号については総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第15 承認第4号 専決処分について（令和2年度榛東村一般会計補正予算（第7号））

○議長（南 千晴君） 日程第15、承認第4号 専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、承認第4号 専決処分について説明申し上げます。

議案書、それから議案参考資料とも1ページをお願いいたします。

榛東村一般会計予算に補正の必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めますのでございます。

議案書のほう、2ページお願いいたします。

専決処分書でございます。

一般会計補正予算（第7号）は歳入歳出それぞれ5,574万4,000円を加え、総額を82億1,933万1,000円とするものでございます。この補正は新型コロナウイルス感染症との同時流行によります重症化等を防ぐため、インフルエンザの予防接種費用を助成するものでございます。これまでも65歳以上の高齢者等を対象に接種費用の一部を助成しておりましたが、全村民に対象を拡大するとともに、接種費用の全額を助成することで接種を促すものでございます。

県内の市町村でのインフルエンザ予防接種助成の動きがあり、本村でも検討した結果、既に10月1

日からインフルエンザの予防接種が始まっていたこともあり、医療機関が混雑する前の接種を促すために、また早めに周知いたしたく、専決とさせていただきます。

歳入は20款1項財政調整基金繰入金5,574万4,000円、歳出は4款1項予防費、一般経費、同額であります。

承認第4号 専決処分についての説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） ありがとうございます。

承認ということで、村長に認められた専決権で予算をつくられたということでございますが、今回、早めに周知するという事もお聞きしました。少なくとも今回承認で提案が上がってくるとすれば、予算を専決したと、インフルエンザを無料化したと、そういうことをまず議員に何らかの形で周知をして、その後、村民が知ると。どちらが早いということではありませんが、少なくとも村民から聞かれて議員が今回答えられなかったわけですけれども、インフルエンザが始まる。安田課長に聞きましたら、インフルエンザはまだ11月くらいからなので、徐々にお知らせすることで足りるというようなお話のようだったと思うんですが、今、頭を振っているんであれなんですけれども。

インフルエンザについて今から間に合うんかという、今までの人はどうかと聞いたのかな、じゃ安田さんに。今までの人はどうかと聞きましたら、今までの人はいないだろうと。これからなので、インフルエンザというのはもうちょっと先なのでというお話をされたと思いますけれども、いずれにしても周知をする前に、承認事項であれば何らかの形で、議員にこういうことが流れるので村民から聞かれたときには答えられるようにしていただくほうがよろしいんじゃないかと思って質問するんですけれども、お考えをお聞かせください。今後でいいんですけれども。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後1時44分休憩

午後1時45分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） まず、議員からこの助成をするときに確かに質問を受けまして、例えば10月専決決まる前とか、9月とかで受けた人がいた場合はどうしますかという質問は確かにお受

けしまして、一応10月1日からということで、その方はもちろん遑ってですし、いろいろ事情があって9月に受けたという方がいらっしゃったら、相談して助成できるようにということで、相談はしますというお返事をさせていただきましたので、11月以降接種でいいという回答はしなかったように思うんですが。

あとは、今年はコロナの関係もありまして、まず初めに高齢者の方から受けていただいて、高齢者じゃない若い方は10月26日から受けてくださいというふうな国からのそういうお知らせが来ておりまして、その辺がもしかして混同されてしまったのかもしれないんですけども、国からはまず高齢者に受けてもらって、それ以外の若い方はもう少し待ってくださいという、確かにそういう通達がありました。

ただ、その辺はケース・バイ・ケースで、10月早々にお若い方や子どもさんでも受けている方はいらっしゃいましたし、今回の助成に関しても後からでありますと領収書を処分してしまったとか、そういう方も出てきてしまうことも考えられる。それから、ワクチンの効果は接種後2週間から約5か月とされておりますので、なるべく早く受けていただいて、新型コロナウイルスとの同時流行を避けて、重症化や医療機関の混乱を防ぐためにということで、早急にさせていただきました。

そして、住民の方への周知としましては、専決処分が決まってなるべく早く周知をということで、議員の皆さん、お宅にも行ったかと思うんですが、榛東村民全員に費用を助成しますという、こういったチラシを毎戸に臨時の自治会長便で特別というかお願いをしまして配っていただきましたので、議員の皆さんの目にもこれは止まっていたのではないかなと考えております。少しでも早く皆さんに受けていただいて、それによってワクチンの予約が取れにくくなるとか、そういうことも今、全国的に受けるようにという話にもなっていますので、なるべく早く接種を受けたい人には受けられるように、そういうことで早めの対応をさせていただきました。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） ありがとうございます。

今、安田課長のほうで、9月の分についても相談の上、対応できるというお話をいただきました。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

あと、自治会長さんもここにいらっしゃいますけれども、自治会を通じて毎戸配布したということでございますけれども、今は皆、迅速に届くようでございますが、議会事務局等、大変だと思いますけれども、同時期ぐらいにお話しいただくと、議員が知らないで村民から言われるということはないのかなということがさっきの質問の趣旨でございました。今後、いろんな専決等ありまして、迅速にコロナ対応等、行わなければならないものにつきまして、そういうものの迅速なお知らせをいただけるのかいただけないのかというのが2問目です。よろしく申し上げます。

〔「すみません、1つ言い忘れたのでよろしいでしょうか」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 失礼しました。

1つ先ほどのところでお話しし忘れたんですが、このチラシについては議員さんのボックスにも配付していただくように、議会事務局には皆さんに毎戸で配布するとほぼ同時というか、先にボックスには入れさせていただいていたので、すみません、それを言い忘れたのでつけ加えさせてください。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

6番村上慎一議員。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） 質問しますけれども……

○議長（南 千晴君） 質疑をお願いします。質疑。

○6番（村上慎一君） 質疑。

○議長（南 千晴君） はい、質問と質疑、違いますんで。今は質疑で。

○6番（村上慎一君） これ今、課長、説明してくれたやつなんですけれども、これには申請方法、榛東村保健センターで申請の手続を行うということが記載されて、村民に配られているんだと思うんですけれども、さっき知ったんですけれども、川田議員はさいとう医院へ行ったら、そのまま何もしなくてもいいんだという話なんですよね。村民だということが証明されてかなんですけれども、そういったここにわざわざ申請方法という、現物を持って保健センターへ行きなさいとかという、振込口座が分かるものというアナウンスがあるんですけれども、それは例えば村内さいとう医院だとかわかばクリニックへ行ったら、こういった手続は要らないということはアナウンスをしたんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 村内の医療機関でとかということではなくて、年齢によって受け方というかが違うということになります。このチラシにもありますように、65歳以上の今までもやっています定期でのインフルエンザ予防接種、高齢者の予防接種に関しては申請の必要はございませんということです。よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（南 千晴君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

承認第4号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、承認第4号については委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

承認第4号 専決処分について、原案のとおり承認することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。
よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◎日程第16 議案第102号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について

○議長（南 千晴君） 日程第16、議案第102号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 議案第102号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について説明申し上げます。

議案書につきましては25ページ、議案参考資料につきましては32ページ、お願いいたします。

まず、議案書のほうお願いいたします。

一般会計補正予算（第8号）は歳入歳出それぞれ5,003万2,000円を加え、総額を82億6,936万3,000円とするものでございます。また、第2条におきまして、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

今回の補正の主なものといたしまして、歳入におきましては、国有提供施設等所在市町村助成交付金や特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付額の確定によるもののほか、負担金単価の改定によります保育園、こども園に対します国や県からの負担金の増額でございます。

歳出におきましては、事業費の確定または確定見込みに伴います増減のほか、先ほど議決いただきました議会議員、常勤特別職、村職員等について一時金の支給月数の引下げに伴います給与費等の減を計上しております。また、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の10月補正に対応するため、それぞれの科目におきまして村の負担金の増減を行うものでございます。

議案書のほう、29ページお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正といたしまして、2款総務費、1項総務管理費、防災行政無線費220万円、桃泉地区にあります防災行政無線の屋外放送塔が故障したため、修繕費を増額するとともに、年度内の完了が困難であると見込まれますことから繰越しを行うものでございます。同じく2款1項公共交通対策費200万円、本村が運行負担金を支出しております路線バス事業者が今年度から来年度にかけて非接触型決済機器、交通系ICカード決済、これを導入することといたしましたため、負担金を歳出予算に計上するとともに、繰越しを行おうとするものでございます。

続いて、10款教育費、1項教育総務費、複合施設整備事業1億682万1,000円、現在行っております防災中枢機能施設の基本設計が完了した後、実施設計を行う予定としておりますが、この実施設計に10か月程度ほど要することから、年度内の完了は困難であるため、繰越しを行おうとするものでございます。

続いて、議案参考資料のほうに移らせていただきまして、35ページお願いいたします。

初めに、歳入の事項別明細書です。主だったものを説明いたします。

10款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金240万1,000円、それからそのページの一番下ですが、16款2項7目特定防衛施設周辺整備調整交付金73万3,000円は交付額確定によります増額でございます。

1つ上に戻っていただきまして、16款1項1目民生費、国庫負担金、3節児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費国庫負担金2,246万2,000円と、次のページ、17款1項2目3節子どものための教育・保育給付費県費負担金801万9,000円は、単価改定によります保育園、こども園に対しまず国や県負担金の増額でございます。

同じく17款1項の今度3目衛生費県負担金です。説明欄、母子保健等衛生費県費負担金、その下、療育医療給付事業費県費負担金ですが、こちらの2つにつきましては、制度改正によります負担金名称の変更でございます。

続いて、そのページの下の方で、20款1項1目基金繰入金の説明欄、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の休校のため、学習支援員の人件費に充てるための基金繰入金100万円を減額するものでございます。

続いて、37ページお願いいたします。

22款4項5目雑入、まず3節衛生費雑入、渋川地区医師会特殊勤務手当等負担金、これは新型コロナウイルス感染症対策で渋川地区のPCR検査センターで従事いたします村保健師の特殊勤務手当に

つきまして、医師会が負担してくれることになりましたので、その負担金を計上したものでございます。同じく4節農林水産業費雑入で榛東村経営体育成支援事業補助金返還金100万円、これは平成25年の大雪で被害を受けました農業施設を国・県の補助金を受けて再建費用を補助いたしましたが、基準年数が経過する前に取壊ししてしまったため、農家から補助金の返還を受けまして、歳出予算で国等に返還を行うものでございます。

続いて、歳出に移らせていただきます。

39ページ、お願いいたします。

ほぼ中段になりますが、39ページ、2款1項5目財産管理費、14節工事請負費20万4,000円は、しんとう温泉源泉の水位低下によりますポンプへの影響を改善するため、源泉ポンプの運転をタイマー制御するための工事を行うものでございます。

次のページ、お願いいたします。

同じく2款1項、今度11日コミュニティ供用施設費40万7,000円は、コミセンの用地におきまして登記と現況が一致していない箇所が見つかりましたので、必要な登記等を行うものでございます。

続いて、45ページお願いいたします。45ページの上段のほうです。

45ページ、3款1項2目老人福祉費、12節委託料143万6,000円は、利用者増によります委託料の増額でございます。同じく3目障害者福祉費、19節扶助費20万円、次のページに移っていただきますが、3款2項1目児童福祉総務費、同じく19節扶助費423万5,000円も同様に、対象者増などによります扶助費の増額でございます。同じく46ページ、2目児童措置費3,985万4,000円は、保育園、こども園に対しまして負担金単価の改定などによるものでございます。

続きまして、50ページお願いいたします。

6款1項3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金、説明欄ですが認定農業者経営改善補助金90万円、これは農業用機械の購入に対しての補助金につきまして要望が多いため、増額するものでございます。同じページ、6款2項1目林業総務費17万円は、森林組合への補助金の計上でございます。

次のページですが、8款2項2目道路維持費113万2,000円の減は、春の道路愛護が中止になりましたので、各自治会にお支払いする予定でした報奨金の減額でございます。

続いて、52ページ、10款2項の小学校費、それから次のページに移りますが、10款3項の中学校費であります。新型コロナウイルス感染症対策で換気を行いながら冷暖房を行っているため、電気料や冷暖房用燃料費が増額となっております。

続いて、57ページからが給与費明細書でございます。

57ページ目が特別職の表で、一番下の比較のところの合計欄で236万8,000円の減、それから次のページが会計年度任用職員を含みます一般職のもので、上の表の比較の行、それから合計欄の456万6,000円の減ですが、特別職それから一般職合わせまして693万4,000円の減となっております。それと、一般会計全体ですが、渋川地区広域市町村圏振興整備組合負担金が合計で190万9,000円増加とな

っております。主な要因といたしましては、前年度決算に基づきます負担割合の変更等でございます。

榛東村一般会計補正予算（第8号）の説明は以上でございます。審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第102号については総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第17 議案第103号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（南 千晴君） 日程第17、議案第103号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第103号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

議案書30ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ357万5,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億742万円とするものでございます。

続きまして、議案参考資料62ページをお願いします。

初めに、健康保険課所管分について説明申し上げます。

議案参考資料65ページをお願いします。

初めに、歳入です。

5款1項1目保険給付費等交付金、説明欄に普通交付金25万円の増でございますが、こちらは一般被保険者高額介護合算療養費の増額補正によるものになります。次の段の特別交付金60万1,000円の減は、こちらは交付決定によるものでございます。

次の7款1項1目一般会計繰入金ですが、全部で補正額464万7,000円の増でございます。説明のほうにあります1節と2節の保険基盤安定繰入金と5節財政安定化支援事業繰入金、それから6節の福祉医療費削減分繰入金は、交付申請によります額の確定により増額をするものです。3節の職員給与等繰入金は、歳出に計上しておりますシステム改修費分を事務費として繰り入れるものでございます。

続きまして、66ページをお願いします。

歳出です。

2款2項3目一般被保険者高額介護合算療養費補正額25万円の増と2款5項1目の葬祭費補正額50万円の増は、当初見込みより対象の方が多いため増額をお願いするものです。

健康保険課分については以上です。

税務課所管分について、この後、税務課長が説明をいたします。

○議長（南 千晴君） 岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 税務課所管分の補正について説明させていただきます。

議案参考資料66ページをお願いいたします。

1款2項1目12節委託料の補正額は82万5,000円の増です。これは税制改正に伴うシステム改修と、令和3年度から国保税第1期の納付期限を7月とするシステム切替え作業に伴うものです。

続きまして、68ページをお願いいたします。

7款1項1目22節償還金利子及び割引料の補正額は200万円の増です。これは歳出還付金の増額が見込まれるため、計上したものです。

以上で税務課所管分の説明について終わります。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第103号については文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第18 議案第104号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（南 千晴君） 日程第18、議案第104号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第104号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

議案書は33ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ1億3,565万5,000円とするものでございます。

失礼しました。総額を1億3,565万6,000円とするものでございます。失礼しました。

議案参考資料72ページをお願いします。

主要事項についての説明です。

失礼しました。72ページで説明をさせていただきます。

3款4項2目後期高齢者医療広域連合市町村負担金過年度精算金43万円ですが、こちらは前年度、広域連合会の決算確定に基づき、広域連合共通経費について超過分を返還されるものでございます。

次の73ページをお願いします。

歳出です。

1款2項1目徴収費55万円です。こちらは高齢者医療制度見直し等に伴うシステム改修に伴う市町村の後期高齢者医療支援システムの改修費でございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） ありがとうございます。

今、システム改修費ということでお話ありましたけれども、菅総理になってからデジタル庁というものをつくってシステムの標準化というのをを行うと。そういったことは、榛東村にはどのようなところまで話が来ているのか。例えばいつぐらいからデジタル庁が稼働して、こういうシステムの改修費用を個々で取るのはいつ頃なんだろうかということが視野にあるのか。それともしばらくはこういった形で個々にシステム改修が行われるのか。

以上です。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午後2時14分休憩

午後2時15分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 今回のシステム改修の内容につきましては、税制改正に伴いまして基礎控除額等の見直しを行うためのシステム改修費になりますので、先ほどの質問の内容のシステム

改修ではなく、今回についてはこのことについての改修となっております。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第104号については文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第19 議案第105号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（南 千晴君） 日程第19、議案第105号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第105号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

議案書は36ページになります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ672万4,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,980万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、議案参考資料77ページをお願いします。

初めに、歳入です。

2款2項4目保険者機能強化推進交付金208万円及び7目介護保険保険者努力支援交付金254万6,000円は、交付額の決定見込みによるものでございます。5目の介護保険保険事業費補助金82万5,000円は、歳出で説明しますシステム改修費の国庫補助金となります。

次の7款1項2目事務費、一般会計繰入金127万3,000円は、先ほどのシステム改修費に加え介護認定審査会共同設置費負担金の増額により、事務費繰入金を増額するものでございます。

次の78ページをお願いします。

歳出です。

歳出の1款1項1目一般管理費198万円は、令和3年4月からの制度改正及び介護報酬改定等に伴うシステム改修費の費用でございます。1款3項2目認定審査会共同設置費負担金11万8,000円ですが、こちらは渋川地区で共同設置しております介護認定審査会共同設置費負担金の増額でございます。

79ページ、お願いします。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金462万6,000円ですが、こちらは交付金等の交付見込みにより歳入の増加が見込まれ、基金積立てを増額するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第105号については文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第20 陳情について

○議長（南 千晴君） 日程第20、陳情についてを議題といたします。

お手元に配付の陳情一覧表により付託いたします。

陳情受理番号第3号、群馬県ライフル射撃協会会長、岡田榮三氏から陳情のあった県有施設「群馬県ライフル射撃場」廃止の反対を求める要望書については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

陳情受理番号第4号、群馬県医療労働組合連合会中央執行委員長、石関貞夫氏から陳情のあった安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

陳情受理番号第5号、ぐんま子ども愛育の会会長、猪熊篤史氏から陳情のあった父母による子どもの共同養育に関する陳情については、資料配付といたします。

◇

◎散 会

○議長（南 千晴君） 以上で、本日予定されていた日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第4回定例会第1日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後2時21分散会

令和 2 年 第 4 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

1 2 月 1 日 (火)

令和2年第4回榛東村議会定例会会議録第2号

令和2年12月1日（火曜日）

議事日程 第2号

令和2年12月1日（火曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	中島由美子君	2番	小板橋尚君
3番	生方勇二君	4番	善養寺孝君
5番	蜂巣實君	6番	村上慎一君
7番	川田敏彦君	8番	小野関治義君
9番	清水健一君	10番	小山久利君
11番	山口宗一君	12番	岸昭勝君
14番	南千晴君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	真塩卓君	副村長	倉持直美君
総務課長	清村昌一君	企画財政課長	早川弘行君
税務課長	岩田彦一君	住民生活課長	村上誠君
健康保険課長	安田睦君	産業振興課長	山口誠一君
建設課長	久保田邦夫君	上下水道課長	狩野宏記君
教育長	阿佐見純君	教育委員会 教育事務局長	井口克三君

事務局職員出席者

事務局長	飯塚邦守	書記	志岐英代
------	------	----	------

◎開 議

午前9時開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めてまいります。



◎日程第1 一般質問について

○議長（南 千晴君） 日程第1、一般質問についてを議題といたします。

質問順位3番、村上慎一議員の一般質問を許可いたします。

6番村上慎一議員。

〔6番 村上慎一君登壇〕

○6番（村上慎一君） 皆さん、おはようございます。

早いもので今日から12月、師走に入りました。今年は、去年の今頃から新型コロナウイルスの影響ということで、1年が想像していた1年とまるで違った1年を過ごすことになってしまいました。3月の定例会で、冒頭の挨拶で、新型コロナウイルスがパンデミック化してしまうんじゃないかという挨拶をさせていただいて、前回、9月定例会での挨拶では、日本にはもう既に集団免疫が達成しているので、心配ないようですということも挨拶させていただいて、とはいいながら真剣にコロナと立ち向かいながら生活をしていくのがよいでしょうということを発言しました。

昨日、数々の方がコロナに対してのご説明がありましたけれども、今の現状ですと、感染者数がいろいろな公表以来最高を記録して、国をはじめ都道府県では様々な対応が求められている状態です。先月11月の3連休のときにも、北海道や東京、大阪の地域では自粛ムードで規制をかけたということが報道されていましたが、私たち群馬県、山本知事は草津温泉への外出自粛等々を含めて規制はしませんでした。人の移動での感染性のエビデンスがされていないということが、山本知事の判断の要因だったと思います。結果は大きな感染拡大もなかったわけで、よかったことだと思っていますけれども。

感染原因や対象が、治療法が正確に説明されずに、私たちはただただ、我慢だけの生活をしながら日々を過ごしているわけなんです。様々な角度から物事を調べて、実名で現状を説明する専門医等々もいっぱいいらっしゃいます。私は医療関係者でもなく、まるで素人ですが、インターネット等を通じていろんな方の意見を知ることができます。感染者と表現される検査には、国内ではPCR検査が唯一ですが、細かなことは分かりませんが、感染しているとされる陽性の精度と、感染していないという判断をされる陰性の特異度、これ9月にもお話ししましたが、これは医師の国家試験を受ける際に学ぶそうです。陰性と判断された中にも実際は陰性でなかったり、陽性と判断さ

れた中でも実は陽性でなかった。だから、今は日本の新聞等を見ますと、PCR検査を受けての陽性度は、人数は増えているという表現はありますけれども、ずっと4%です。検査を受けたうちの4%ぐらいの方が一応は陽性ということで、感染者という表現をされています。

あと、今、榛東村でもインフルエンザの予防接種の助成とかをしてくれていますけれども、そちらを見ると、インフルエンザですと1日の感染者が何と2万人を超えたという記録もあります。指定感染症になっていないことから、インフルエンザは通常、日常の免疫として私たちと生活を共にしているんですけども、先週、田村厚労大臣が新型コロナを指定感染症として扱う期間を1年延長すると発言しました。ということは、2022年1月までコロナ禍は終わらないということか、終わらせないということになると思うんですけども、そうなると、必然的にオリンピックは行えないということ、国はアピールしたのかと思います。

テレビでは医師会会長やコメンテーターがしきりに、国民が緩んでいる、気が緩んでいるとか言っているんですが、国民は緩んでいるのではなくて、疲れているんだと思います。飽きているんでもなくて、辟易しているんだと思います。それでも、黙って我慢して、マスクをして電車に乗って通勤し、スーパーに並んで買物をして、せっせと働いて、税金を納めているんです。息も絶え絶えに自転車で子どもを保育所に送迎してから物は言えばいいと、これはあるフェイスブックでアップした免疫学の専門の方の投稿がありました。

皆さん、どうぞ機会がありましたらPCR検査の精度と特異度を調べてみてください。

さて、少子高齢化や極端な人口減少が日々の挨拶のように言われている今ですが、今ではコロナ禍が日常で聞こえてきますが、世間ではウィズコロナは何といても立ち止まっている間もなく、様々な動きがあります。2015年に国連サミットで採択されたSDGsでは、1番目の貧困をなくそうから始まって、17の目標に向かって2030年をゴールとした取組がされていますが、何となく先進国等、意識が根強い日本では、現状として6人から7人に1人が貧困だと言われています。また、ジェンダー平等に関しては、2019年12月に世界経済フォーラムで発表された数字によると、153か国のうち120位ととても低い数字になっていて、これらの数字は先進国である日本でも当てはまるものです。

人は平等に生まれ、公正に扱われながら生活をしていくことが望まれています。国籍、人種、肌の色、LGBTだとか、同和地区出身者だとか、年齢だとか、ジェンダー被害だとか、障がい者だとか、もうそんなことを言っている時代は終わって、今のこの世の中はダイバーシティが叫ばれる今の時代です。

今回の質問ですが、そんな平等と公平を念頭に、1番が水道事業について、2番がコロナ禍に対応した予算編成の取組について、3番目がGIGAスクール構想に対する取組についてを、これより自席に戻って質問したいと思います。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） まず、1番目に水道事業についてをお聞きしたいと思います。

9月定例会では、榛東村決算審査意見書が榛東村監査委員より提出され、村の財政や将来像などに対し審査意見をいただいています。毎年の審査意見に上げられるのが、経営成績で言われるのが、当該年度の有収率ですが、令和元年度の有収率は71.77%で、前年度と比較して5.51ポイント低下しています。また、全国と同規模団体の平均値である80.93%とも大きく乖離していると指摘されています。

有収率とは、インターネットで調べてみると、漏水防止対策の推進計画等を考慮して決定すると表されていました。また、有収水量とは、料金徴収の対象となった水量と表現されていました。監査委員が毎年指摘されるように、施設等の老朽化による漏水のほか、不明水などによるものと考えられると言っていますが、有収率を管理し、漏水や不明水の発生を管理し、有収水量をアップさせることで水道料金の徴収できる生きた水の管理が必要であることが、幾つかの自治体での取組を調べている間に分かりました。

改めて、質問するんですけども、事項のことをお聞きします。

9月定例会の決算審査特別委員会での水道課長の発言の中に、農業用水の電気代が大幅に削減できたのは、課長補佐の努力によるものだとの説明があり、しんとうむら議会だよりも大きく写真入りで「電気料削減のために手動運転の操作を指導」と紹介されていました。1人の職員だけに頼るのではなく、人材育成が必要だと思うとの問いに対し、課長の答えには、将来的には費用負担が少なくなるようにポンプの更新を計画して、より職員の負担軽減につながるよう検討していますとありましたが、その内容を詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（南 千晴君） 狩野上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） お答えいたします。

新幹線揚水機場のまず電気料、電気使用量は、課長補佐と申しました職員の知識と経験、そしてその経験を生かし、送水ポンプの制御システムの変更、改修等により、前年比で380万円ほど電気料を削減することができました。

また、これに伴い、上水道会計から一般会計へ電気料金3割ほど負担をしております。それに伴ってそれについては120万円以上削減することができ、トータルで電気料500万円ほど削減することができたと報告しております。

次に、さらにポンプ等の改修を計画しているということですが、これからもっともっと研究をして、いかに効率よく電気料を抑えながら、小さな電気量で送水できるポンプを更新していくつもりでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） 元年度の主要施策の成果説明書や審査意見書等々に細かく数値が出ているんですけども、大きなモーターを大量に使っていますので、その稼働によって電気量はかなり大きく占めているんだと思います。先ほどの説明書を、私、自分なりに表でまとめてみましたが、29年度、30年度、元年、北部関係では33万3,108円のプラスとなっていて、南部関係は412万3,861円の減、トータルで今、課長が言われたように379万円の電気料の削減が達成できたわけです。

大きなモーターをいっぱい動かしますので、当然効率のよい400ボルトを使われていると思うんですけども、私は本来、自分の仕事でも作業員が手動で調整をするというのは、ミスがあったりタイミングをはずしたりとかしてなかなか有効でない場合がありますので、これは制御盤で何かしらの信号をもらって、最適なときに稼働させるということによって、無駄を省くということが通常できますので、そういったことは取組はされないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 今回、農業用水の電気料が削減できた理由として、先ほど送水ポンプの制御システムを変更したことが要因と説明しましたが、今後もそのような、村上議員が言うように、先ほども言いましたが勉強しながら低コストで村民に、また農家の方に農業用水、飲み水が安定供給できるように心がけてまいります。

以上です。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） 議員になってから、毎年この監査委員からの審査意見書を見させていただくと、毎年、毎年、有収率の数値が低いと。特に、今回は昨年と比べると5.51ポイントも下がってしまったと。これもインターネット等で同類団体等含めて調べますと、本当に榛東村の有収率は低くて、感覚的に監査委員の表現からも、有収率が下がっていると、先ほど言ったように、料金を頂ける数値でカウントされませんから無駄が多いと。

ただ、聞き取りのときに課長、課長補佐とも話した中で、私が感じていることは、村民や村の企業さんから榛東村で生活していて水が足りないということは聞いたことがありません。ということは、有収率が低くても水は賄えているということになりますから、それを逆算をして、だったら、今の低い有収率をベースとして、つくる水道の量を減らせば無駄がなくなって、給水原価を使わなくていいことになるので、これは独自にちょっと表をつくって計算してみましたけれども。

村の有収率は71.8%で、同規模団体平均が80.93%です。この差があるんですけども、給水単価というのは給水収益割る有収水量なので、228万6,969円を165万2,017立米で割ると、出ていましたけれども、1立米当たりが138.38円ですね。給水原価は、経常費引く長期前受戻入金等を引いて、それ

を有収水量で割るんですけれども、原価が125円25銭。となると、先ほど私が申し上げたように、今の有収率でも榛東村の家庭や企業、公共施設等で水が足りないよという意見がありませんから、だったら、無駄に水をつくらなければ、その原価がなくなりますので、もし同規模団体等平均が80.93%の有収率がある場合の計算をすると、単純に26万400立米の数値が計算で出てきます。

それを、まあ乱暴ですけれども、先ほどの給水原価125円25銭をかけると、4,042万7,100円という数値です。これは、当然ポンプの稼働時間も違いますし、薬品の量だとかいろいろ変わるので、まるっきりぴったりの数字はないんでしょうけれども、この大きな数字が、皆さんがしっかり、先ほども言ったように、汗水たらして稼いだお金の中から税金を払って、そこで榛東村に利用されているわけなんで、無駄がないような使い方をするには、やはりこの有収率というものを観点にいろんなことを管理されていかれたらいいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 村上議員の言うとおりでございます。ただ、職員、今回、9月のときも言いましたが、村内全域において今までに何回も漏水した管路や古いポリパイプ移送管を使用している地域、また水圧の高い地域などを、漏水探知機、また音聴棒を使って、歩いて調査しました。残念ながら、職員の力では今回、漏水箇所を発見することができませんでした。

次の一手として、現在、各浄水場の配水管に設置されている流量計が正常に作動しているか、今は調査しているところでございます。その流量計の調査が12月上旬に報告ということになっておりますので、その結果も考慮しながら、今、有収率をいかに上げるか、また不明水をいかになくすか努力しているところでございます。

また、今後、これから冬の時期、地下水、榛東村は地下水がありますので、地下水が低くなる時期に入ります。そのときには、業者、プロにお願いし、漏水調査を今、検討しているところでございます。よって、榛東村有収率71.77%、前年度ですが、同規模団体の平均80.93%に少しでも近づけるように、これからも努力してまいります。よろしく申し上げます。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） ありがとうございます。

榛東村公共施設等総合管理計画、29年3月に制定されて、インフラ整備、水道だけじゃなくて公共施設等々の管理計画が掲げられているんですけれども、管理体系として、施設の長寿命化、適正な維持管理、当然なんですけれども、村民が安全に暮らせるために、いろんな施設を村で持っているんですけれども、適切な管理をしないとそこに費用がかかってしまう。急激な予算が発生してしまう。いつだかの一般質問で言いましたけれども、日本全国、群馬県も含めて榛東もそうなんですけれども、全部今の持っている施設を今のままでは維持管理ができないということは申し上げました。

榛東村でのインフラ施設の更新費用を試算すると、ずっとこの40年間ですか、見ていったときに、インフラ施設では67億円の財源が不足する。となると、こういった計画が見えてきているわけですから、日々、少しでもその費用がかからないように見ていくわけなんですけれども、インフラ施設の管理体制の中に、先ほど言った長寿命化、適正な維持管理の中で、1番として定期的な点検、診断等の実施、2番が予防・保全型維持管理の実施、3番、インフラ施設長寿命化計画の策定、4番、日常的な維持管理業務の効率化、この大きな4つの項目に則って、先ほど課長が申し上げてくれましたけれども、日々管理をしながら施設が適正に動くようにと思うんですけれども、この取組に対してはどんな動きを今現在、榛東村でしているんでしょうか、お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） まず、毎日職員が水道施設の巡視を行い、機械器具等の点検、調整を行っております。毎日巡視を行うことで、早期に異常等を発見し、対応しておるところでございます。

また、毎月の水道施設等の機械器具、また電気設備の保守点検は業者に委託しており、その点検結果報告を見て、またアドバイスを受けながら、現在、維持管理を行っているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） 来年からですか、日本もデジタル庁ができるとかということで、日本はデジタル社会が先進国の中でかなり遅れているところにあります。最近、頻繁に言われているIoTの利用だとかAIの様々な発達を見ると、先ほど申し上げたように大量の容量を持ったモーターを使う電気の稼働等々は、運転制御でいろんなことで管理ができますので、いろんなところでそこらへんを効率よく使用されて、村民が安心して飲める水を適正量つくれるように努力をしていただければと思います。

続いて、2番のコロナ禍に対応した予算編成や取組についてということをお聞きするんですが、多分に漏れずこれだけ生活、活動の自粛をされていますので、私たち一般人、あとは事業所等々も収入が減っているのは否めないところだと思います。そういった中で、大変な思いをしていると思うんですけれども、予算編成の仕方ということはどうのように捉えて進めているんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（南 千晴君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 村上議員おっしゃられるとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で国と地方の税収は大幅に減ることが見込まれております。国の税収が減るということは、地方への各種交付金も減る、このことを覚悟しなければならないと考えております。

そのような状況下におきましても、地方公共団体では新型コロナウイルス感染症への対応はもちろん、住民生活、それから地域経済の活性化なども考えていかなければなりません。そのため、新年度予算編成に当たり、総務省、国では地方財政の基幹というべき地方交付税について、今年度令和2年度と同額同程度の水準を確保したいと、このように言っておりますが、それはちょっと厳しいのではないかと、そのように考えております。

10月に行いました新年度予算編成に関する会議におきまして、村長からも来年度の税収、それから各種交付金は確実に減るが、人口減少対策等待ったなしの事業については確実に予算化するとともに、例年以上に優先順位を考えた新年度予算としなければならないと、このように指示があったところでございます。

その上ですが、財源の不足につきましては、基金の取崩しや村債の発行で賄うこととなりますが、新型コロナウイルスの感染が拡大、または長期化すれば、対策費用が増える一方で、税収等はさらに減ることが懸念され、厳しい財政状況が続くことも予想されます。

いずれにいたしましても、コロナ禍での予算編成となりますので、国及び県の予算編成の動向、これも注視しながら村の課題に対応した予算編成を行っていききたいと、そのように考えております。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） ありがとうございます。厳しい状況の中、やはり村民の社会福祉向上を最優先に予算組みをしていただければと思います。

先ほど、インフルエンザの補助等も榛東村では実行していただいて、いろんな新型コロナウイルスの感染対策事業に対してもいろんな保護をしていただいている中ですが、このコロナ感染症対策として、補正予算を組みながらいろんな事業をしてきましたが、まだこの先の見えない現状で、コロナ感染症対策として、またさらに新たに何か村で考えているメニュー等はあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 新型コロナウイルス感染症といいます国難ともいえるべき局面に際しまして、国も1次、2次の補正予算を編成し、感染拡大防止と雇用の維持、経済の回復に当たってきております。

村も感染拡大防止や住民の生活のために、その都度、補正予算を編成してきておりますが、いまだコロナ禍の収束がいつになるか、見通せていない状況下でございます。

議員おっしゃられます現在の考え、予定とそういうものはちょっと今のところございませんが、これからも予算編成を含めまして、必要となる時期に必要な施策を取っていききたい、行っていききたいと考えております。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） ありがとうございます。ぜひ、適切な方向性を見極めながら進んでいただければありがたいと思います。

予算編成の中で3番に、コロナ禍で一番影響を受けた子どもたちに対する支援や対応はということ、これは教育長にお聞きしたいんですけども、国が学校の休校等々含めて、GIGAスクール構想を前倒して行っていただきました。それに対して子どもたちは、親もいろいろ変わったでしょうし、友達との動きも変わったでしょうし、一番弱者じゃないかと私は思っているんですけども、その子どもたちに対する費用の中で、何かしら教育委員会で取り組んでいるものはあるのでしょうか、お聞きします。

○議長（南 千晴君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） コロナ禍で子どもたちが受けた影響というお話でございますけれども、一つは生活の乱れ、それから自律神経といいますか、いろんな影響を与えるそれが乱れてきたと。それから、運動不足であった。それから、友達との交流が少ない。もう一つは、もう学校は再開しておりますが、新しい生活様式と、こういう中で不自由を強いられてストレスになっていると。全部が全部ということではないですけども、こういう影響が考えられる。

そこで、教育委員会として、今のところ幼稚園、小中学校からのコロナ禍を原因とするような不登校であるとか登校渋りというのはいないと、こういう報告を園、校から受けております。子どもたちのストレスというのは、通常もそうですけれども、担任の先生をはじめ、学校、園、全体の職員が見守りをして、特にそういう場合、当然教員も対応に当たるんですけども、学校に配置しておりますスクールカウンセラーを相談できるような体制を整えてあるということでございます。

今後も、いろんな課題を持っている子どもたちがいますので、子どもであるとか保護者であるとか、そういう心配であるとか不安については寄り添っておきたいと。特に校長会議等を通しまして、直接指導に当たる担任の先生については子どもの立場になって考えたときに、つらくとも子どもなりに頑張っているという姿勢、それから駄目だという否定はせずに受け止めていくと、こういうこと。再開後は修学旅行であるとか校外学習、いろいろ制限をかけて宿泊ができなかったとか、方面を変えたということはあったんですけども、代替行事をつくったと。それは、当然感染予防をしっかりと徹底した上で実施したわけですけども、子どもたちの様子を聞いてみますと、みんなで協力して一つのことを成し遂げられたという達成感を味わったのではないかな。それが次の意欲につながっていくんだろうと。そういうふうに考えています。

以上です。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） ありがとうございます。教育委員会のお考えというのは、いつもしみるところがありまして、これからの可能性を持った子どもたちですから、この榛東村を含めて、これから成長していく中で受ける教育の質等々によって、先ほど言ったように、いろんな世界へ羽ばたさせてあげたいので力強く見守っていただければと思います。

なぜ予算のところで教育長に聞いたかといいますと、今回、GIGAスクール構想で1人1台のタブレット端末等々の配布が国の前倒しでありました。そうすると、隣の渋川市ではインターネットの通信環境が整っていない小中学校の家庭について、1世帯1万円を上限に初期設備費用を補助しています。また、高木市長はICTを活用した教育の推進は利点もあるが、教育格差が広がってはいけない、学ぶ環境を正しく整備したいと説明し、経済困窮者世帯に対しては、来年度以降、通信費の補助も検討しています。

また、隣の吉岡町では、HiBallプランと称して中学生全体に対してはもう既に10月に情報端末を1台ずつ貸与を終了し、11月17日の上毛新聞には、町議らが3年生の英語や2年生の理科の授業を視察した様子が掲載されていました。

本村では一般会計補正予算（第5号）、新型コロナウイルス感染症対策事業として、子育て世帯への臨時特別交付金の対象から外れた高校生のいる世帯へ、対象者1人につき1万円の給付をしていたが、また、一人暮らしをしている学生への支援として3万円の支給もしていただきました。

平等と公正を考えると、インターネット環境の整備にも補助金を給付されて、全ての児童・生徒が同じ環境になることが公平になると思うんですけども、その考えに対してお聞きします。

○議長（南 千晴君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） GIGAスクール構想と、大きなくくりでお話をさせていただきたいと思うんですけども、これは令和2年の2月に文科省のほうから出された構想でございます。これに沿って考えてみますと、文科省の考え方というのは、まずは学校にはいろんな子どもたちがいます。特に特別支援関係の、特別な支援を必要とする子どもたちも今いると。ただ、そういう子どもたちも含めて、いろんな子どもに個別適応化して、そしてそういう一人一人の子どもたちの資質能力が確実に育成できる、そういう環境をICTでつくっていくんだと。

それを受けて、榛東村教育委員会では何からやるかと、優先順位として考えたときに、やはり学習活動の一層の充実がまず一番だろうというふうには考えました。それは、前々からいろいろ答弁させていただいているように、授業を変えていくと、授業を改善すると、これが一番だろうということなので、榛東中学校をICTプロジェクトの拠点校ということで指定をされたこと。

そうすると、今、1人1台、まだ全部は入っていませんけれども、年度内には入るということを考えてきたときに、やっぱり授業を変えるという視点でいったときには、まず、今までの授業と違って先生と子どもたちの双方向の学びが可能になる、授業が可能になると。それから、一人一人のニーズ、何

を必要としているかと、それによって個別学習ができると。それから、いろんな意見がすぐ触れられると。中には非常に手を挙げるのが嫌だとか、そういう子がいるんですけれども、これを活用することによって、その3つのことを考えていくと、授業が改善されるだろうと。それを第一に考えて現在やっております。

そのことについては、小学校もこれから入りますので、今度は小学校でやろうと。そういうふうには指示はしてございます。

近隣の他市町村では、いろいろそれに対して補助をしていると、そういう話は私も新聞報道等では読んでおりますけれども、現在の段階はまず授業ということですので、それを第一に考えているので、補助というのはこれから先考えていく。例えば、不登校の子どもさんであるとか、それからあまりやってほしくありませんけれども、コロナ禍による臨時休業が起きたときに、子どもたちは家庭に戻るわけですから、そこで、じゃ、例えばモバイルルーターをどうしていこうとか、今の状況ではこういう方法があるだろうと、それを考えていきたい。そのときに、例えば保護者の負担というものが発生する場合については、村当局と相談をしながら進めていきたい。それは、あくまでも今やっている次の段階、レベルかなど。そういうふうには考えていますので、今の実践を積み重ねて、もっと広い使い方ができるときに発生することかなど、現在はそう考えております。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） ただいまの教育長の発言を聞いて、すごく安心したところであります。私は、今は職場が前橋なんで、本村にパソコンを導入する滋野堤水堂へ、25日にアポなしで行って、そしたら、5分のところなんで、あそこの会長と社長さんと話をいろいろさせていただいた中で、榛東村、吉岡町は多分すごくいいですよと言っていました。取組を、幸か不幸か自治体が小さいので、野口先生をはじめ、ICTにたけた先生の考えが浸透しやすいと。

前橋などは大きいんですけども、ルーター付きの端末を子どもに配るそうなので、どこにいてもネット環境につながるそうです。だから、榛東は、滋野さん、社長が言うには、来年の夏休み以降が勝負でしょうと言っていました。今、教育長言われたように、タブレット端末を使ってできる作業というのが限られては、私が今回この資料を調べたのも、ほとんど会社でインターネットで検索で、次から次へと新しいものに出会い、数値を確認し、ここに至るんですけども。

先ほど、教育長言われたようにいろんな児童・生徒がいます。例えば不登校の児童・生徒を支援する遠隔教育ですとか、中には不幸にも病弱の児童・生徒を支援する遠隔授業ということで、タブレットを貸与して、そしてインターネットにつながる環境をつくってあげれば、連絡、見張り、その子の状態、全部が見えますので、当然先生の負担もなくなりますし、子どもたちに平等で、かつ何度も言いますが、公平な教育環境を与えてやることのできるんだと思います。

今の時点では、補助事業、補助金の考えがないということでしたけれども、教育長ご存じのように、

国のほうもそういった家庭に対しての補助事業というのは予算を持っていますので、147億円ぐらいですか、文科省が家庭学習のための通信機器整備支援として、モバイルルーターですけれども、そんなものもありますので、今から十分検討されていて、何度も言いますけれども、幸せになるために子どもたちは生まれてきていますので、みんなが平等で公平な扱いを受けて、同じような教育を受けて伸びていってほしいと思います。そのためには、今までと同じように子どもたちを温かく見守ってあげてほしいと思います。

もうちょっと時間がありますので、このGIGAスクール構想に対しての榛東村なりの方針、考えというのが何かあると思うんですよね。この榛東村の教育というところを、これは31年度につくられたものですが、基本理念や基本目標等々、立派なものが掲げられていますし、確かな学力の育成というところでも、授業改善班ですとか、ICT教育推進班を設けて積極的に子どもたちの成長を見守ってくれているという姿勢がありますので、ぜひ、榛東村のこういったことに取り組んでいて頑張っているところをお聞きしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（南 千晴君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、村上議員さんのご質問にお答えいたします。

本村ではICTを活用することが主たる目的ではなく、子どもたちが主体的で対話的で深い学びを行うことで、思考力や表現力、そういうものをしっかり身につける。そういう授業を行うことを最優先として考えております。そのためには、先ほど話がありましたICTを効果的に活用する、そのことによって子どもたちの考えを可視化して、それを互いに見合い、そして、その見合った考え方を比べたり、もしくはよさを見つけたりして授業を進めていく。そういう授業構想を今、村を挙げて取り組んでいる、そういう構想の実現に向けて、村全体を挙げて取り組んでいるところでございます。

また、アプリケーションソフト等をうまく活用すれば、子どもたち一人一人の実態に応じた補充的な学習も可能になると考えます。

このように、まずは子どもたちがしっかりとした学力を身につけられるような授業づくりを村全体行う中で、ICTを使い、個別最適化した学習環境を教育委員会としても充実させていくつもりでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 今、説明があったとおりなんですけれども、村上議員のおっしゃる公平性、これについては教育の基本でございますので、しっかりとそのへんは再認識をさせていただいて、ICTだけではなくて、いろんな活動の中で取り組ませていただきたいと思います。

あと、補助金については、またいろんな段階で調べていただいて、いただけるものはいただい

きたいとは考えています。

以上です。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） ありがとうございます。前にも申し上げたように、児童・生徒は、食べて、学んで、遊ぶ、この3つがセットで成長していきます。それをトータル的に教育委員会のほうでいい方向に行くように見守って、指導して、伸ばしていったらあげれば、多分皆さんいい子になって、このグローバル社会へ飛び出て活躍できる子どもになると思うんです。ぜひ、これからも今までどおり、できればICTというものが初めて広がっていきますので、その活用も有効に使いながら、子どもたちの将来を見守っていただければと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（南 千晴君） 以上で6番村上慎一議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩といたします。再開を10時5分といたします。

午前9時48分休憩

午前10時5分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位4番、川田敏彦議員の一般質問を許可いたします。

7番川田敏彦議員。

〔7番 川田敏彦君登壇〕

○7番（川田敏彦君） 皆さん、こんにちは。7番川田敏彦です。高齢者で質問が大ごとなんです。

今日の質問は3問。1問目が茅野遺跡、それからそこから出た耳飾りなどの国の重要文化財、これに指定されたものについての経過について。それから、2番目が郷土の歴史資料、これをいかに村民みんなのものにしていくかと、そういうところから。それから、3問目に上野原にある射撃場、県有の射撃場の廃止、これが知事が中間報告をしてきましたので、それに対して存続をしてほしいという声、それを届けるということで、3問やる予定です。

榛東村、自然環境もいいし、それから私たちが見直すいろんな歴史的な文化財、郷土のいろんな大切なもの、大事なものがたくさんあると思います。それを私たちが再確認をして、そしてそれを発信していければと思います。また、いろんな歴史的な文化、それから遺産、これを小中学生の教材にもなって、そして郷土への誇り、それから郷土愛と、そういうのを育む教材にもなっている。

また、今、介護施設だとか医療機関とか博物館が、昔の資料を使って高齢者を元気にする、そういうセラピーが始まっているんです。やっぱり昔のこういう戦前、戦中、戦後のいろいろ大変なときの日用品、生活の使っていたもの、それから仕事で使っていたもの、こういうものを見ると、お年寄り、

高齢者の人たちがうんと話が弾むというんです。それが認知症対策にもなるということで、全国でそういうものを使って高齢者に元気になってもらおうと、そういう取組が始まっています。

榛東村の持っているそういういいものを使って、子どもたちが夢を持ったり、高齢者が元気になったり、榛東村の6次総合計画にもそういうふうな表題であります。そういうところに村も議会も発信、村民に対して、住民に対して発信ができればというふうに思います。

以下、自席で質問させてもらいます。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 7番川田です。

最初の質問なんですけれども、茅野遺跡の保存計画、これについてお伺いします。これは国の重要文化財になって、発掘調査報告書というのが、遺構編というのは既にこういう立派なのが出ています。この遺構編、これは2005年に出て、これは茅野遺跡の報告書なんです。これが文化庁に行っているわけです。それで、（1）遺構編と、これが史跡なんですけれども、もう一つ出さなければならぬわけですね。（2）遺物編、その遺物編というのが茅野遺跡から出てきた1,950点の国の重要文化財に指定された出土品です。これは577点の耳飾りのほかに土偶や石棒や岩板や手燭土器というんですか、ランプ、そういうのを全部含めて1,950点あるんですけれども、それを同じように発掘調査報告書、これを出すということです。

こちらのほうが、茅野遺跡のほうは、史跡のほうはすぐ報告書が出たんですけれども、耳飾りなどの出土品がまだということなんです。これは、何でこの報告書が大事かと、なぜ急がれるかと、これは前の質問でもしたんですけれども、今の状態は茅野遺跡はまだ発掘調査中という、形の上ではなっているわけです。この出土品のこの報告書が出れば、すごく立派なものが出ると思います。それが出て、初めて発掘調査は終わるということになるわけです。そして、文化庁から榛東村に移るわけですね。そして、あそこの茅野遺跡もいろいろ活用ができるようになるわけです。

そういう点で、これを作っていくということが急がれるわけなんですけれども、この発掘調査報告書、1,950点ありますからかなり労力を要するんですけれども、この間、専門の方も入ったりしてスピードアップされているかと思います。その進捗状況、これをお聞きしたいと思います。

○議長（南 千晴君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、川田議員さんの質問にお答えいたします。

茅野遺跡発掘調査報告書遺物編についてでございますが、現在、校正中でありまして、令和3年2月中には印刷製本が完了する予定でございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） それは喜ばしいことです。これができれば、もう榛東村で堂々とというか、管轄でできるわけですから喜ばしいことです。そうすると、同じくですけれども刊行と同時に文化庁へも同じ時期ということで、よろしいんですね。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） そのとおりでございます。令和3年2月中に文化庁へ提出予定でございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 来年令和3年2月中にこれができるということで、本当につくっている皆さん、本当にご苦労だというふうに思います。これができれば、そうすると新たないろんな役割が出てくるわけですよ。画期的にできるわけです。今度は榛東村として茅野遺跡をいろんな活用ができる。と同時に、耳飾りなどの出土品の細かい資料が出るわけですから、写真からスケッチから内容、背景、1点ずつ全部できる。これよりも恐らくもっとずっと厚いようなものができると思うんですけども、そうすると研究資料ができるわけです。そうすると、新しい今までにない役割が出てくるということになります。

前、教育委員会が出した茅野遺跡の保存整備構想、これ立派なもの。それから、整備基本計画、こういうのがあります。ただ、これが基本整備構想は平成15年で、整備計画は平成16年なんです。もう十数年たっているんです。中も本当に内容はすばらしい内容で、考古学者の権威の小林達雄先生、國學院大學の教授の下でつくってあって、水場を復旧するだとか、復旧住居をつくるだとか、周りの植生を当時の縄文時代の植生を植えるだとか、いろんなすばらしい計画があるんですけども、ただ、今の時点で十数年前のこういう構想ですから、これをこのまま使うというのは非常にまたちょっと大変な面もあるかというふうに思います。

それから、財政の問題もあるかと思えます。この見直しの計画というのはどうなっているのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、お答えいたします。

茅野遺跡の保存整備基本計画につきましては、策定された平成16年度より15年程度経過しており、埋蔵文化財に関する新たな役割も含めて考えて、次年度については文化庁や県教委とも協議をしながら、耳飾り館も含めた茅野遺跡の保存活用計画の在り方について考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） どうもありがとうございます。そうですね。新たな活用計画というのが出ますので、いろんなところからの助言も受けてやっていくと、そういう方向はいいと思います。

それから、今、耳飾り館のことも出ましたけれども、耳飾り館も改めてまた役割が出てくるわけです。この研究施設としての役割というものを今度は強くなってきます。この報告書ができれば、それに基づいて研究者や学生やマニアは来ますし、縄文時代もまだまだ未解明の問題がいっぱいあって、この前も学芸員の人が言っていたんですけれども、人間の原点とか精神的な高さというのが、縄文時代のところにいっぱいあるというんですよ。だから、そういうのはまだまだ解明されていないわけです。そういうのがいろんな出土品からも研究できると。研究施設としての役割はぐんと上がるわけです。

それから、郷土の誇りとしての役割もあるし、それから、今、特別展示室を使っているような榛東村の中の文化だとか、また榛東以外のものも含めているいろいろ使っています。そういう点では村の文化の中心としての役割、これもまた強くなっていくかと思います。

それから、観光的な要素ももちろんあります。最初は、何か観光的な要素がかなりあったというのを聞いたんですけれども、観光的な要素もこれはもちろん必要ですから、人に来てもらわなければなりませんから、ぜひいろいろな人たちの力で、改めての計画をつくっていただきたいというふうに思います。

それから、整備委員会なんですけれども、この整備委員会もやっぱり十数年前ですので、もう今現役を退いている人たちもかなりいるわけですね。今、名簿があるんですけれども、整備委員会も再検討する必要があるかというふうにも思います。地域の専門家や郷土研究に携わっている人なんかも含めて、地元のいろんな人なんかも含めて、整備委員会の検討というのはどうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） では、お答えいたします。

茅野遺跡から発掘された多くの耳飾りは、国の重要文化財であり、また茅野遺跡についても国指定史跡でございます。さらに、耳飾り館も郷土の大切な施設として認識をしております。保存活用計画の在り方をさらに深めていく整備委員会については、次年度についてその在り方、また委員の構成についても併せて考え、今後検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 在り方を検討していただくということで、幅広く検討していただければと思います。

次に、2問目の郷土の歴史資料の公開・展示というところでお聞きします。

榛東村の友好姉妹都市というんですか、それは大洗町、ここは今、郷土の歴史資料に力を入れているということです。見ましたら、幕末と明治の博物館というのをつくっているんです。その中で町の人たちの、町の中の郷土の資料を集めて、立派な建物でできているようなんですけれども、今の榛東の郷土資料の保存の現状というんですか、大まかでも構わないんですけれども、どんなふうになっているかお聞きします。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、お答えいたします。

現在、北小学校の郷土資料室及び耳飾り館に、榛東村の明治時代から昭和初期までの郷土資料約500点が保管されてございます。ともに常設的な公開は行っておりませんが、小中学校の社会科の授業の中では、教材として活用していることもございます。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 私もこれ、前、学童保育があつて北小に行つて、後で学童保育の奥に郷土資料室というのがあるというのを聞きまして、今、答弁にあつた北小の歴史資料室というのか、見させてもらつてきました。本当にすごいというのか、ケース、棚にきれいにこう整理されているんです。明治、大正、昭和と、いろいろあつて、中には江戸時代と思われるようなかんざしや印籠やきせるとか、手鏡とか、道しるべとか、そういうものもあつたようでした。

それから、新聞で、昭和16年12月9日の読売新聞ですか、あつたんですよ。見ましたら、真珠湾の攻撃の成果なんか書いてあるんです。そういうのがきれいにとつてある。それから、軍服、軍靴、軍隊手帳、勲章。あとは農機具も、くわ、糸車、それから座ぐりというんですか、みの、放水機というんですか。それから、桃井小のときの教科書、桃井小の屋根のマークの入つた鋳型のある鬼瓦。それから、壁には桃井国民学校と書かれたゼロ戦のプロペラ機もあるんですよ。これは本当に貴重な資料だつたというふうに思います。

先ほどの答弁で、それが常設ではないということだつたんですよ。あれは本当に宝物だと思います。ですから、あれをもう少し、もう少しというか、活用ができないかということなんです。一般には公開されていませんから、先生に、学校に聞いて、そして向こうの都合のいい時間に行つて見るんですけれども、非常にきれいに整理されていますから、これはぜひ公開、それから保存、保存はもうきれいにされている、活用計画を考えてもらえないかと。活用はどうでしょうかという質問です。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） では、お答えいたします。

郷土資料につきましては、村民の皆様から子どもたちや村民のためということでいただいた大変大切なものと認識しております。例年、2月から3月にかけて、耳飾り館において特別展、昔の暮らし展を開催し、一般の村民に向けた公開を行っております。

また、同時期に、小学生については3、4年生が、昔の暮らしの移り変わりや郷土の伝統などを学ぶため、社会科学習の一環として耳飾り館に来館する、そのような機会を設けております。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） いろんな形で活用されているという話です。これを耳飾り館に行ける人が必ずしも多くなかったり、それから小学生が使っていると、社会科の学習で、それはいいことだと思います。これをもっと広げるような計画を持っていただきたいというふうに思います。

それから、今、耳飾り館の展示ということで、いろんな資料があると思います。今、耳飾り館の特別展示室は、この前、広報ひかりに出ていた廣場山大福院、これのいろんな展示をしていました。見に行きましたら、ふだん見られないものがいっぱいありました。それで、お触れ書きもあったんですよ。安政2年1855年、これを見ると私でも読めたんですけども、異国の船が度々渡来すると、不穏だと、武運長久などと書いてあるんですよ。これは安政2年ということだから、2年前にペリーの艦隊が浦賀に来ているんですよ。その1年前に今度は下田に来て、そして、それを京都の本山の聖護院というんですか、聖護院から全国の末寺へ通達を出したんです。お触れ書き、通達、異国の船が来て不穏になっているから、やり合いがあるかもしれないと、住職も心しておくと、こういう内容なんです。こういう内容は榛東村にとっては非常に貴重な資料だと思います。こういうのも保存、それからいろんな展示についても考えていただければというふうに思います。

それで、こういう資料、歴史資料がいっぱいあって、それを展示ということになるんです。そうすると、どうしても今言った耳飾り館、それから北小は北小で持っている。それから、ほかのスペースもあるかと思うんですけども、そうすると展示会場をどうするかという点に行くと、1つの部局だけでは難しくなるんだというふうに思います。ですから、例えば、そうなりとやっぱり6次計画にあるように、子どもたちや高齢者にも元気で夢を持ってもらうというふうになるためには、村長、教育長を中心に、こういう郷土の文化をどういうふうに展示していくかと。それから、改めて再確認していくかと。そういうところからやっぱり考えていかなければならないというふうに思います。

それから、この6次の文化政策、総合計画が、人と文化を育むむらづくり、こういう中で学校教育、それから生涯学習の推進という中でも、これをネットワークして、いろんなものを、そして利用しや

すい生涯学習施設づくりをしていきたいと思います、こうに言っていますから、こういう榛東の歴史的な資料を、展示についても幅広くやっていただければというふうに思います。

耳飾り館の特別展示室というのは、ちょっとやっぱりスペースが小さいんですよ。ですから、他の会場も含めて、貸出、それから総合的観点からどう考えているかと、これは教育長ですか、全体の立場でお願いします。

○議長（南 千晴君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 北小学校にある郷土資料室については、私もあの学校にいましたので、年に何回か、興味のある方がお見えになって、見させてくださいということがございました。非常に川田議員がおっしゃるように貴重な資料でございます。あの部屋については、私の記憶では文科省の補助を受けて、ああいうふうな部屋にしたので、簡単に直したりということができないと、当時そのようなことを言われました、教育委員会のほうから。

ただ、場所的にもちょっと離れたところというところでありまして、議員がおっしゃるように幅広い世代の方にやっぱり榛東村のある程度の歴史、重要な資料を見ていただくことは非常に大事なことだと。なかなか、場所を変えるというのは、非常に貴重なものですから、事故であるとか破損というのが非常に心配されるわけですが、議員がおっしゃったように何らかの方法で、特定の方ではなくて村民全般の方に見ていただく機会を設けることは検討してみたいと、そのように考えています。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 心強い答弁をいただきまして、本当にこれは1部署でというだけでは、なかなか全体的にはできないと思いますので、総合的にということですか、村全体でこう村民全体が見られるように、広い立場でやっていただければというふうに思います。

それから、この2番目の最後のところなんですけれども、役場庁舎の活用というのも、これもまだまだできるのではないかとこのように思います。役場庁舎に入って、エレベーターがあって、奥のほうに行って、あそこで一休みして、それでこうに目を上げると、こっち側に村の特産物とか、それから技術の商品化されたものなんかがあるんですね。でも、なかなかあそこまで行って見るというのはなかなか大変です。私も榛東村役場が新しいところになったときは、やっぱり用のある役場の課にすぐ行くわけです。住民生活課だとか健康保険課。そうすると、奥に入ってあそのコーナーを見るということがほとんどないんです。言われて初めて分かったり、向こうで打合わせなんかするんで、ここにあったのかと。あと、クマがあったり、そういうのを見るわけなんですけれども、せっかくそういう榛東の宣伝をしようというんだけど、なかなかそれがうまくされていないかなというふうに思うんですよ。

前に村長と話したときも、村長ももう少し計画的には来た人にすぐ分かるようにしたかったんだというようなことを、たしかおっしゃったかと思うんですけども、あそこのスペースをやっぱり村民が共同して使うし、また行政だけじゃなくて、そういう榛東のいろんないいものを見てもらったり発信したりするという、これに使うということは大事なことだというふうに思います。

当面なんですけれども、全体的というのはまた全体的で、併せてやってもらうんですけども、当面あそこには村民ホールもありますから、村民ホールは耳飾り館の特別展示場よりも十分広さがあるわけですね。だから、ああいうところの活用も考えればできるかと思います。

この前、資料をもらいましたら、村民ホールの活用というのが、イベント関係では51日、使っているわけですね。盆栽だとかいろんなことで。それから、そのほかに選挙だとか、議会だとか、申告相談とか、そういうのに使っていて、六、七割あれですか、埋まっているんですか。埋まっていない日も3割、4割あるようですので、こういうところも対応が、活用ができないでしょうか。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） その共同の歴史資料の展示ということでのお尋ねだと思うんですけども、村民ホールにおいてそういったものを展示することはもちろん可能でございます。ただ、先ほど教育長、答弁いたしましたけれども、本当に貴重な歴史的な資料でもございまして、保存状態というんでしょうか、例えば移動するときに損傷してしまうというようなおそれもあるということでございますので、場所的においまいしょうか、活用していただくことは可能であるということでございます。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） どうも。活用が可能だということで、活用をぜひ、していただきたいと思います。

それから、先ほど北小の資料なんですけれども、あれが簡単に移動できないというんですか。そうすれば、もっと見てもらえるために、教職員の方は忙しいと思うんですけども、ボランティアの人なんかで、来た人にこう案内したり、また人がいないと盗難とかそういう危険もありますので、ボランティアの人にいてもらって、それをもう少し見てもらうと、そんなのはどうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 今、ボランティアという話が出ましたけれども、榛東村教育委員会では今年度、地域協働活動ということで、コミュニティースクールにつながっていくんですけども、地域と学校が協働して教育に当たると。そういうことで、この間、第2回の運営協議会が終わりましたけれども、その点についてもそういう機会がございますので、そのへんに詳しい方等、地域の方からボランティアでということとは可能になってくると、検討してみたいと思っています。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 非常にいろいろ頼もしい答弁をいただきました。

それから、この前、北小の歴史資料を見に行ったときに、寄贈されているのがいっぱいあって、2区誰々とか、3区誰々、旧桃井小の関係の人たちが寄贈してくれているんですね。それで、名前までみんなこう書いてあって。ということは、先ほどの大福院だけではなくて、榛東村の神社関係やお寺関係にも貴重な資料があるし、大福院はこれを見てくれというので出してくれたんですけども。

それから、榛東村の人たちもいろんなものを持っているかと思うんですよ。ただ、それが蔵にしまっていたり、ずっと使われなくなっているかと思うんですよ。そういう人に声をかければ、新たにまた貴重な資料なんかがあるかもしれないです。戦前、戦中のもの、戦後のすぐのもの。もしかすれば、もっと前のものもあるかもしれません。そういうものなんか声をかけて募集をすれば、またそれも集まるし、それがこの先ほど総務課長から答弁があった村民ホールも展示可能だということもあれば、そういうものも展示ができるかと思しますので、検討していただきたいと思います。

次に、3番目なんですけれども、群馬県ライフル射撃場の問題です。

これは、今年の10月、群馬県が県有施設、これを効率の悪いところ、これは廃止しようと、こういう報告をしてきたんです。これは県議会に報告をしてきた。10月の県議会特別委員会に報告をしてきた。その10施設の中には、県民会館ベシアホールはじめ、渋川北群馬では伊香保のスケートリンクだとか、それから森林公園だとかあって、そして榛東村もライフル射撃場がやり玉に上がったり、やり玉にというんですか、上がったわけです。

その理由が、やっぱり費用対効果だとか環境が変化しただとか、国民負担を考慮するとか、いろいろあります。しかし、それに対して、また残してくれという声も大きくなってきて、例えば、県民会館では前橋の市議会もこれは残すべきだというのを決議して、それで県に上げています。

それから、この中間報告は関係自治体の意見も聴くと、こうにあります。これについては、県からの問合せがあったかどうか別にして、これについてどういうふうに受け止めているか、これをお願いします。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、お答えいたします。

群馬県県有施設在り方検討委員会の中間報告におきまして、本村に所在するライフル射撃場が取り上げられたことは存じております。ただ、県有施設でもございますので、現在はその動向を注視しているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 注視しているということで、注視をしていただきたいと思います。このライフル射撃場は、先ほど県の間接報告では、費用対効果とかそういうのがあったんですけども、これは本来は昭和56年のあかぎ国体でライフル射撃場の会場ということで設置したスポーツ施設ということです。県内はここにしかないんです。射撃場であり競技場で、日常的にも使っているところ、こういうところになります。

そうすると、スポーツの面という面もあるんです。ただただ、費用というだけではなくて。例えば、ここで通告のところにも明和県央高校射撃部の声というので挙げておいたんですけども、榛東村に県の射撃場がありますから、やっぱりこの近くの明和県央高校に射撃部があるわけです。これは県内でも1つだけです。射撃部の子ども、生徒たち、それから親たちの声というのは、このスポーツ施設を奪わないでほしいということなんです。ちなみに、県央高校は成績がいいんですよ。去年の全国の高校射撃大会で女子は団体で準優勝なんです、全国で2位なんです。それから、その前は関東の大会では個人優勝している人もいます。ですから、非常に全国でもそういう優秀な成績を上げている高校生が使っているところに、榛東はそれを持っているわけです。だから、そういう榛東の誇りでもありません。

それから、県央高校ですから、やっぱり渋川北群馬、多いんです。射撃部員も渋川4人、吉岡4人で榛東は2人いるんですよ。それから草津も2人いるんです。あとは高崎、前橋、まあ19人いるということなんですけれども、この人たちが、これがなくなってしまうともう競技はできませんから、もう大会にもできないと、部活もなくなる。どうしてもやりたいといたら、埼玉の練習場に行けばいいのではないかと人がいるんだというんだけれども、保護者の人は、埼玉には行けないというんですよ。今は基本的には土日に来ているんです。保護者がみんな分担して生徒を乗っけて来ているんです。だから、乗用車が多いときは10台とか、少ないときでも五、六台。それから、大会の前は連日、2週間ぐらいあそこにみんな行くわけです。ですから、どうしてもこれは残してほしいというのが出ています。その声をぜひ聞いていただきたいんですけども、村長にぜひ地元の自治体として、やっぱり声を上げてほしいというふうに思います。

県議会は、今、中間報告が出て、3月議会に山本知事が出す予定です。これは県有施設、この公の施設、条例で定められた施設は、廃止をする場合は出席県議の3分の2以上が同意しなければならないわけです。これは地方自治法の244の2にあるんですけども、今、県議会はこれが廃止、そのとおり通るかどうか、これは微妙な状況です。これは声を上げれば、廃止にはならない可能性もかなりあるんです。

それから、渋川市長が榛東村にある、自分のところではないんですけども、群馬県ライフル射撃場廃止、これの中止を求める要望書を渋川市長が出したんです。これは11月18日、内容は2行だけ読

みますと、「この施設は代替のない施設であり、廃止となった場合、国体、全国大会等参加選手を含む本県競技者の練習、試合の場が失われてしまいます」と、ずっと書いてあるんですけども、これは渋川市長が榛東村にある射撃場、これを廃止しないでくれと、こういう声を上げているわけです。

吉岡も隣の自治体だから大事にしたいというのを、町長がちょっと言ったというんです。私は直接聞いたのではないんですけども、隣の自治体のことを吉岡も考えてくれているんです。部員も吉岡は多いですけども。

それから、大林県議も視察に来たんだそうです。大林県議は県央高校の評議員やっているそうで、すぐ来てくれたそうです。

それから、草津町は、草津の射撃部に入っている子がいて、請願に行ったら紹介議員もすぐなってくれて、それで、草津町は議長が猟友会なんだそうです。これは大変なことだと言ってくれているというふうに言っています。

周りの自治体がこうに声を上げているところですので、村長、ぜひ見ているというだけではなくて、榛東の貴重な県有施設、これを存続をしてほしいというふうに声を上げてほしいんですけども、見解をお願いします。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほども説明申し上げましたけれども、この射撃場協会のほうから陳情があったという件は存じ上げておりますけれども、これについては、県有施設であり、県有施設である中で維持費とかそういうものが相当かかっている。これが村のほうで陳情して、それをやったときに、村で持ちなさいとなったときには相当な金額がかかる。これは村民にかかりますから、このお金をどうするか。あるいは、渋川、吉岡、草津という名前が出ましたけれども、これらについてやるとしたら、これからも国体があるわけですから、群馬県も何年か後にはまた来ます。

そういう中において、これは考えていくときに、じゃ、榛東村だけやりなさいなんていう渋川市長、吉岡町長、どんな顔で平気で言っているのか私は分かりませんが、そのときにはみんなでやっぱり榛東を応援するから、金も応援するからやってくださいよということならまだしも、ただ単に話を出すということは本当にいいかげんな人だなと怒りを感じます。

これらを含めて、今のところ、私のほうではコメントは差し控えたいというように考えております。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） ちょっと誤解だと思うんですけども、この渋川市長の要望書、これは県に存続という意味です。村に持ってもらうだとか、そういうのは全くないです。それから、今、声が上がっているのも、県に存続をしてくれということなんです。榛東や関係自治体で持つということでは全くありません。

それから、最後、猟友会のことで、これは議会だよりの89号、今年の1月に出ているんですけども、猟友会の会長の桜井さん、これは蜂巢議員がインタビューに行って載せたやつなんですけれども、この桜井さんのところにまた蜂巢さんと私で行ってきまして、今の会員減のところ、それを言われて、昔は50人ぐらいいたのが、今は10人。それで、みんな高齢化してしまっていると。それで、これは桜井さんが言ったのではないですけども、動物が絶滅する前に猟友会が絶滅すると、そうに言われていると。それで、有害鳥獣被害が増えているのに、猟友会がどんどん会員が少なくなっていくと、そういうのがありますので、猟友会の声を聞いて、会員増やしの援助、これを村長、最後に一言お願いします。

○議長（南 千晴君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、猟友会の活動状況についておつなぎさせていただきます。

本村の猟友会の活動状況としましては、年間を通じまして、わな猟が中心であり、有害鳥獣の捕獲駆除を行っております。また、観光シーズンのブドウの時期になりますと、野鳥の被害等が発生します。そのため、野鳥の駆除を併せて行っていただいたりしております。

会員の募集につきましては、会員相互による勧誘などを行っていただいておりますが、今後は広報等による会員募集も検討したいかと思っております。

また、猟友会への支援としましては、新規の狩猟取得の希望の方、取得費用の一部について助成を行っております。また、免許につきましては、更新等が必要となりますが、猟友会の会員の方につきましては、証明書を交付することで、狩猟税の免除等を行うこととしております。

また、本年度の狩猟状況ですが、10月末現在で有害鳥獣となっていますアライグマ、ハクビシン等については約31頭捕獲をされております。その他、タヌキ、キツネ、イノシシ等も捕獲を行っている状況となっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 以上で7番川田敏彦議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を11時10分といたします。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位5番、清水健一議員の一般質問を許可いたします。

9番清水健一議員。

〔9番 清水健一君登壇〕

○9番（清水健一君） 皆さん、こんにちは。川田議員の後で非常にやりづらいんですけども、頑

張って質問させていただきます。

公明党では一昨年、国会議員から市区町村議員に至るまでの全議員で、子育て、介護、中小企業、防災減災の4分野をテーマにアンケートを行う100万人訪問調査運動を行いました。その介護アンケートで、介護に直面している人に、介護に関する困り事を複数回答可で尋ねたところ、全体の約6割の人が「家族の負担が大きい」との答えでした。

介護の社会化を目的に介護保険制度が始まったわけですが、介護保険でカバーできない部分も多く、負担が家族ばかりかかることがないように、しっかりとした相談と適切なサービスの調整、提供ができる体制を築き上げなければなりません。現在、本村でも地域包括ケアシステムの構築を進めています。着実に進めていく必要があります。

一方、調査では介護に直面していない人に、自身に介護が必要になったとき、一番困ることを聞いたところ、「経済負担」29.1%と並んだのが「自分が認知症になったとき」26.8%で、認知症への不安がいかに大きいか実感させられました。

以降、自席に戻り、質問を続けさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 清水健一君発言〕

○9番（清水健一君） 我が国の認知高齢者の数は、2025年には約700万人、65歳以上の高齢者の5人に1人に達すると言われております。今や、認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気です。国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、平成27年に認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランを関係府省庁が共同でつくりました。

新オレンジプランに盛り込まれた施策の本村の対応について説明をお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、本村の取組ということでございますので、お答えいたします。

初めに、令和2年度はこのコロナ禍の状況によりまして、当初予定しておりました事業も実施できていないところもございますので、令和元年度の取組と合わせて説明をさせていただきます。

まず、このオレンジプランの中の1つ目として、認知症への理解を深めるための普及啓発の実施というものがございしますが、これに関しては認知症サポーター養成や講演会を開催し、地域住民が認知症について理解を深めていただくこと、認知症の方への支援者を増やす、そういった取組を実施してまいりました。本年度は小中学校で認知症サポーター養成講座を開催予定ではありましたが、コロナ禍の状況により実施はできておりません。令和元年度は中学校主催ですが、地域の高齢者と生徒との交流ということで包括支援センターのほうで高齢者の方に声をかけさせていただきながら、交流の場

を設けたということを実施しております。

また、認知症の疑いのある人に対して、できるだけ早い段階から支援するための事業としましては、認知症初期集中支援推進事業というものでございまして、本村として認知症初期集中支援チームを設置しております。こちらは早期に認知症の鑑別診断を受け、速やかに適切な医療、介護等が受けられるように体制を構築しております。

また、認知症の人や介護者の方への支援としまして、認知症の人や家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェ、これを特別養護老人ホームのしんとう苑さんが開催してくださっております。包括支援センターとしましては、認知症サポーターさんと共に運営の支援をさせていただいております。

また、昨年度の実施事業でございますが、地域での見守り体制を構築するために、お店版認知症ガイド、そういったパンフレットを作成しました。榛東村商工会と協力しまして、村内の商店等へ配布をしました。このお店版認知症ガイド、これは買物に来る人の中で毎日同じ物を買ってしまうとか、お支払いのときにうまくお金が出せないとか、そういった気になるお客様への対応の仕方や、お店側が困ったときの相談先、こういったものを掲載したパンフレットをつくりました。

地域全体で見守る体制を整えていけるよう取り組んでおります。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 清水健一君発言〕

○9番（清水健一君） さきの調査でも、認知症になってしまった後に支えてくれる制度はもちろん重要だが、自分の尊厳が守れるかが不安であるとの声を聞きました。自分の尊厳、言い換えれば、自分の意思がしっかり反映された介護を受けられるかということかと思えます。

新オレンジプランの基本的な考え方は、先ほども触れたように、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会を実現することです。

一昨年に厚生労働省から認知症の人の日常生活、社会生活における意思決定支援ガイドラインが出されています。これは認知症の方を対象に、その意思を尊重するためのプロセスを示したガイドラインで、これによると、まず、本人の意思を丁寧に確認した上で、原則として本人も出席したほうが望ましいとされる意思決定支援チームの会議で、今後の方針が決定されるべきとしています。

本村ではどのような対応をしていますか。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 現状では、議員がおっしゃったガイドラインに沿った意思決定支援のプロセス、この意思決定支援チームでの会議、こういったところは現在取り入れていることができていませんが、包括支援センターでは、認知症の疑いがあるがご本人がサービス等を拒否している方

に対しては、このガイドラインに示されていますように、ご本人の意志やご家族の思いを尊重し、本人の困っている点に焦点を当て、支援方法を提案をしております。

すぐに、介護サービスや高齢福祉のサービスにつながらないということも多くありますので、何度か訪問等を行い、ご本人やご家族の困っていることを聞くように心がけ、関係性を築くように努力をしているところであります。

先ほどのオレンジプランの取組の中でもお答えしました認知症初期支援チームの活動や、日々の相談等の中で、ご家族とも連携をしながら支援できるよう取り組んでおります。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 清水健一君発言〕

○9番（清水健一君） 認知症患者本人の声を聴くということは、本村の認知症対策の施策に、その声を反映させるという意味でも重要と考えます。施策の検討、決定に際しての本人の声をどのようにして集め、それを生かしていくかという視点が大切であります。「都道府県・市町村向け、本人の声を起点とした認知症地域支援体制づくりガイド」という冊子が、関連冊子である「本人にとってのよりよい暮らしガイド」通称本人ガイドとセットになって発行されています。

これは地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターが、平成29年老人保健推進費等補助金、老人保健健康増進等事業分を使って、認知症の診断直後における認知症の人の視点を重視した支援体制構築推進のための研究事業として作成したものです。これはインターネット上で公開されていて、ダウンロードしたのも自由に印刷して配布が可能となっておりますので、自治体が自由に利用することができるようです。

このガイドブックの説明をお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） この認知症地域支援体制づくりガイドということですが、こちらは認知症施策をよりスムーズに、かつ効率的に展開していくことを目的につくられております。

さらに、2015年以降は、サービスや支援を提供する側の視点重視から、認知症ご本人の視点を重視して、ご本人の声を聴き、暮らしやすいむらづくりをするための視点、そういったところ、またご本人の声を一部の人だけで抱えずに、個人情報等の配慮はもちろん十分必需ですが、立場や部署、職域を越えて共有していくと新しい解決力が生まれる、そういった視点が示されているガイドであります。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 清水健一君発言〕

○9番（清水健一君） このガイドブックで本人の声をいかに集め、施策に反映するかというその手法や実例が紹介されているわけですが、このガイドブックの活用で本村の認知症施策全体の充実のために役立つと思いますが、どのように考えておりますか。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） このガイドブックの活用は有効と考えます。認知症の方のご本人の声を聴く側が意識を変えること、そういったことを浸透させ、聴く側がどう受け止めるかが大事になってくるといふふうにも書かれてもいますので、既に活動している場を見直しをしながら取組を進めていきたいと思っております。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 清水健一君発言〕

○9番（清水健一君） 次に、先ほど介護アンケートで話を聞いた中で、認知症の予防ができるならぜひ取り組みたいとの声も聴きました。認知症を予防する方法としてはこれまでも生活習慣や食事、またサプリメントなど様々なことが紹介されてきました。これらの中には一定の効果を期待できるものもあるようです。

現在、本村で行っている認知症予防の説明をお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 本村で行っている予防活動としましては、認知症カフェや介護予防教室などを通して支援を行っています。

認知症カフェにつきましては、先ほども説明しましたように特別養護老人ホームしんとう苑さんが主体と場所を提供していただきながら開催をしているところですが、そこに地域の認知症サポーターさんが中心となって、また包括のほうでも協力しながら、認知症の方及び認知症の地域の方が集まりやすいような、そういった場所になるように支援を行っております。

介護予防教室では各地区、各地区といっても今は7か所ぐらいですが、そこで行っていますけれども、こちらは介護予防サポーターさんを中心として地域の高齢者で、皆さんで運動をしたり交流をする、そういった場になっております。こういった中で少し物忘れが心配になっているかなとか、そういった方に対してもサポーターさんが声をかけながら、そういった皆さんが集まる場に出てきていただくことが、また支援となっていくと思いますので活動をしているところです。

残念ながら、令和2年度現在は、コロナ禍の状況によって、今、中止しているところではありますが、そういったところで活動しております。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 清水健一君発言〕

○9番（清水健一君） 老化は足腰などだけでなく、当然、脳でも進みますし、認知症の原因も複数あり、決定的な方法が見つかったわけではありません。それらの中で、大きな効果があると最近注目されているのがコグニサイズです。コグニサイズの説明をお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） コグニサイズについてですが、これは運動と認知課題、例えば、しりとりをしたり計算等をしたり、そういったものを組み合わせた認知症を予防とした取組の総称ということでございます。

コグニサイズの目的は、運動で体の健康を促すと同時に、脳の活性化を活発にする機会を増やし、認知症の発生を遅延させることにあります。コグニサイズの課題自体がうまくできるとかできない、そういったことではなくて、課題に取り組む、そういったことで認知機能への効果が期待できるとされております。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 清水健一君発言〕

○9番（清水健一君） 課長の説明がありましたコグニサイズとは、国立長寿医療研究センターが開発した運動と計算、しりとりなどの認知課題を組み合わせて同時に行う、認知予防を目的とした取組の総称を表した造語です。

なぜ、コグニサイズが認知症予防に効果的なのかということ、そもそも運動は高血圧症などの生活習慣病や脳梗塞などを予防し、認知症になるリスクを低下させると言われています。また、適度なストレスは脳の成長を促すとも言われています。適度な負荷の運動と思わず間違えてしまうような、適度なストレスがかかる認知課題等を組み合わせたコグニサイズで、脳を鍛えることができると言われています。

このコグニサイズの研究を進め、介護予防に取り入れていくべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 介護予防教室として開催しておりますはつらつ教室において、理学療法士の専門職を派遣したり、介護予防サポーターさんが中心となって、運動プログラムに併せてこのコグニサイズを取り入れております。また、認知症の講演会などでも取り入れて実施をしておりますが、定期的に住民の方が集まる機会に、運動機能の維持だけでなく認知症予防として実施しており、参加者の方からも好評であります。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 清水健一君発言〕

○9番（清水健一君） 次に、認知症に関して、近年問題になっているのが、認知症患者が事故を起こすなどしたときに、高額な賠償を求められる事例があることです。

そこで、本村では、認知症になっても安心して暮らせる村を目指し、どのような取組をしています

か。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 村が提供しておりますいろいろなサービスの中で、特に認知症の方に特化したサービスとしては、徘徊高齢者と位置情報サービスということで、GPS機能を持った装置を貸与することです。これは、認知症及び初老期認知症の方で行方不明のおそれのある方に対して貸与しまして、心配なときには居場所を検索したりとか、もし本当にいなくなってしまったというときには捜索のところまでできるようなサービスとなっております。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 清水健一君発言〕

○9番（清水健一君） 最近、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し、民間保険を使った事故救済制度を独自に導入する自治体が増えています。各自治体が加入しているのは、個人賠償責任保険です。この保険の説明をお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） この認知症個人賠償責任保険ということでございますが、在宅で暮らす認知症の方を被保険者として、先ほどの行方不明になったときの捜索や第三者に対する不慮の事故、またご自身のけが等に備えて加入する保険ということでございます。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 清水健一君発言〕

○9番（清水健一君） 各自治体が加入しているのは、課長の説明のとおりなんですけれども、民間保険で買物中に商品を壊した、自転車で歩行者がけがをさせたなどの事故で、本人や家族が賠償責任を負ったとき補償されるものです。多くの自治体では自己負担もなく、保険料を全額自治体が負担して加入できるものとしています。

誰もが当事者になり得る認知症です。実施している自治体は、認知症の人や家族を地域で支え、安心して暮らし、外出できるまちにしようと、この制度を取り入れているとのこと。

認知症個人賠償責任保険について、お考えをお聞かせください。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 既に取り入れているということの自治体は、議員がおっしゃったように認知症になっても安心して生活できるまちづくりの一環として提供している自治体もあるというふうに伺っております。この保険については、内容についていろいろ精査しながら、調査研究をまずしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 清水健一君発言〕

○9番（清水健一君） 続きまして、災害時の村民への情報伝達についてお聞きします。

ここ数年、豪雨や台風などによる災害が毎年のように起きて、甚大な被害をもたらしています。自然災害を避ける手だてはありませんので、被害を最小限にとどめることを考えるしかありません。そのために、私たちはこれまでのやり方を大きく変えて、情報をうまく入手し、事前準備や地域との連携をしていく必要があります。

万が一、災害が発生してしまった際には、災害情報、とりわけ避難に関する情報をいかに村民に迅速に正確に伝えるかが重要です。現在の災害時の村民への情報伝達手段について、説明をお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） ただいま議員おっしゃられたように、災害時において村民への情報伝達手段というのは、情報は迅速かつ的確にお伝えしなければいけないということは全くそのとおりでございます。災害であるかどうかということにかかわらず、現在の情報伝達手段といたしましては防災行政無線、それと、しんとう安全・安心メール、それと村のホームページが主なものとなっております。

昨年10月に令和元年台風第19号という大きな台風が、もう日本列島を全て覆うような台風が来ましたが、その際、村として初めて自主避難所を開設をいたしました。このときには消防団員、あるいは区長さん、民生委員さん等にご協力をいただいたわけですが、このときの情報伝達手段は電話連絡で行ったということでございます。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 清水健一君発言〕

○9番（清水健一君） 独居高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中で、メールやインターネットが使えない世帯が数多く存在し、これからも増えていく可能性が高いと思われます。また、携帯電話が使えても、スマートフォンは頻繁に充電しないと電池がもたず、停電が続けば利用できなくなります。防災行政無線も風雨で窓を閉め切った状況では、聞き取りづらく万全ではありません。

そこで、最近注目され導入事例が増えてきたのが、ポケットベルに使用されていた280メガヘルツ帯の電波を利用した新しいシステムです。280メガヘルツデジタル同報無線システムを整備することで、災害時の避難情報等が村民に伝わる確実性が大きく高まると思われませんが、考えをお聞きいたします。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 本村において現在運用しています防災行政無線の周波数帯は60メガヘルツ帯のものを使用しております。庁舎に設置されております送信局の送信出力は0.1ワットというものでして、戸別受信機用のアナログ波、それと屋外放送塔用のデジタル波を同時に送信をしております。防災行政無線は情報伝達手段として同報性、即時性ということで、大変大きな役割を担っているわけでございますけれども、議員からもご指摘のありましたとおり、大雨の際には激しい風雨の際には、屋外からの音声が聴こえにくいという弱点がございます。

昨年度、村で電波伝搬状況調査を実施いたしました。その調査結果を踏まえて、本年度は調査設計業務を現在行っているところでございます。現在行っている調査設計業務の中で、その受託者からも今、お話のありました280メガヘルツ帯の戸別受信機を整備することが最善の方法ではないかということで、提案を受けております。

これは、村が直接免許を受けるわけではなくて、免許人に、ポケベルで使用していた免許人、そちらに使用料を支払って利用するものでございまして、送信出力は250ワットであるということでございます。これはもう全村を十分カバーできる出力であるということでございます。この280メガヘルツ帯のシステムですと、波長が到達性と建物内への浸透性には優れているということ、このことにより外部アンテナを設置しないというメリットがございます。外部アンテナが必要というシステムの場合はどうしても屋外のアンテナから屋内にケーブルを引き込まないといけないということで、その際に建物に、外壁に、場合によっては穴を開けたりしなきゃいけないということで、そういったところでもちょっと住民の方から懸念もあるのだろうというところで、そういったことが必要ないということが大きなメリットであると思います。

また、ポケベルの電波をもともとポケベルであった、使用していた電波を使用しているということで、そのシステムを使ったシステムということでございますので、送信側から流すのは音声ではなくて文字データ、文字情報を送信をし、受信側でそれを音声に変換をするというシステムで、現状の防災行政無線はちょっと聞きづらいよというようなお叱りの声をたくさんいただいているんですけども、そういった音の劣化もなくて、放送が明瞭で聞きやすくなるということであります。

ただし、当然新規に施設整備を行いますので、また村内全世帯、あるいは事業所に戸別受信機を配布するというところでございますので、多額の経費は必要となると。その中でも、いろいろなシステムの中でも、多額の経費はかかるんですけども、このシステムが一番効率がよくて、経費も少なく済むということでの提案を受けております。

これを総合的に判断いたしまして、次年度以降、防災行政無線の戸別受信機の更新を行っていく予定としております。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 清水健一君発言〕

○9番（清水健一君）　続きまして、避難所での新型コロナウイルスの感染防止対策についてお聞きします。

本年5月、政府は自治体に対して台風シーズンを控え、避難所での新型コロナウイルス感染症対策を徹底する必要がある、各自治体は可能な限り多くの避難所の開設、ホテルや旅館などの積極的活用、段ボールベッドやパーティション、マスクなどの備蓄を進めてほしいとしました。避難所での感染予防のために多数の避難所を確保すること、感染予防に効果のある物資を備蓄することを求めました。

本村の対応をお聞きします。

○議長（南　千晴君）　総務課長。

〔総務課長　清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君）　感染予防対策といたしまして、本年度、段ボールパーティション、それからワンタッチテントを購入しております。また、マスクにつきましては1万9,200枚、消毒用のアルコールを420本、それと非接触型の体温計38本、こちらは現在一部使用しておりますけれども、それとフェースシールド600枚、不織布ガウン200枚を現在備蓄をしております。

ただし、全村民分が備蓄されているかというところでもございませんので、榛東広報、今年の6月号で避難する際にはマスク、消毒液、体温計などをできるだけ携行するよう協力を求めています。

また、安全な場所にいる方、自宅が安全であるという方まで避難をする必要はないということでございますので、在宅避難、あるいは親戚、知人宅に避難することも考えるよう、同じく呼びかけを行ったところでございます。

○議長（南　千晴君）　9番。

〔9番　清水健一君発言〕

○9番（清水健一君）　今までの避難所運営とは全く異なる対応が求められます。ほかにも様々考えられますが、事前に起こり得る事態を想定して、手順を定めておく必要があると思いますが、お考えをお聞きします。

○議長（南　千晴君）　総務課長。

〔総務課長　清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君）　まず、避難所運営の中心的な役割を担っていただくのは、地域住民の皆様であるということから、これまでも自治会、従前行政区の単位で避難所運営訓練を行っていただいております。本年度は、昨年度清水議員からのご提案もいただきまして、避難所の初動が円滑に行えるように、避難所運営キットというのを、各自治会のコミセンに配備済みでございます。このキットは本年度調達したということで、この中にマスクも少量ではあるんですけども入っているということでございます。

お尋ねの感染症の対策ということでございますけれども、基本的な部分、避難所の運営の基本的な

部分を大きく変えるということではないということではありますけれども、避難所に入る前に検温できるよう各自治会に電子体温計を配布しております。これは今、庁舎の入り口、あるいは公共施設の入り口にあるものと全く同じタイプでございますけれども、こちらを配布をしております。その体温計につきましては、既に各自治会で行事をコミセンで行う際等に活用されているということで聞いております。

また、発災後、避難所の検温によって高熱がある方等、新型コロナウイルス感染の疑いがある方については、村で現在3か所指定しております福祉避難所、これはふれあい館、ささえの家、保健相談センターでございますけれども、その3か所。それと昨年12月に協定を締結いたしました榛名女子学園のハツキ寮、こちらのほうに移っていただくとの措置を予定しております。

その際には、先ほど答弁させていただきましたけれども、段ボールパーティション、あるいはテントを使用することとしております。段ボールパーティション、それからテントについても今年度調達したわけですが、調達した際に、9月だったんですけれども、避難所の運営に携わることとされている職員によって段ボールパーティション及びテントの設置訓練を実施しております。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 清水健一君発言〕

○9番（清水健一君） 続きまして、段ボールベッドについてお聞きします。

日本の避難所の多くは床に直接毛布などを敷いて休みますが、世界では避難所での寝起きは簡易ベッドが標準です。日本には畳の文化があり、床での雑魚寝にあまり抵抗がありませんが、畳と床は違います。床の上30センチはほこりゾーンと言われ、そこで横になって休むとほこりを吸い込むことで呼吸器系の疾患や感染症となるおそれがあります。

また、床に座っての生活は、特に高齢者は立ち上がることが大変な人も多く、結果として動かないことによって、足に血栓ができて、いわゆるエコノミークラス症候群のリスクが高まります。

段ボールは空気の層ができるので暖かく、余震の揺れや人が歩く振動を伝えにくい、いびきなどの音を和らげてくれる、昼間は腰かけて過ごせるので高齢者も立ち上がりやすいなどのメリットがあります。災害時、被災者が寝起きする段ボールベッドを避難所に届けてもらえるよう、製造業者と協定を締結するべきと思いますが、考えをお聞かせください。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） すみません。今の質問にお答えする前に、先ほどちょっと誤った答弁をしてしまいましたので、訂正をさせていただきます。

備蓄されている体温計につきまして庁舎に設置されているものと同じということでお答えしたんですけれども、庁舎のはスマホみたいな形のものなんですけれども、備蓄しているのはガンタイプのものということでございました。申し訳ございません。

それで、すみません、今のお尋ねですけれども、段ボールベッドについては現在、備蓄を本村は行っているものはありません。折り畳み式の簡易ベッドを調達する経費を、来年度の当初予算に現在要求しているところでございます。備蓄スペースも限られているということから、多くを村で備蓄することは難しいというふうに考えております。

今、お話いただきました製造業者と災害時の協定を締結しているところもあるということで、そういったお話も承知しているところでございますので、そのような市町村の取組を参考にして、段ボールベッドにつきましては、いざという時に提供していただけるような、そういった協定を締結していきたいというふうに考えております。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 清水健一君発言〕

○9番（清水健一君） 続きまして、災害時における支援の拡充についてお聞きします。

平成7年の阪神淡路の大震災や平成23年の東日本大震災、さらには今年の台風19号など、日本の国はこれまでも地震、津波、台風等による多くの災害が発生しています。そのような中、避難所において飲料を確保することが重要ですが、災害時に被災者に対して無料で飲料を提供する災害支援型自動販売機があります。災害時に被災者への飲料を提供することを目的として、避難所の機能強化を図ります。村の避難所にも必要と思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 村で現在、飲料水については一定量備蓄しているところではございますけれども、また、救援物資提供に関する協定を官民と締結をしておりますので、そちらから飲料水を含む物資の提供も求めることができるという状況でございます。

今お話いただきました災害支援型の自動販売機につきましては、村有施設、現在複数箇所、既に設置をされております。スポーツアリーナ、それと中央公民館、南部コミセン、いずれも避難所として指定している施設でございます。そちらにはそういったタイプの自販機が既に設置をされているということでございます。

また、この庁舎内に飲物の自販機が3台設置されてございますけれども、その中の2台につきましては、災害時に使用するようということで鍵を預かっておりまして、災害時には使ってくださいということ言われております。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 清水健一君発言〕

○9番（清水健一君） 続きまして、学校での熱中症対策についてお聞きします。

熱中症は死に至る可能性のある病気です。日常生活での暑さを避けるクールビズの実行などにより服装に工夫を凝らす、水分をこまめに補給するなど適切な予防をしていけば防ぐことができると考え

ます。現在、学校での熱中症対策はどのようになっていますか、お聞かせください。

○議長（南 千晴君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、ご質問にお答えいたします。

各学校や幼稚園での熱中症対策といたしましては、水やお茶、スポーツドリンクなどを入れた水筒の家庭からの持参、また窓を開けた上でのエアコンの効果的な使用、WBGT計の複数設置による暑さ指数の測定、またその測定基準によりまして運動や外遊びの制限など、注意事項の励行、また玄関等へのウオーターミストの設置、また運動時、登下校時についてはマスクをはずすなどの対策、また指導を行っておるところでございます。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 清水健一君発言〕

○9番（清水健一君） 児童・生徒は各自水筒を持参していますが、災害級の猛暑が予想される昨今、児童・生徒の熱中症対策として重要である水筒への水の補給に際し、カルキや塩素を除去する浄水器を一部の水道に設置したり、冷水機を設置する考えはありますか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） 現在のところ、浄水器、冷水機の設置につきましては、検討段階ではございませんが、今後とも子どもたちの安全対策の充実を図っていきたいとは考えておりますので、また情報等ございましたら教えていただければと考えております。

以上です。

○9番（清水健一君） 以上で終わります。

○議長（南 千晴君） 以上で9番清水健一議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を午後1時といたします。

午前11時50分休憩

午後1時再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位6番、中島由美子議員の一般質問を許可いたします。

1番中島由美子議員。

〔1番 中島由美子君登壇〕

○1番（中島由美子君） 皆さん、こんにちは。

マスクをしておりまして、なかなか話しが上手に聞こえないかもしれませんが、しっかり話したいと思います。

本日は、12月1日ということで、地域では屋敷祭りが行われ、今年の五穀豊穰のお祝いと、冬期の火災除けですかね、お願いで、しっかりお赤飯と尾頭付きをお稲荷様にお供えして、お祭りをしたいと思っております。そして、来年の2021年も、この榛東村が安全で五穀豊穰となるように、しっかりお祭りしたいと思っております。

私、議会活動を紙面や中央公民館で行っておりますが、そこへの参加者の皆様等からいただく声には、割と困っていることが多いんですね。ですけれども、それにも増して多いのは、榛東村の未来を具体的に語られる方が多いということでございます。

そして、今日も、12月定例会2日目になりますけれども、昨日は、生方議員が、地域の待機児童の話しをされました。十数名いらっしゃるということでしたが、私、昨日帰りましたら、共働きののに駄目だったという、ちょっと泣きながらのお母さんが来られました。すぐ、村上議員のところにお話し申し上げたんですが、村上課長のところに連絡がついた次第なんですけれども、本当に待機児童の問題は大変なんだなとしみじみ思っております。しっかり対応したいと思います。

そして、小坂橋議員は、消火栓が171基、防火水槽が158基など、安心のご確認をいただいて、勉強になったところでございます。

そして、本日、村上議員が、水道事業について細かくご質問をされて、私の質問につなげさせていただこうと思っております。

続く、川田議員におかれましては、耳飾り館ですね。間もなく国の重要文化財の発掘調査報告書の遺物編というものができるといいますので、これ、平成4年ぐらいからですから、約30年かかって出来上がるということで、すごいことだなと。四半世紀のものが仕上がるというような榛東村でございます。

先ほど、清水議員におかれましては、認知症対策について、日常生活、オレンジプランという国の施策をご紹介いただいて、担当課長とのやり取り、しっかりされておりました。

私、本日は、ここにいろいろお持ちしたんですが、未来を語られる方が多いということで、榛東村の総合計画、そして、まち・ひと・しごとプラン、これ4月から稼働されています。そして、榛東村まちづくり防災中枢機能施設整備、基本構想、基本計画というものが去年できています。これに図書館がどうもできるということなんだと思いますけれども、そのようなことを、私、残りが1回しかありませんから、今回は、真塩卓榛東村長の村民の暮らしへの考え方ということを、村長のご意見を聴かせていただこうと思っております。

拙い一般質問になろうかと思いますが、変わらず、日々持続可能なむらづくりに、村民の暮らしを豊かにするために精一杯取り組んでいる所存でありますので、それでは、自席に戻って一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） ありがとうございます。

一般質問通告書によりますと、村民の困っているところ、行政ニーズは、真塩村長どのお考えでしょうかということですが、先ほど、私のほうでも、皆さんのところにも届いている買物難民、車に乗れなくなったらどうするかと。給食が有機、安心でないものもあるのではないかと、保育園に入れない、萱場集会所の駐車場がなくなった、農業用水などの集水堰が壊れたままだと、挙げれば切りがないですが、このような事象に即応するために、村長として、真塩村長はどのように対応しておるか、対応したいとお考えかお聞かせください。お願いします。

○議長（南 千晴君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、例だとは思いますが、交通や買物の話しが出ましたので、私のほうから答えさせていただきます。

免許証返納者、これを含めましたいわゆる交通弱者対策、これにつきましては、前回の議会でも申し上げましたが、村の課題であることは十二分に承知はしております。認識しております。ただ、具体的な施策が見いだせていない状況であるとお答えさせていただいております。

それから、買物対策でございますが、バス、それからタクシー券、これについては、議員もご承知されていると思いますので、他の例でございます。

2年程前になるんですが、各団体と協力いたしまして、榛東便利電話帳を作成し、毎戸に配布しております。村広報紙でも村内配達サービスを紹介しておりますので、これらも利用していただければと考えます。

一例をちょっと答えさせていただきましたが、村では主体的に行政を進めるほか、村民の方々が要望されていることに対しまして、広くアンテナを張り、村民の声を聴かせていただきながら対応していきたいと、このように考えております。財政面、それから法令の縛り、その他いろいろと制約はありますが、榛東村、榛東村民のことを考えまして、村民の方々との協働によるむらづくり、これを村長を先頭に取り組んでいるつもりでございます。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） ただいま、早川企画財政課長がお答えいただいたんですが、それは、財政課長としての、早川課長のお考えでしょうか。

○議長（南 千晴君） 挙手してください。

企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 村としての考えと考えております。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 榛東村としてのお考えということですね。

では、今お話しをいただいたような形で、真塩村長からご指示をいただいているということによろしいでしょうか。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） そうです。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 今、早川企画財政課長が、真塩村長の指示のとおりやっているということですが、真塩村長におかれましては、どのくらいそれが達成できているかという評価をされているか。本人が目の前で言いづらかったら、オブラートにくるみなからお話しいただければいいと思うんですが、よろしくをお願いします。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これからの質問もそうでございますけれども、私はずっと、庁議あるいは課長会議等において、これからの榛東村、あるいは、こういうことをしたい、村民はどう思っているだろうというようなことを、各課長を通じ、そして職員にも分かるように、同一方向でやっていくように、今やっておりますので、先ほど、早川課長が申し上げましたけれども、これについても、全ての職員が把握しているという考えでおります。これからも質問が相当ありますけれども、各課長が十分承知しておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 真塩村長、ありがとうございました。

じゃ、それでは、よく承知されているということなので、早川企画財政課長にお願いしたいんですが、村民の声をよく聴きながらというお話しがあったんですけれども、それは具体的にどのような形でお聴きになっているのか、具体例を挙げていただければと思います。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 具体例ということなので、幾つか挙げさせていただきます。

まず、こちらから聞くと、そういうことをしなくても、皆さん電話や手紙、これらを役場に寄せていただきまして、お聞かせいただいています。

それから、こちらから聞く、聞かせていただくというところでありましたら、村のホームページ、

こちらのほうでお問合せ、それから要望等も聴かせていただいています。

庁舎の1階では箱を設置しております、そこに要望等、ご意見をいただいております。

それから、村の重要政策、大きな計画等を作成する場合には、パブリックコメントということで、村民の方々の意見を聴かせていただくようなそのような手法、一例でございますが、取らせていただいております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） ありがとうございます。

今、村民の意見を聴くのは様々な意見の手法があると。ホームページということがございましたが、ホームページは一体村民の方にどのくらいの率で普及しているのでしょうか。それとともに、インターネットを個々個人が普及させているのか、それとも村として補助金を出したり、Wi-Fiを提供したりして、そういった施策の中でホームページ、インターネット環境が増えているのか、その2点、ちょっと早川企画財政課長、お願いします。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） ホームページを見られる環境がどのくらい普及しているかについては把握しておりません。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） ホームページがどのくらい見られるか把握していないけれども、ホームページで見てくれているという淡い期待ということかなと思うんですが、それと、あとパブリックコメント等なんですが、実際、この第6次についてはアンケート、村民の声が記載されているんですが、先ほどの中枢機能、これはどうでしょうか。これもパブリックコメント、アンケート等取っていますか。

それと、あとまち・ひと・しごと、これはいかがでしょうか。今おっしゃったようなパブリックコメント等取っているかどうか、お答えください。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後1時12分休憩

午後1時13分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、議員さんご質問ございました防災中枢機能施設につきましても、建設委員会というものを設けまして、その場で村民、また学識経験者等のご意見を取り入れると、そのような手法で村民の考えを取り入れられるようにしているというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） まず初めに、通告にございませんでしたが、その辺、ちょっと答えさせていただきます。

総合戦略につきましては、パブリックコメントを実施しております。

○議長（南 千晴君） まち・ひと・しごとが……

〔「それが総合戦略です」「これが総合戦略です」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 総合戦略ですよ。はい。

いいですか。

〔「はい、結構です。ありがとうございます」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 分かりました。ありがとうございます。

中枢機能のほうは、図書館のところでまだありますので、結構でございます。

しかしながら、村民の声を聴くのがホームページということがやはり村の主流になっているということが今分かりましたので、今後はそのホームページがどのくらい普及しているかと。さっき286メガヘルツということで、防災無線に代わるものが完備されるというお話もございましたが、やはり主流のチラシがホームページを見ていただきたいという期待があるということであれば、そちらについても普及の方向性を考えていただければと思います。

続きまして、2番ですね。コロナ禍にあり、村民の暮らしの向上には何を考えられていますかと。様々なイベント等を中止していると、これらの教育や地域コミュニティ活動を何らかの形で実際しないのかと。何かコロナ禍で困っていますかという質問をしたら、趣味の会の活動が制限されて困るという声をいただいております。

コロナ禍相談窓口は設置されているか、あるとすれば利用方法、利用者数はということで、村長、お願いいたします。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、通告にありましたイベントの中止等、これについて答えさせていただきます。

今年度、確かにむらづくり祭、それから文化講演会など、数多くのイベントをコロナの影響で中止させていただきました。学校の修学旅行や成人式などのように、コロナ禍でも行えるようなものは、例年のやり方を変更いたしまして、できる限り行っていこうとしております。

日本のみならず、全世界でこれほどコロナが問題となっている今日、確かに過ぎた時間というのは取戻しすることはできませんが、村民、皆さんにご理解、ご協力をいただきたいと、そのように考えております。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） 進行協議をお願いしたいと思うんですが、コロナ禍の相談窓口は設置されているか、あるとすれば利用方法、利用者数についてはお答えをいただいていないんですけれども、企画財政課長でよろしいのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） そういったいろいろな相談事を受ける総合窓口的なものは設置してございませんが、それぞれの所管課で問い合わせ等には対応しているというところがございます。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） 特に相談があつて、それを庁議にかけて、みんなで共有しているような件数とかありますか。特にないですか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） ちょっと通告ございませんので、件数等はこの場でお答えできませんけれども、各所管課において適切に対応しているものと承知しております。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） 私ども、11月18日に北群馬議長会、南議長が主催する議長会の研修会で、新人議員も一生懸命研修したわけなんですけれども、一般質問の通告がない、通告がないということがあつたんですけれども、確かに通告がない、突拍子もない内容にはお答えできないと思うんですけれども、その流れの中の質問については大丈夫だと、一生懸命やってくれと、群馬県議長会の河野課長からご指導いただいております。そうかといって、別に意地悪ではありませんから、通告のしないものについて、件数が分からないものは分からないで結構でございます。

じゃ、続きまして、3番。

本日もたくさんの傍聴の方お越しになっていただいていますけれども、榛東村には議会基本条例というものができました。傍聴意欲を高めるように、工夫をするようにという、最高規範の中の2条の(4)ですかね、ございます。その中で、議会の召集日など、村民の議会との連携や協働についての考え方について。たった年4回しかない定例議会の初日について、あらかじめ設定しておいて、広報等で知らせる必要があるのではないのでしょうか。

いろいろ勉強しますと、議会の招集は、真塩卓村長がされるということですので、しんとう広報も執行、村側でお作りになっているということで、年4回の初日を決めていただくようなお考えがありますか。それは、ともに村民サービスの向上ということで、村民の皆様にあらかじめ聞きたいものがあつた場合には来られる環境を整えるというところでございますが、お答えをお願いします。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 年間の議会日程を、年度当初の中で時期をあらかじめ告知しなければならないという、そのような法の定めはないということを初めに申し上げたいというふうに思います。

その上で申し上げれば、私としても年間のスケジュール管理から、定例会の日程をできるだけ早い時期に定めたいという思いはあります。村以外の主催によるいろんな行事日程との兼ね合いもありますので、それらを総合的に調整しながら、毎定例会の日程を決定しているところでございますけれども、その辺もお汲み取りを願いたいというふうに思います。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） ありがとうございます。

榛東村も年4回の初日をいろいろ検討して下さるという回答をいただきましたので、引き続きお願いいたします。

続きまして、目安箱。先ほど企画財政課長が、村民の意見の取り方というところで、下の1階の目安箱と書いてあるかどうかはちょっと覚えておりませんが、それについての意見状況、メールなど、村民の声に村長は真摯にお答えしているか。それらの意見に対して、改善、実現したものがあつかうということをお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 住民の方から、目安箱をはじめ、メール、あるいは先ほど企画財政課長も答弁しましたけれども、電話あるいは手紙等で様々なご意見やご要望等をいただいております。また、直接来庁されてご意見をおっしゃる方もいらっしゃいます。

これらのご意見、お問合せ等については、メール、目安箱等のものであるときには、速やかに所管

課へ伝達し、適切に対応されているものと承知をしております。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） そのように速やかに回答していただくと、本当に村民の声が村へ届いているんだなという実感がするんですけども、私の実感のとおり村民の声が届くことを期待しております。

あとは、役場の待合室に、南コミ等の給茶機が、真塩村長になって、経費節減か分かりませんが撤去されております。設置当時、1年間で幾らかかったのかと。

ちなみに、吉岡町では、各階に設置しておられるそうですが、経費が1年18万円ぐらいと聞いております。

こういったコロナ禍で水分も必要と。逆に言うと、玄関でマスクがないと入れないというような状況もあるんですけども、前橋市に行きましたら、どこで買えますかと言ったら、何かとてもいいマスクをくださったんですね、警備員の方が。あれと思ったんですけども、マスクは自分で買うものと思っておりましたけれども、困っている市民、困ってはいなかったんですけども、買える場所がなかったので1つくださったんですけども、お金払うと言ったら、いらないと言われました。そういう市民サービス、村民サービスというものも、今コロナ禍にあって必要なかなと思うんですけども、給茶機の撤去についてお答えください。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 当初に幾らぐらいかかっていると。それについては、資料はちょっとありませんので、正確な金額は分からないということでございます。

しかし、給茶機を撤去したのは、私どものほうで考えて撤去したところでございます。

これは、なぜかという、床あるいは壁に配管がなされていたわけではないので、給水、排水とも給茶機内のタンクで行っていた、そのような状況は中島さんも分かっているとは思うんですけども、そのために水漏れで、床を修繕しなければならないような状況になってしまいました。衛生上の問題、そういう観点からも廃止されたというように思っております。

あれば使えるほうがいいのかもかもしれませんけれども、今のところ、あれがなくなって困っているという事は聞いておりません。

それに、給水をするというだけではなく、それを作ったことによって相当な床板等が、相当工事にかかっているということをご承知を願いたい、それで撤去したということで考えております。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） ありがとうございます。

村長、自らお答えいただいたんですが、どうも私が聞いている情報と若干違うかと思うんですが、庁内でもいろいろな調整ございますと思いますから、総務課長のほうで、金額と状況について用意していると思うので、お答えをお願いします。簡単で結構です。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 村長が今、ただいま答弁したとおりでございます。

申し訳ございません。費用面については、本日ちょっと資料を持ち合わせてございませんので、後ほどご回答させていただきたいと思います。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） ここで通告したけれどもなんていうやばなことは言いません。

じゃ、続きまして、4番、図書館新設や子どもたちが夢を持てるような教育について村はできているかということでございますね。

法改正によりまして、教育長を村長が指名するという法律で、教育法になっていると思いますけれども、夢の持てる、子どもたちが夢を持てるようなところ、そこを徹底しているので、総合計画にも「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」ということ。先ほどの総合戦略にも、子どもに夢をとということで、かなり徹底して職員の方、執行の方、皆さんご理解されていると思うんですけども、具体例に子どもに夢をと、夢が持てるような教育というのは、どのようなご思慮をされているか。村長、もしくはどのような指示を受けているか、どちらかで結構です。お願いします。

○議長（南 千晴君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それではお答えいたします。

今、議員さんもおっしゃったように、夢が持てる教育につきましては、第6次総合計画の人と文化を育むむらづくりの中で詳細が述べられておりますが、日頃より、子どもを育てるなら榛東村との村長の考えから、本計画に基づいて教育施策を充実させるようにご指示をいただいているところでございます。

具体策としましては、全県に先駆けて導入したタブレットによる個別最適化された学習の実現、子どもたちの実態に応じてきめ細かな指導を実現する学習支援員の配置、小・中学校や幼稚園に対する充実した図書費の充当、新しくは、防災中枢機能施設への学習室やプレイルームの設置、アレルギー対応を備えた給食センターの計画など、子どもたちが生き生きと学び、自らの持てる力を十分に発揮して、子ども一人一人の夢の実現に向けて最大限努力できる指導体制や、学習環境の充実に向けて、多くの教育施策を指示の下で推進しているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 子どもが夢を持てると、非常に大きな内容ということで、いろんな課が関わってくるわけですが、教育委員会としての立場からお答えしたいと思います。

子どもたちが夢を持てるという中で、教育の内容……

○議長（南 千晴君） 教育長、マイクを立てていただいていいですか、すみません。

○教育長（阿佐見 純君） すみません。

教育の内容からお話ししていただきますように、教育の子どもたちを育てる基本は、知育・徳育・体育と、これは教育の普通の部分でございます。

知育の部分で言うと、これはいろんなところでも……

〔「議長、ちょっとすみません。今、私は、あの、議長、呼ばれていない、議長、1番」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 今、答弁中ですので。

〔「じゃ、進行協議をお願いします。今お話しされているのは、教育長の観点で」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 発言中。まだ教育長は発言中ですので。

○教育長（阿佐見 純君） だけれども、村長の命を受けて教育委員会やっているわけですから。

〔「だから、その命を聞きたいんです」の声あり〕

○教育長（阿佐見 純君） はい。

〔「その命を聞きたいんです」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後1時28分休憩

午後1時29分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 答弁はやめます。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 質問の趣旨は、真塩村長にどのような指示を受けているかと。教育法が変わって、今までの教育長の任命というの、方式が変わりましたよね、私が申し上げるまでもなく。村長の教育方針に基づいて、教育長、阿佐見教育長さんが行ってくるという教育という立ち位置でお話

いただいたかったんですけども、また次回、きちっと通告させていただきます。ありがとうございます。

じゃ、そうしましたら、図書館を新設するならということでお尋ねしておりますけれども、通告しておりますが、その図書館について、村民の方が、子ども、地域密着人口といいまして、地域に密着する人口、子どもと高齢者なんです、その高齢者たちがどこをよりどころとするかという、図書館を使いたい。榛東村の図書館は、図書室は今見て分かるような形なんですけれども、退職者が一番よりどころとしたいカフェがある、さっき井口局長がおっしゃったプレイルームがある、学習支援がある、AIが使える、インターネットが使えるというような形がございますが、この先ほどの防災中核拠点の資料には図書室の機能がなかったと。

これは、通告でも申し上げたように、中央公民館の改築に当たるものなのか、学校給食というお話しございましたけれども、中央公民館の代わりのものお建てになるのかどうか、通告しておりますのでお話しください。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） まず、現在の中央公民館との関係ということで、防災中核機能施設に関してお尋ねになったと思うんですけども、現在の中央公民館に新たな視点を加えた施設だと考えております。

図書室、図書館のことにつきまして申し上げます。

平成25年度に設置した社会教育施設建設委員会では、令和2年2月に、基金の積立て状況から、華美な部屋や、図書館、図書室などは不用ではないかとの共通認識を確かめた上で解散しております。

令和2年7月に新たに立ち上げた防災中核機能施設建設委員会においては、社会教育施設建設委員会の協議結果を参考にするとともに、防災の視点を取り入れた基本設計案について考え、協議を進めております。

現在は、災害時の一時避難施設機能のほか、ネットワーク環境を設けた学習室、就学前の子どもたちや保護者が過ごせるプレイルーム、その他多目的室、創作室、ボランティアルーム等の設置、利用方法について協議を進めております。

現在の中央公民館の図書室機能については、南部コミセンに移すなど、集中化・集約化を図り、その他の既存施設も含めた役割や分担を明確にして、それぞれの施設を充実させる方向で協議が進められていました。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） そうしますと、榛東村においては、図書室、図書館というものは南コミを

中心に進められると。今回出る、一般会計の補正予算で出る1億円の基本設計も、図書館の機能が含まれない設計を予定しているということによろしいでしょうか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） これにつきましては、先ほども言いましたように、現在協議が進められておりますので、新年、一応2月には基本設計案というものが出てくると思いますけれども、それについて、また出た際にお話ししたいというふうに思っております。

もちろん、先ほどの補正につきましては、基本設計ではなく、実施設計というものが繰越明許ということになってございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） この前、補正予算を取った基本設計が出てくるということが年明けということですね。それについては、また、その建設委員会みたいな名前のもがあるとしたら、そこで議論されるということでしょうか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それを、建設委員会の中で議論したものを基本設計案に生かしていると、そういう形でございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） そうしましたら、特にそういった委員会に議員は入らないこと、それぞれ独立性を持たせてやっているという趣旨分かっておりますが、ぜひうちのほうにも文教委員会というのがございますから、そことも十分協議をして進めていただければと思います。

じゃ、それでは、続きまして5番に移ります。

村の若者らが働くところ、高齢者が働きやすいところはあるかと。これは、働く意欲のある人たちの職場を開発するための努力をされているかどうかということですね。お願いします。

○議長（南 千晴君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

村としましては、就労支援につきましては、渋川地区職業安定協会の負担金助成、主にハローワーク等の運営等にも使われるわけですが、そちらの負担金助成。また、職業訓練センターの運営補助等

を行っております。若者が働く場所や、高齢者が働きやすい場所という定義につきましては、それぞれ就労される方が選んで仕事に就くというイメージもございます。感じるところも個々に感じるものと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） ありがとうございます。

これは、次のところでも、次の次でも出てきますので、ちょっと飛ばしますね。

ありがとうございました。

続きまして、6 番、村民の健康維持についての考えはございますかということで、通告させていただきましたが、これについて、今、健康、予防、ワンコイン健康診断とかいろいろされていると思いますが、病気の前というよりは未病といいたいでしょうか、もっと今の健康を維持して、生涯現役で生きられるということで、お考えを、通告のとき話させていただいたんですが、村の公共施設、まず、今はその健康維持について何をされているかということをお聞きします。お願いします。

○議長（南 千晴君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 村民の方の健康維持についてどんなことをという質問でございますが、健康増進のための事業としましては、生活習慣病の発症予防と重症化の予防、それから、体の健康とともに心の健康、高齢化に伴う機能の低下を遅らせるために、高齢者の健康に焦点を当てた取組として、介護状態にならないための介護予防。また、将来を担う次世代の健康を支えるため、妊婦や子どもの健康維持のために生活習慣を良くするための取組など、妊婦さん、子どもさんから高齢者まで、幅広く事業としては取り組んでおります。

村民の方が健康でいられる期間をできるだけ延ばし、健やかで心豊かに生活できる活力ある村ということで、健康づくりを推進しております。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） ありがとうございました。

なかなかスムーズにお話しいただいたんですが、村民の1人と考えますと、どういう機会に捉えて参加できるのかなというのが、ちょっと考えるかなと。

私、提案したいのは、村の公共施設。グラウンドの周り、アリーナの集会施設や、そこでやっていらっしゃるグラウンド施設、グラウンドゴルフですね、そのプレイなどで、あらかじめヘルスプログラムを作成し、何周したら燃焼カロリー、筋肉量などが分かるという、10周回ったらどのくらいと。この方は1年で何回したからという、昔、国民健康保険で表彰したような、そういった榛東村特

有のヘルスプログラムを村の公共施設全般を作って、今、村民がやっていらっしゃるものに寄り添って作っていただけたらと思うんですけども。

先頃、筋肉量、握力計というのが健康のバロメーターであって、握力が落ちてくると全体の筋肉が落ちて病気になりやすいということが発表されております。それについて、あまりお金がかからないヘルスプログラム、安田課長には大変だと思いますけれども、お考えをお聞かせください。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 今年度の健康事業につきましては、先ほどの認知症の関係と同様なんですけど、コロナ禍の中で、従来実施してきた健康維持をするための教室がほとんどできていない状態ではあるんですけど、先ほど中島議員のほうから、村の公共施設を使い、健康維持するためのプログラムというようなお話しでした。

公共施設を使い、屋外のプログラムであれば、今の状態のコロナ禍であっても密を防ぐことにはなるとは思います。

以前はアリーナ等で、アリーナのこの上、2階ですか、そこを回って、ウォーキング教室等も開いたこともありまして、現在、新年度に向けて、新しい生活様式の中で実施できる事業を担当とともに検討しているところであります。今後も、村民の健康増進のための事業として、いろいろ考えていきたいと思っております。

それから、健診等の充実とかも含めていきたいと思うんですけど、先ほど、ワンコインの健診と議員さんおっしゃったような気がするんですけど、健診は今、全て無料で受けていただいておりますので、ぜひ皆さんに受けていただきたいと思っております。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 前向きな回答、ありがとうございました。

続きまして、村の未来の5年後はどんなふうにするのですかということでお尋ねしております。

未来の5年後というと、大分、明日のことも分からないのに5年後と言われると、ちょっとあれなんですけれども。実は、未来というのは10年後だったり50年後だったり、100年後だったりするんですけども、榛東村がどうなるかということは、私どもというよりは、村長をはじめ、執行の方々いろいろなお考えになってくださっていると思うんですけど、少なくとも、村長というのは4年間という任期がございます。今から4年後、どんなふうな村にしたいかということがあればお聞かせください。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これにつきましては、中島さんもお存じだと思うんですけども、まち・ひ

と・しごと創生の総合戦略ということで、これは冊子になっております。これについて、読み上げさせていただきます。それに沿ってやっておりますので。

榛東村では、第6次榛東村総合計画において、将来像として「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」を、全施策共通目標として「心かよいあう思いやりのむらづくり」を掲げました。

将来像として「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」は、乳幼児からお年寄りまで、生涯にわたって安心できる健康・医療・福祉を誰もが享受でき、子どもが夢を抱き夢に向かって歩むことができる環境を全村一体となって作り出していく意気込みでございます。

将来像の実現のため、住民誰もが互いを思いやり、心を通わせてむらづくりに取り組んでいく姿勢が必要であると考えているところから、全施策共通目標として「心かよいあう思いやりのむらづくり」として掲げております。

全施策共通目標は、職員はもとより、全住民が一丸となってむらづくりに取り組む際の共通目標として設定しております。本戦略は、上位計画である総合計画のうち、雇用・安住・生活環境づくりなどの関連施策の一部を再構築するものであることから、本戦略における将来像等についても、同様の内容といたします。

将来像として、先ほどから申し上げている「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」を将来像と掲げ、全施策共通目標として「心かよいあう思いやりのむらづくり」ということでやらせてもらっております。

まだまだありますけれども、しばらく聞いてください。

その目標として、人口減少に対しては長期ビジョンが示すように、出生率の向上により人口減少を和らげ、人口規模の安定と人口構造の若返りを図ることと、転出抑制と転入促進により、人口規模の確保を図ることが重要となっております。そのような人口の中で、人口的には2019年において、地方人口ビジョンに、中長期的には人口の自然増が重要であるという観点を重視して、最新の数値や変化を踏まえた上で必要な見直しを検討するというところで、基本的には、「子どもたちを生き生きと健やかに、安心して育てられるむら」、「つながりを大切に、集うひとが安心して暮らせるむら」、「地域の産業を育み、安心して働けるむら」、こういうことでやっております。そういう中において、このやつを読んでもらえれば分かると思いますけれども、まだ読んだほうがいいですかね。

〔「このぐらいでいいです」の声あり〕

○村長（真塩 卓君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○村長（真塩 卓君） 具体的な施策……

〔「すみません、これで結構です。議長、すみません、進行協議をお願いします」の声あり〕

○議長（南 千晴君） いや、村長の答弁中です。

〔「あの、このぐらいでいいかと言われたから、これで結構ですと言
ってください」の声あり〕

○村長（真塩 卓君） じゃ、これに基づいて、5年後、10年後を、それを目標にして私はやっているつもりでございます。

〔「ありがとうございました」の声あり〕

○村長（真塩 卓君） ただ、今のコロナ禍の問題とか、そういうもので、一部についてどうしても修正、5年後、10年後を修正していかなければならない。あるいは、このコロナ禍がなくても、その時の変化によっては、逆にそれを変えていかなければならない。これは、毎年毎年、それはやっていかなければならない。そういうことについては、議会にもお話しをさせてもらっているところでございます。

まだまだ言わせてもらえば、1時間ぐらいやりますので。いいですか。

〔「ありがとうございました」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 真塩村長、ありがとうございました。

私、職員時代を通じて、未来を真塩村長が熱く語られたのを初めて見たような気がするんですけども、大変中身の籠った素晴らしい将来設計だと感服しております。

また、その中で、コロナ禍でいろいろ変化があるということですが、まず、基本目標1、今おっしゃられた「子どもたちを生き生きと健やかに、安心して育てられるむら」ということですが、これを言ってしまうと、昨日の待機児童十数名ということは、即刻コロナ禍の変化もあり、すぐ予算を貸してできることがあるのではないかなと。

昨日、お集まりになったそのお母様方とお話ししたところ、通告にありませんのであれですけども、北小前の学童のところへゼロ、1を持って行って、学童を元の北小へ戻っていただいて、早急にあそこを増やすことによって待機児童の解消をさせていただけないかというような議論が1時間ぐらい出てまいりました。なぜ、そんなことを言うかと。待機児童、待機児童というと、子どもを持っていないお母さん方にとって、保護者にとって、ひっ迫している状況という形がちょっと違うかなと思うんですけども、ご両親ともフルタイムで勤めていても待機児童になってしまったという方が十数名、来年ですけどもね、いらっしゃるということなんですけれども、まだ4か月。今日1日ですから、4か月ございますから、きっと今の真塩村長のお話し、「子どもを生き生きと健やかに、安心して育てられるむら」ということで、臨機応変に将来設計、将来像を語っていただきましたので、ご検討いただけたらなと思っております。ありがとうございました。

続きまして、6番の、村の水源に桃泉表流水、榛名白川表流水などの原水を利用していない。現在は利用していないということですが、これは村長のご判断ですかということをお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 狩野上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） 榛名白川の水利使用の経緯を初めに説明させていただきます。

村には、水量の豊富な大きな川がなかったんですね。それも皆さんご存じだと思います。昔から水を確保するために苦労してきたと聞いております。

それから、昭和40年代になると、住民の生活様式の向上により、給水量が年々増加してきました。当時の村は、深井戸を水源としていた水道施設でしたが、昭和46年に榛名白川の表流水を新たな水源として、旧箕郷町に求め、現在も毎秒30リットル、村の貴重な水利として確保しているところでございます。

その経緯の中で、榛名白川の表流水を原水として使用していた南部及び北部浄水場を昭和40年後半から50年代、降雨、要は大雨によって、榛名白川、度々高濁度によって飲み水としてパックとかいろいろ薬品を入れても処理し切れず、再三にわたって取水制限を余儀なくされてきたと、当時の人から聞いております。そのような苦労の中、昭和50年代に新幹線トンネル湧水で取水を開始し、新井・長岡浄水場、また、県央第1水道からの県水を受水して、中央配水池が稼働したことにより、榛名白川の表流水は、現在、主に農業用水として活用されているところでございます。

黒髪貯水池は、水出貯水池へ貴重な水は入っており、農家さんで大事に使っているところでございます。

ただし、万が一の災害等、また、想定外のところで何が起こるか分からない表流水、水利権は確保して、貴重な予備水源としてこれからも確保していくつもりでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 真塩村長の判断ではないということは申し上げておきます。

また、私のほうでは、私もその当時、助役になったりなんかしたときも、はっきり言うと、榛名白川の水が生きていないと。それが最終的にどこに行くのかと調べたら、水出だということで、水出を見たところ、あれは飲めるものではない、臭くてしょうがない、そういうことで、あそこをご存じのとおり全て改修してきれいにしたはずです。

真塩村長の判断ですかと、それは、私よりか中島さんのほうが知っているんじゃないですか。判断ではないということは。

○議長（南 千晴君） 以上で1番中島由美子議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を午後2時10分といたします。

午後1時52分休憩

午後2時10分再開

○副議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

南議長に代わり議事を進めます。ご協力よろしくお願いたします。

質問順位7番、南千晴議員の一般質問を許可いたします。

南千晴議員。

〔14番 南 千晴君登壇〕

○14番（南 千晴君） 皆さん、こんにちは。14番南千晴でございます。

本年、10月21日に、厚生労働省が令和2年度の妊娠届出数の状況について発表いたしました。それによりますと、新型コロナウイルス感染症の流行が本格化した本年4月から7月までの妊娠届出件数と前年同月を比較したところ、4月は0.4%の減、5月は17.1%の減、6月は5.4%の減、7月は10.9%の減と大きく減少となりました。群馬県におきましても、4月は5.1%の増、5月は15.6%の減、6月は12.1%の減、7月は8.4%の減でした。

また、妊娠届出数の減少だけでなく、婚姻数も減少しております。厚生労働省の人口動態統計の速報では、1月から8月は、前年同期間と比較し5万2,922件少ない35万510件で、13.1%の減でした。人口減少に歯止めがかからず、年間の出生数も減少しているところですが、こういった状況からさらなる少子化の加速が懸念されております。

これらは、妊娠中の新型コロナウイルス感染症の感染への懸念や、景気悪化に伴う収入減や将来への不安も要因ではないかと言われております。コロナ禍であっても、安心して妊娠、出産、そして子育てができる環境を整えていくことがとても重要であると考えております。

本日は、村の子育て環境の課題や支援策などについてお考えをお聞かせいただくべく登壇させていただきました。

以下、自席に戻り質問させていただきます。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） まず最初に、待機児童対策について伺います。

昨日の生方議員の一般質問の中で、本村における令和3年度の待機児童が十数名と予測していることが分かりました。待機児童に関しましては、これまで何度も一般質問で取上げさせていただき、その際に、榛東南部こども園や北部保育園で園舎を増築し、定員増としていくと答弁をいただいております。

しかし、それだけではまだ、潜在的待機児童も含めた待機児童は解消されない状況であり、さらなる対策を講じていく必要があると考えます。

そこで、待機児童が多い自治体では、独自にベビーシッターや認可外保育所の利用に対して補助を出しているところがございます。平成30年度からベビーシッター利用支援事業を実施している東京都

では、待機児童の保護者、または育児休業を1年間取得した後復職する保護者が、お子さんが保育所等に入所できるようになるまでの期間、東京都の認定を受けた認可外のベビーシッター事業者を利用する場合、利用料の一部を助成しております。

また、前橋市におきましても、認可外保育施設を利用する就学前の第三子以降の児童の保護者に対し、保護者の経済的負担を軽減し、子育てと就労の両立を支援するため、その利用料の一部を補助しております。

もちろん、待機児童が解消されるということが何よりでありますけれども、やはり待機児童となった場合において、お子さんの入園が可能となるまでの間、もし働く場合、認可外やベビーシッターの利用に対して支援をすることも考えていただきたいと思います。村としてその利用料の補助を行う考えはございませんでしょうか。

○副議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議員からの待機児童の保護者に対する補助等、考えがないかということについてお答えをさせていただきます。

まず、昨日の生方議員の質問の中でもお答えをさせていただきました令和3年度の入園時の申込み状況でございますけれども、9月中旬から申込みを受け付け、先日選考会議を行ったところで、現在のところ入所先が決定していない児童が十数名いるということでお答えはさせていただきました。その方たちに対しては、もう既に個別の相談等開始をしております、うちとしましても4月までに待機児童とならないよう、解消できるように努めてまいりたいということで昨日もお答えをしたところです。

先ほど、南議員から、東京都や前橋市の例を挙げていただいて、待機児童対策として認可外保育施設やベビーシッターを利用する場合に補助をするというようなご意見をいただいたところなんです。現在、そういった村内の入所先が決まっていない保護者の方の相談の中で、村内にはありませんので、管外の認可外施設をご案内するようなこともあるんですが、今のところそこまで利用をされる方はいないという状況もあります。いただいたご意見が待機児童対策として有効な対策であるかどうか、検討はしてまいりたいと思っております。現在、こうした補助事業の資料等は集めているところでございますけれども、何しろ現在、村の中では受皿になるところがないというものが第一の理由だと考えておりますので、こうした様々な対策を検討してまいりたいとは考えております。

以上です。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 課長も説明いただきましたが、個別の対応ということで、まだ決まっていない方に関しては相談等をしているということでもあります。どうしても村内でもう受皿がないという

状況の中で、管外委託というものが考えられておりますけれども、この管外委託の入園の状況が、主要成果の説明書、令和元年度、それ以前の25年度までの間を振り返って確認したところ、令和元年度が月別の入園状況の平均が37.3人、平成30年度は28.5人、29年度は11.8人、28年度は8.2人、27年度は5.9人、26年度が6.8人、25年度は3.6人という状況で、やはり平成30年度、令和元年度とかなりの人数が管外の保育所を利用しているという状況が伺えます。

必ずしも管外の保育所が見つかって、受入れ先が決まるのが一番いいんですけども、そうではない方もいらっしゃるかもしれませんので、村としては、そういった方に対してどういった方法があるのか、どういった支援ができるのかも含めて考えていっていただければと思っております。

先ほど、ベビーシッターの利用の補助の話をしていただいたんですけども、東京都の場合は待機児童対策に限ってというような内容にはなっておりますけれども、自治体によっては、待機児童という枠だけではなくて、やはり病児保育のベビーシッターサービスを利用した場合、また、保護者の産後のときなどにベビーシッターを利用した場合にもそういった一部補助を頂ける、そのようなサービスが絞られずにベビーシッター全般に対して対象としている自治体もありますので、先ほど、いろいろな資料を集めるというお話しがありましたので、ぜひ検討の際にはこういったことも含めて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） いろいろな自治体の良い例を参考にして、取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） そして、待機児童と併せてやはり課題と言われているのが保育人材の確保であります。本村でも、各園において、保育人材の確保のために努力をしてくださっているところだと思いますけれども、やはり大変だといったような声もお聴きいたします。

国のほうも保育人材の確保を図るため、いろいろな補正予算を組んで補助を行っていたりもするんですけども、その中に、保育士の宿舍借り上げ、言わば家賃を補助しますよという事業がありますが、これも国の補助金の事業になっております。こちらのほうは、国だけではなくて、市町村やその施設、園も負担するというような内容でありますけれども、本村はこういったものの対象にはならないのでしょうか。

○副議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 今、南議員からもありました保育の人材確保のための支援策として

様々な事業メニューがありまして、先ほどおっしゃられたように保育士の宿舍借り上げ支援事業、月額8万2,000円が上限、補助割合として、国が2分1、市町村が4分の1、事業者が4分の1という事業メニューがございます。ただ、この上限8万2,000円というものも、地域の実際の家賃の状況等によって変動もしてきますので一概に言えないんですが、そもそもこの家賃の支援事業自体が、保育士さんの賃金が安いというものが根底にあるんだと思います。

なので、現在のところ、村として独自の支援策はないんですけれども、県内、地域において、保育士の人材確保、それから保育士さんの処遇改善、賃上げなど、群馬県として独自の対策を講じられるように、県に対しては機会がありましたら要請をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 独自の支援策については今のところはこのお話がありましたけれども、家賃補助もそうなんですけれども、待機児童が多い市町村で、しかもこの家賃補助は待機児童が多い市町村が対象の事業になっていますので、そういった家賃補助、または採用年数によって独自に支援金を直接支給している自治体もあります。

また、自治体のホームページに、保育士の募集案内ということで、保育士募集中の保育所の一覧、こちらは外部サイトにリンクできたりするような内容にもなっているんですが、そういったところで支援をしているところもありますので、村としてできることはぜひやっていただいて、保育人材の確保にも努めていっていただきたいと思います。

続きまして、村立幼稚園について伺います。

新入園児の預かり保育並び慣らし保育は、村立の幼稚園におきましては、慣らし保育が4月、5月としていて、6月から通常となるということで聞いております。併せて、預かり保育も6月からというような話を聞いております。

令和2年の第1回定例会で、私のほうで待機児童に関する一般質問を行ったとき、村長の答弁で、3歳児、4歳児は幼稚園へお願いできないかということも含めて考えていきたいというような答弁をいただいております。実際に3歳児以上で、保育所の入園がかなわなかった保護者の方には、村立幼稚園の紹介等も行っているようなお話を聞いております。

やはり、保護者が就労するとなると、預かり保育が始まるのが幼稚園の場合6月ということで、今の状況ではその間は就労できない状況ということになります。

また、以前より、慣らし期間の中で給食が出るまでの期間も長いのではないかといた声も保護者のほうから聞いております。

こういった保護者のニーズ等も一度考えていただきまして、新入園児の預かり保育及び慣らし保育の実施期間の見直しをぜひ行っていただきたいと思っておりますが、そのような考えはないでしょう

か。

○副議長（小山久利君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それではお答えいたします。

文部科学省の幼稚園教育要領にも記述があるとおり、幼稚園教育においては、生まれて初めて集団の中で生活する子どもたちの実態を踏まえて、子どもたちが不適応を起こすことがないよう、幼児の心身の負担に配慮するとともに、幼児期にふさわしい無理のない教育課程を編成することが大切であると考えてございます。

現時点では、見直すつもりはございません。

以上です。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 見直しの考えがないということでありましてけれども、やはり第2希望、第3希望に幼稚園を書いている保護者の方がいるということも私も聞いておりますので、村の今のこの状況を考えて、ぜひそこも改めて検討していただきたいと思うんですけれども、教育長、いかがでしょうか。

○副議長（小山久利君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 幼稚園のことでございますけれども、平成30年に村立幼稚園あり方検討委員会と、そういうものを立ち上げてまして、今後についていろんな面から検討を進めてまいっております。その協議内容を、私のほうとしては見守っていきたくて考えております。

以上です。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 村立幼稚園あり方検討委員会ということで、その協議の内容にこの件が入っているかどうかというのはちょっと分かりませんが、今の状況等をいま一度考えていただいて、改善できることがあれば改善していただきたいと思います。

こちらも以前、満3歳児の入園についても伺ったことがあるんですけども、満3歳児クラス、そのときは満3歳児クラスを設ける保育室がないことが課題で難しいということをお伺いしております。現在もやはり満3歳児の受入れというのは、施設の関係上でやはり不可能なのでしょうか。

○副議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） 現在、満年齢でいきますと、満4歳、5歳、6歳の3学年の

クラスを設けてございます。満3歳児となりますと、学級が1つ増えるということにもなりますので、保育室等の施設の面から難しいと考えております。

以上です。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 以前と同じように、やはり施設の面から難しいということを改めて認識したところであります。

村立幼稚園も施設ももう老朽化しておりまして、これまでも何度も改修等や整備を行っているところであります。

私が通った頃の榛東の村立の幼稚園は、就学前の5歳児のみの受入れ、村独自のそういうような施策だったのでしょうか、そういった状況でした。しかし、時代とともに受入れの年齢も増えて、施設も増築して、そして今の状況に変化をしまりました。

現在の村の保育園、こども園、幼稚園の状況を見ますと、定員に対する入所がやはり偏っていると思っております。そのような状況も踏まえて、やはり時代やニーズに即したこれからの幼稚園のあり方を考えていく必要があると思っておりますが、今後について村はどのように考えているのか、お聞かせください。

○副議長（小山久利君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 満3歳児の受入れについても、先ほど申しました村立幼稚園のあり方検討会の中で、当然話題にも入っておりますので、もう何回かしておりますので、その辺も含めて、また見守っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 幼稚園だけというよりは、その幼稚園のあり方、先ほども教育長も話しありましたけれども、将来的に1つに集約するのか、また、認定こども園化するのか、その辺の話に関しても協議されているのか。もし、現段階でどのようになっているのか分かれば教えてください。

○副議長（小山久利君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 今後ということですので、今2園あり、施設も老朽化し、さらに手狭になっていると。それから、認定こども園の問題もあると。その辺も含めて検討中でございます。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番(南 千晴君) 検討中ということでございますので、将来を見据えた協議をしていただいて、今の村の課題、そういったものもしっかりと捉えていただいて、報告等出たときには、また議会のほうにもお願いしたいと思います。

続きまして、子育て支援の充実について伺います。

本村では、独自に新型コロナウイルス感染症対策事業の1つとして、特別定額給付金の給付対象基準日であります4月27日を過ぎて生まれた新生児に10万円を給付する感染症対策臨時特別出産祝金事業を実施しております。

そこで、現時点で来年度以降も継続する考えがあるのかお聞かせください。

○副議長(小山久利君) 住民生活課長。

[住民生活課長 村上 誠君発言]

○住民生活課長(村上 誠君) 今、議員がおっしゃっていただきました感染症対策臨時特別出産祝金事業でございますけれども、議員がおっしゃったとおり、本年の4月28日以降に誕生し、本村に住民登録された子を養育する保護者に対し、対象の子ども1人当たり10万円を支給する事業でございます。

この事業の目的は、国が新型コロナウイルス感染症対策として実施した特別定額給付金の支給対象基準日以降に生まれたお子さん、それからそのお子さんを養育する保護者を支援することであるため、一応、今年度限りの事業であるというふうには考えております。

今までに、現在までにもう50名を超えるお子さんに給付金は行ってきております。

以上です。

○副議長(小山久利君) 真塩村長。

[村長 真塩 卓君発言]

○村長(真塩 卓君) 今、村上課長のほうから答弁があったんですけども、考えていないと。これについては、もう少し時間をくってください。今のコロナ関係で、まだまだ続くのではないかなど、嫌な思いも、考えもあります。そういうことを考えながら、はっきり言うと、今年度限りでやめるといふこと、これは予算の中でやっているだけで、来年度のことについては、私は考えることがありますので、ここではまだ確定した話しはできませんけれども、お願いします。

○副議長(小山久利君) 14番。

[14番 南 千晴君発言]

○14番(南 千晴君) 村長のほうから、来年度に関して、まだ確定したことは言えないけれども考えているということで、答弁をいただきました。

この10万円を給付しております感染症対策臨時特別出産祝金事業は、4月28日以降にお子さんが生まれた親御さんや、そのご両親の方からも、大変様東は良い事業だということで、ありがたいなというような声を私もたくさん聴いております。

ただでさえ、妊娠、出産、その後の子育て期間には、やはり費用もかかる上、出産後は体調や心の変化もあります。妊娠、出産、産後の期間に、ストレスや不安、負担を感じる方も多くいる中、現在はさらに新型コロナウイルス感染症の感染との不安を抱え、例えば付添いでの診察だったり、分娩の立ち合い、また面会なども病院によっては制限をされていたり、中止となっているところ、できないような状況のところもあると伺っております。

いまだコロナの収束も見えない状況はもちろんでありますけれども、やはり子育て支援としても、この10万円の出産祝金はぜひ来年度も継続して実施していただきたいと思っておりますので、検討していただくようお願いいたします。

続きまして、子育て支援の一環として行っている給食費の1割相当補助の対象についてお聞きいたします。

榛東村では、第三子の給食費の無料化ということで、こちらは小・中学校、幼稚園、保育園、こども園を問わず行っております。しかし、この1割相当の補助だけは、保育園や認定こども園の保育所だけが対象外となっております。

こちら、来年以降も対象外のままなのか、現状ではどう考えているのかお聞かせください。

○副議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 保育園、あとこども園の副食費に当たる部分かと思えます。

保育園、こども園では、そもそも主食費として1,000円を以前から保護者の方から徴収をしております。昨年10月1日にスタートしました幼児教育・保育の無償化、これによって保育料が無償化になったわけなんです。以前、この副食費、おかず代と言いますでしょうか、これにつきましては、保育料に含めて、保育料として保護者の方から集金をさせていただいていたと。それが、幼児教育・保育の無償化になって、保育料の部分が無償化になりましたので、改めて副食費という形で毎月4,500円、保護者の皆様から徴収するようになったというところでございます。なので、若干、学校の給食費とは内容が変わっているかと思えます。

また、保育園におきましては、お昼の給食のほかにも、10時、3時におやつも出しておりますので、そういったものも含めて集金をさせていただいているというところでございます。

以前から、村では保育園に通う保護者に対し、また、保育園の運営に対して、保育料を他の自治体よりも基準額を安く設定するとか、手厚い助成を行ってきているところです。そういったことから、副食費に対する1割補助という考えは、今のところはございません。

以上です。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 来年も対象外といたしますか、考えがないというお話いただいたのですけ

れども、先ほど一般質問の中でも平等、公正、公平に関して発言等ありましたけれども、もう一度この1割補助に関しましては来年度以降の対応、第三子の場合は全部無料化の対象になっているのに、どうして1割負担、1割補助だけが保育所が対象外となるのかが、私の中ではもう非常に疑問を持ったまま、課長の答弁いただいてもちょっと納得できない部分もありまして、再度、やはり保育所に補助するというのではなくて、保護者の負担を減らすという事業だと思いますので、その観点から再度考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○副議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 保護者の負担の観点からまた申し上げるんですけども、今までは、昨年11月1日の幼児教育・保育の無償化によって、同じ3歳児の児童でちょっと比べてみたいと思うんですけども、まず、保育料が無償化になったわけなんですけども、保育園やこども園では、月額数万円払っていた保育料が無償化されたわけなんです。村立幼稚園では、月額4,500円程度支払っていた保育料が無償化された。両者を比較した場合でも、経済的負担の軽減額は保育園、こども園に通う児童の保護者のほうが高くなっているという状況もございます。そういったことから、もう既に保育園、こども園に通う保護者のほうが経済的な負担割合は減っていますというようなことが分かるかと思えます。

以上です。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 保育料の話も給食費に含まれて計算されてしまうと、確かに保育料が高い保育所のほうが負担がという話しですけども、そもそも村立の幼稚園は非常に安い、やはり村立だからこそ安く保育料が設定されていたと思います。そういったこともありますので、一概にその部分だけではなく、いま一度、対象拡大について検討していただければと思います。

続きまして、食の安全安心と食育について伺います。

まず、米飯給食についてですが、学校給食のほうは週3回ということで認識しておりますが、保育園や認定こども園の状況はどのようになっているのか、簡潔にお答えください。

○副議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 保育園、こども園における米飯給食の状況について、各園に聞き取りを行いましたのでお答えをさせていただきます。

保育園、こども園、3園ございますけれども、それぞれ同じ回答でございまして、一月当たり提供回数としましては、約12日という回答でございました。大体週5日ございますので、2日間がご飯、2日間がパン、1日が麺というようなそういう割合で提供しているというふうに伺っております。

以上です。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 課長の回答の中で、月当たり12日ということで、大体週2回というようにお話しであります。保育園や認定こども園の米飯給食であります。こちら、園のほうに聞いていただかないと分からない部分もあると思うんですけども、来年度以降増やしていくなどの米飯給食の推進について、何か考えを伺っているのでしょうか。分かる範囲でお答えください。

○副議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 米飯給食につきましては、まず、農水省のほうでは、国としては週3回以上を目標として推進をしています。これにつきましては、各園、ご存じでございました。

ただ、この保育園のメニューの決定に当たっては、栄養士さんが案を作成して、職員会議で決定をしていると。また、献立を作る際に、農水省による食事による栄養摂取量の基準というものがございまして、そういったものや食育計画、そういったものに配慮しながら、なるべく多くの品目をバリエーションを多くして、また、季節に応じては旬のものを取りようにということを考えながら献立を作っているというふうには伺っております。

今後の米飯給食の増加の計画なんかも伺っておるんですが、回数を増やしていくのは可能であるということなんですが、やはりおかつの面もございまして、各園で工夫しながら検討していくということもございました。

以上です。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 今回、一般質問をするに当たって、課長のほうで各園にアンケートと申しますか、調査をしていただいたということで、個人的に増やしていくことも検討をしたいみたいなお話しも伺っておりますので、今後も村として定期的に、年に1回なり、そういった保育園、こども園の給食がどうなっているのか、そういったことも含めて調査をしていただいて、村としてもしっかりと把握をしていっていただきたいと思っております。

続きまして、文科省のほう、学校給食のほうですけども、文部科学省が発表しております平成30年度の学校給食実施状況等調査結果についてによりますと、完全給食を実施している国公立学校において、米飯給食の週当たりの平均実施回数は3.5回で、平成28年の3.4回より増加しているということが分かっております。文部科学省は、2009年3月に米飯学校給食の新たな目標として週3回以上を掲げ、週3回の地域や学校については週4回へ増やすよう促す通知を出しております。

学校給食における米飯給食の推進について、榛東村ではどのように考えているのか伺います。

○副議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） 文部科学省におきましては週3回以上の米飯給食の実施を目標としていることは存じております。また、本村では週3回という目標値は達成しております。

子どもたちにバランスのよい献立を提供することも大切であると考え、また、パンや麺を取り入れた献立の必要性もあり、現状のところではさらに増加させる考えはございません。

以上です。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 米飯給食は、やはり伝統的なこの日本にとっての食生活の根幹であります。やはり子どもたちには、望ましい食習慣を身につけさせることや、地域の食文化を通して郷土への関心を深めるなどのやはり教育的意義を持つものでございます。子どもにとっては、やはり麺類が好きなお子さんもいたり、パンが好きなお子さんもいるかと思えますし、でもやはり、お米が大好きだという方もいるかと思えますけれども、今全国的にも週3.5回ということで、徐々に増えている現状もありますので、村としても、もうずっと週3回ですよと決めるのではなく、3回以上に増やしたらどういう、増やすことが可能かどうかも含めて、もう一度米飯給食について検討していただきたいと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○副議長（小山久利君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 一応、事務局長のほうから話しがあったように、3回以上ということでクリアしております。

ただ、子どもたちの、例えば給食の献立の状況に対するアンケートとか、そういうところはまだ残念ながら取ってはいないんですけれども、その辺も少し考えてみたいかなというふうには思っています。

以上です。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 3回以上の中で3回というのは一番低い数値だと私は思っておりますので、3回以上、平均が3.5回、週4回や週5回米飯をやっている自治体もありますので、いろんな自治体の取組等も参考にしながら、今後も検討していただきたいと思っております。

村長、以前から榛東村のお米はおいしいとおっしゃっておりました。せっかくのおいしい榛東村のお米を子どもたちにもぜひ給食で食べていただいて、郷土への関心を深めていただけたらと思っておりますけれども、ただ、今、現在の榛東村の給食センターでは炊飯機能がありません。学校給食会の

ほうに外部委託ということで、米飯のほう頼んでいると思いますけれども、現在はない状況であります。

そこで、新たに建設される予定の複合施設の給食センターは、もちろん防災の面から考えても炊飯ができる設備があってほしいものでありますけれども、炊飯できる施設となっているのかお答えください。

○副議長（小山久利君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 南議員おっしゃるとおり、私自身も米を作っております。年間ものは田んぼで作っております、本当においしいと。近辺でも榛東の米が一番おいしいと私は思っております。そういう中で、いかに学校給食とかそういうもので利用できるかどうか。

一番の問題は、1つは、たしか年間榛東でやると15トンですか、かかるような状況です。そういうときに、倉庫とかそういうものの建設するか、あるいは借りるか、温度の問題もありますので、その点がまずクリアしないとなりません。

前に、これは例えが悪いのかもしれませんが、ふるさと納税でそれをやったところ、相当、今は一等米、二等米とかそういうもので限定しておりますけれども、前のときには、それを送ったところから、こんなものは食えないというような返品された事例がありました。そのように、子どもたちにそういうものを食べさせるわけにはいきませんので、それらも研究しながら、倉庫の問題も研究しながらやっていきたいと。

そして、今度の、今計画しております給食センター、新しいものについて、それができるように、4日になるか、5日になるか、5日という毎日ですけれども、これが3日でそのまま終わるのか分かりませんが、いずれにしても何か災害があれば、そこで米しかないんですよ。それらも考えて、それらはやっていきたいというように思います。

○副議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、防災中枢機能施設に関してのご質問もございましたのでお答えいたします。

現在、今、村長申しましたように、防災炊き出し機能を持った給食センターの基本設計業務を進めております。ですので、給食センター内でいわゆる米を炊いて、おにぎり等を作って、また簡単な汁物等を作って災害時に提供すると、そういう機能が一応備わっております。

今、話しありましたように、村内産米の利用については、その場での炊き出しということもありまして可能でございます。ただ、保管や精米方法など、安定的に米を納入していくためには、複数の課題を解決しなければならないというふうに考えております。

以上です。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 新しい給食センター、炊飯が可能ということで、村内産のお米を食べていただくことができる、そういった可能性もあるというようなお話しで、ちょっと期待を持ったところでもありますけれども、以前、先ほど村長もおっしゃっておいしかったですけれども、ふるさと納税でお礼品として村が購入したお米が、やはり寄附の申込みが少なかったこともあって、約300袋残ってしまったというようなお話しを聞いた記憶をしております。当時の担当の職員や、村長らの努力によりまして、何とか無駄にすることなく、ほかで対応をいただくことができたということもお聞きしました。

その後も、ふるさと納税の返礼品として村が購入しているお米が、今、米の返礼品を出している自治体も多く、言わばライバルが多いという中で残ってしまうということもあって、購入する量も調整している状況だと説明を受けたことがあります。

ふるさと納税は、やはり個人の寄附ですから、申込みがないと成り立たない不安定な面があります。やはりお米農家のことを考えますと、安定した供給先、販路の確保というのが大切であると思います。それが農家を守ること、また、後継者問題にもつながっていくと私も考えておまして、給食という部分だけで捉えず、村全体の水田を守っていくとか、そういったことにもつながっていく話だと思っております。

先ほどからいろんな課題も出てくると思いますけれども、村が全てをやるということに限らず、やはりJAだったり生産者、そういった方たちと連携して、村の美味しいお米を給食に、そういった仕組みをぜひ検討していただきたいと思いますので、学校給食だけではなく、産業振興課も担当になると思いますので、そういった課で連携してやっていただきたいと思いますが、村長、いかがでしょうか。

○副議長（小山久利君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 本当に努力いたします。本当に生産者、一生懸命、米作るのは本当に大変というのは私自身も感じておりますので、その心を込めたものをいかに使えるか。給食センターだけではなく、いろいろなことも考えながら。

そして、今、ふるさと納税のことについても、はっきり言うと、前は300という袋、それが残ってしまったと。これについてもどうにか、あるところに、お友達にお願いして、全部頭下げてやったんですけれども、今回も少し残るような状況になります。ただ、これを、これ以後のものについては、残しておくわけにはいきませんので、それについては、処分はちゃんとした処分の仕方、嘘のない処分の仕方をして、これはやっていきたいと。やります。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番(南 千晴君) 続きまして、給食の残留農薬の検査について伺います。

群馬県の伊勢崎市では、学校給食で使用する食材の安全性を確認するため、残留農薬の検査を外部機関へ委託して実施しております。ほかにも実施している自治体もありまして、大阪市では平成29年12月11日に、こういった検査で給食で使用されたハウレンソウから食品衛生法に基づく基準値を超える農薬を検出したということで判明しており、それも公表されております。

もちろん、村の給食は、安心安全面も含めて食材の調達を行ってくださっていると思うんですけども、村でもこの安全性を確認するために、残留農薬の検査を実施していただきたいと思っておりますけれども、そういった考えがないのか、答弁、できれば簡潔にさせていただけると助かります。よろしく願いいたします。

○副議長(小山久利君) 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 井口克三君発言]

○教育委員会事務局長(井口克三君) それでは答弁いたします。

現在、群馬県農薬適正使用条例に基づいて、国の定めた安全基準をクリアした野菜が納品されているところでございます。現時点では、残留農薬検査をする考えはございません。

以上です。

○副議長(小山久利君) 14番。

[14番 南 千晴君発言]

○14番(南 千晴君) 検査の考えがないということでありまして、今後もこの部分は検討課題として捉えていただいて、ほかの地域の取組等も参考にさせていただいて、検討していただければと思います。

そして、続きまして、有機農産物の学校給食の取り入れについて伺います。

本年9月の日本農業新聞に、有機農産物の学校給食導入について掲載されておりました。農林水産省も、今年度は有機農産物を推進するということで予算を確保しておりまして、有機農業による産地づくり、そういった取組に助成をしております。全国にも学校給食で有機農産物を取り入れているところもありまして、農水省のホームページにも取組も載っております。

子どもたちが食べる給食ですから、おいしくて健康を守れるものを食べていただきたいと思っておりますけれども、今後の村の給食における有機農産物の取り入れについての考えをお聞かせください。

○副議長(小山久利君) 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 井口克三君発言]

○教育委員会事務局長(井口克三君) では、お答えいたします。

日々の給食提供に必要な数量を予算内で納入できる有機農産物があるのか、村内外の状況を見極めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 議員の中にも有機農産物の生産者おりまして、以前、榛東村の給食センターにも納めたことがあるというお話も伺っておりますので、ぜひ実態を調査していただいて、ぜひ取り入れていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（小山久利君） 以上で14番南千晴議員の一般質問を終了いたします。

議長を南議長と交代します。

◇

◎散 会

○議長（南 千晴君） 以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第4回定例会第2日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時2分散会

令和 2 年 第 4 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

1 2 月 9 日 (水)

令和2年第4回榛東村議会定例会会議録第3号

令和2年12月9日（水曜日）

議事日程 第3号

令和2年12月9日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第 95号 榛東村行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 96号 榛東村介護保険条例及び榛東村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 97号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 98号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 99号 榛東村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第100号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第101号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第102号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第 9 議案第103号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第104号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第105号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）
- 日程第13 文教厚生常任委員会に付託の陳情第4号について
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第15 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第16 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第17 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第18 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18まで議事日程に同じ

追加日程第1 発委第5号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見

書の提出について

追加日程第2 発委第6号 榛名カントリークラブ跡地造成等に伴う事務執行における監査請求に関する決議

追加日程第3 発議第6号 平成24年度自然エネルギー推進事業に関連する事務執行における監査請求に関する決議

出席議員（13名）

1番	中島由美子君	2番	小板橋尚君
3番	生方勇二君	4番	善養寺孝君
5番	蜂巣實君	6番	村上慎一君
7番	川田敏彦君	8番	小野関治義君
9番	清水健一君	10番	小山久利君
11番	山口宗一君	12番	岸昭勝君
14番	南千晴君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	真塩卓君	副村長	倉持直美君
総務課長	清村昌一君	企画財政課長	早川弘行君
税務課長	岩田彦一君	住民生活課長	村上誠君
健康保険課長	安田睦君	産業振興課長	山口誠一君
建設課長	久保田邦夫君	上下水道課長	狩野宏記君
教育長	阿佐見純君	教育委員会 教育事務局長	井口克三君

事務局職員出席者

事務局長	飯塚邦守	書記	志岐英代
------	------	----	------

◎開 議

午前9時開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

議員各位に申し上げます。

会議における議員の発言は、会議規則第47条により、全て議長の許可を得た後にしなければならぬと規定されております。議員各位におかれましては、会議規則の遵守を切にお願いいたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。



◎日程第1 議案第95号 榛東村行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第1、議案第95号 榛東村行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第95号 榛東村行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る11月30日、当委員会に付託されました議案第95号 榛東村行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、12月3日午前9時より201会議室において、委員全員及び議長、執行側より村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年12月9日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第95号 榛東村行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第2 議案第96号 榛東村介護保険条例及び榛東村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第2、議案第96号 榛東村介護保険条例及び榛東村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

9番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第96号 榛東村介護保険条例及び榛東村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る11月30日、当委員会に付託されました議案第96号 榛東村介護保険条例及び榛東村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、12月4日、201会議室において、委員全員及び議長、執行側より村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年12月9日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第96号 榛東村介護保険条例及び榛東村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第97号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第3、議案第97号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第97号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る11月30日、当委員会に付託されました議案第97号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について、12月3日午前9時より201会議室において、委員全員及び議長、執行側より村長、副村長、関係課長出席の下に慎重に審査を行いました。

改正内容について質疑があり、地方税法などの一部を改正する法律が公布されたことに伴い、字句の改正を行うものであると説明がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年12月9日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第97号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第98号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第4、議案第98号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第98号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る11月30日、当委員会に付託されました議案第98号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定について、12月3日午前9時より201会議室において、委員全員及び議長、執行側より村長、副村長、関係課長出席の下に慎重に審査を行いました。

通知カードが廃止された現在の状況について質疑があり、現在、通知カードに代わって個人番号か通知書が発送されている、また、これについては再発行は行っていないとの答弁がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年12月9日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第98号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第99号 榛東村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第5、議案第99号 榛東村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

9番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第99号 榛東村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る11月30日、当委員会に付託されました議案第99号 榛東村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、12月4日、201会議室において、委員全員及び議長、執行側より村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年12月9日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第99号 榛東村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第6 議案第100号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第6、議案第100号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

9番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第100号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る11月30日、当委員会に付託されました議案第100号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、12月4日、201会議室において、委員全員及び議長、執行側より村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

審査の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年12月9日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第100号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第7 議案第101号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第7、議案第101号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第101号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る11月30日、当委員会に付託されました議案第101号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、12月3日午前9時より201会議室において、委員全員及び議長、執行側より村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年12月9日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第101号 榛東村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第8 議案第102号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について

○議長（南 千晴君） 日程第8、議案第102号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第102号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る11月30日、当委員会に付託されました議案第102号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について、12月3日午前9時より201会議室において、委員全員及び議長、執行側より村長、副村長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

小中学校において、電気料等の維持管理費に不足が生じた理由について質疑があり、感染症拡大防止対策として換気しながら授業などを行っているため、予想以上の燃料費等の経費がかかっているとの答弁がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年12月9日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第102号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第9 議案第103号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
（第3号）について

○議長（南 千晴君） 日程第9、議案第103号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

9番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第103号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る11月30日、当委員会に付託されました議案第103号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、12月4日、201会議室において、委員全員及び議長、執行側より村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年12月4日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩します。

午前9時27分休憩

午前9時27分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開します。

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 訂正をいたします。

令和2年12月9日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

3番生方勇二議員。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） 1点質問させていただきます。

過誤納還付金について質問いたします。議案参考資料の68ページ、7款、1項、1目、22節償還金
利子及び割引料の保険税過誤納還付金、村税過誤納還付金ですが、納めすぎが発生するということ
でよろしいでしょうか。どのようなことでこの還付金が発生するのか説明をお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前9時28分休憩

午前9時29分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

3番生方勇二議員。

〔3番 生方勇二君発言〕

○3番（生方勇二君） ただいまの質問については、取消しをいたします。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第103号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、委員長報告
のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第10 議案第104号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（南 千晴君） 日程第10、議案第104号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

9番清水健一議員。

[文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第104号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る11月30日、当委員会に付託されました議案第104号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、12月4日、201会議室において、委員全員及び議長、執行側より村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年12月9日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第104号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 1 0 5 号 令和 2 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（南 千晴君） 日程第11、議案第105号 令和 2 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

9 番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第105号 令和 2 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る11月30日、当委員会に付託されました議案第105号 令和 2 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、12月 4 日、201会議室において、委員全員及び議長、執行側より村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和 2 年12月 9 日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第105号 令和 2 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）

○議長（南 千晴君） 日程第12、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

清水健一文教厚生常任委員会委員長から、委員会において審査中の令和2年陳情第3号について、会議規則第71条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第 1 3 文教厚生常任委員会に付託の陳情第 4 号について

○議長（南 千晴君） 日程第13、文教厚生常任委員会に付託の陳情第4号についてを議題といたします。

過日付託を行いました陳情第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書について、清水文教厚生常任委員会委員長より審査経過及び結果について報告を求めます。

清水文教厚生常任委員会委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 文教厚生常任委員会に付託の陳情第4号についてご説明申し上げます。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第89条の規定により報告いたします。

受理番号、令和2年陳情第4号。

付託年月日、令和2年11月30日。

件名、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書。

委員会の意見、12月4日、本委員会で審議した結果、現在の新型コロナウイルス感染症が拡大する中において、医療・介護・福祉に伴う体制整備を最優先に考えていかなければならないことから、本陳情は全会一致で採択とする。

審査結果、採択。

以上、報告といたします。

○議長（南 千晴君） ただいま清水文教厚生常任委員会委員長より、陳情第4号については採択との報告がございました。

ここで審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり採択に賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第14 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第15 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第16 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第17 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（南 千晴君） お諮りいたします。

日程第14、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第17、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査についてまでを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、日程第14から日程第17までを一括議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から所管事務のうち、お手元に配付いたしました調査項目について、閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議ありということですので、採決を行います。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成する方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成11。賛成多数です。

よって、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第18 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（南 千晴君） 日程第18、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

山口宗一広域議員から報告を求めます。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君登壇〕

○11番（山口宗一君） 11番山口です。広域議会の報告をいたします。

令和2年10月、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会の報告。

令和2年10月27日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、令和2年10月、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会が開催されました。

議案は、一つ、渋川広域消防署南分署建設工事（建築工事）請負契約の締結について。

一つ、令和元年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について。

一つ、令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）について。

以上の3議案が上程され、慎重審議の上、全て原案のとおり可決されました。

参考までに、本村に係する南分署は、既に皆さんご承知のとおり、山子田地内に建設が予定されています。その契約金額は2億4,475万円です。それから、工期は予定なんですが、令和3年10月29日と、そういう報告を受けております。

以上、報告といたします。

○議長（南 千晴君） 山口議員からの報告が終了いたしました。

本件につきましては、報告のみといたします。

ここで休憩といたします。

午前9時44分休憩

午前10時28分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程の追加

○議長（南 千晴君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。

お手元に配付の議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決定いたしました。

◎追加日程第1 発委第5号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について

○議長（南 千晴君） 追加日程第1、発委第5号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 提案理由の説明を申し上げます。

発委第5号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について。

別紙のとおり意見書を提出することについて、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに榛東村議会会議規則第13条第3項の規定により本議会へ上程するとともに、地方自治法第99条の規定に基づき、関係機関へ提出するものです。

以上、各議員のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、意見書を関係機関宛てに提出することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は意見書を提出することに決定いたしました。

◎追加日程第2 発委第6号 榛名カントリークラブ跡地造成等に伴う事務執行における監査請求に関する決議

○議長（南 千晴君） 追加日程第2、発委第6号 榛名カントリークラブ跡地造成等に伴う事務執行における監査請求に関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10番小山久利議員。

〔榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会委員長 小山久利君登壇〕

○榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会委

員長（小山久利君） 発委第6号の提案理由の説明を行います。

監査請求に関する決議。

地方自治法第98条の第2項により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

記

- 1、監査を求める事項、榛名カントリークラブ跡地造成等に伴う事務執行について。
- 2、監査結果の報告期限、令和3年2月12日。

（理由）

令和2年第3回定例会において設置された本特別委員会では、当該造成工事の契約手続き及びスラグ碎石について調査を行ってきた。本特別委員会において、平成23年度榛名カントリークラブ跡地造成工事に係る決裁文書一式の資料請求を行い、提出された資料を調査したところ、本来あるべき書類が存在しないなど、書類の不備などの案件が確認された。また、再生碎石を使用した他の関連工事を確認したところ、完成検査において類似した写真の使用が確認された。さらに、工事内訳書に詳細が不明な内容も確認された。予算の適正な執行と事務執行手続き等において疑義が生じている。よって、次に示す事業が法令等に基づき適正な事務執行が行われていたか、より詳細な監査を求めるものである。

- 1、平成23年度榛名カントリークラブ跡地造成工事。
- 2、平成24年度上野原周辺道補修工事。
- 3、平成24年度八州高原地内補修工事。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 11番山口です。

ただいまの監査請求に関する決議の文章の中に「本来あるべき書類が存在しない」という文言が入っているんですが、本来あるべき書類とはどんなものかお聞きします。

○議長（南 千晴君） 10番小山久利議員。

〔榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会委員長 小山久利君発言〕

○榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会委員長（小山久利君） 仕様書とか碎石の量などを示す書類ですね。

〔発言する声あり〕

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

10番。

〔榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会委員長 小山久利君発言〕

○榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会委員長（小山久利君） 仕様書、工程表などです。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） ただいま委員長から仕様書とか工程表というお話がありましたが、その書類というのは、どなたかこうに確認された方がおるんですか、職員の中で。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩します。

午前10時35分休憩

午前10時38分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

10番。

〔榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会委員長 小山久利君発言〕

○榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会委員長（小山久利君） 執行の方に資料請求した内容の中に、本来あるべき書類がないということで、抽出検査に該当していなかった事業に対して監査請求を行うものであります。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） ということは、監査委員会の中から出ている可能性があるという、そういう考えでよろしいんですか。

〔「休憩をお願いします」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時44分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

10番。

〔榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会委員長 小山久利君発言〕

○榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会委員長（小山久利君） 先ほどの監査委員のところに行っている書類というのは、私どもはどれが行っているのか把握しておりません。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） ただいま小山久利委員長から特別委員会のご報告をいただきまして、質疑をさせていただきます。

この理由の中で、「当該造成工事の契約手続き及びスラグ碎石について調査を行ってきた」ということで、現地に調査に行かれたと。村のスラグの環境調査ですか、360万いかほどの調査をした現場に行った写真を拝見いたしました。その結果について、11月18日にもご報告が議長会でありました。そういったことの中で、この特別委員会は何回開かれたのかということが1問目の1点目。

その中で、その結果について中間報告もされないのに次の監査請求、いろいろ活発だということはよろしいかと思うんですが、委員長は副議長さんもやられているので忙しいので、中間報告をしないで次に移ったのか、それが今2問目です。そして、その2問目、忙しいから中間報告もしないかということ。あと、その中間報告をできないのは、11月5日しかスラグ委員会が開かれていないからかということですか。

3問目については、詳細な資料が提示されたということですが、それは小山委員長のみに提示されているのか、委員さんにも提示されているのか。どのような状況で資料共有されたのか。ご案内のとおり、委員会というのは、会議公開の原則でどなたも傍聴できるということで、飯塚事務局長の方には新人ですから全て傍聴したいと申し上げておりましたが、スラグ委員会が開かれたということは、会議日程にも含まれていませんし、日程にないと思います。

その3つです。1問目の1、2、3をお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前10時47分休憩

午前10時52分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

10番小山久利議員。

[榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ砕石の調査及び契約手続きに関する特別委員会委員長 小山久利君発言]

○榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ砕石の調査及び契約手続きに関する特別委員会委員長（小山久利君） 先ほど中島議員の質問にお答えいたします。

当委員会が開催されたのは、9月28日、10月6日、11月5日、12月2日でございます。

それと、中間報告に関しては、会議規則第44条で必要があるときは報告ができるという内容のことが記載されております。

あと、傍聴に関しては、委員会の予定というか、必要に応じて開催しておりますので、前もって予定の中には組まれておりません。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

1番。

[1番 中島由美子君発言]

○1番（中島由美子君） 暫時休憩をお願いします。

○議長（南 千晴君） 何の休憩ですか。

○1番（中島由美子君） 12月2日に委員会が開かれたとお話ししましたが、その日に会議の201で行われていまして、それについてどこだかちょっと部屋は分かりませんが、飯塚事務局長に言ったら、今日は任意の会議だからスラグ委員会ではありませんと回答しているんですけども。これは暫時休憩だから、適当に答えて……

○議長（南 千晴君） まだ休憩していません。

○1番（中島由美子君） そうですか。

○議長（南 千晴君） 質疑を行ってください。

1番。

[1番 中島由美子君発言]

○1番（中島由美子君） 今の発議に関する中で、スラグ砕石について調査を行ってきたと。11月5日に10月31日か30日の報告を受けていると思うんですが、受けていますか、1問目。

受けているとすれば、結果はどうでしたかということが2問目。

そして、議長会に報告した内容について、特別委員会はどういうふうに思いましたか、委員長の意見を言ってください。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前10時54分休憩

午前10時55分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） 今、理由の中にいろいろ書いてありますけれども、スラグ砕石の調査及び契約手続きに関する特別委員会ということですが、スラグの安全性というよりかは、そういった事務調査が主に行われているんですか、質問します。

○議長（南 千晴君） 10 番。

〔榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ砕石の調査及び契約手続きに関する特別委員会委員長 小山久利君発言〕

○榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ砕石の調査及び契約手続きに関する特別委員会委員長（小山久利君） 鉄鋼スラグが搬入された経緯とそれに係る事務関連を調査しております。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

6 番村上慎一議員。

〔6 番 村上慎一君発言〕

○6 番（村上慎一君） みんなちょっと混乱しているのでトータルで質問しますが、今回、監査請求するのは、下にある1番、平成23年度榛名カントリークラブ跡地造成工事、2番目が平成24年度上野原周辺道補修工事、3番目が平成24年度八州高原地内補修工事、この3点に関して委員会では、例えば仕様書がないとか予算書がないとか、求める書類が見当たらないということで調査するので、私の認識では、公共工事において仕様書がないとか予算書がないとか完成検査の書類がないなんていうことは、到底あってはならないことなんです。この今のやり取りの中で聞いていましたけれども、もうかなり七、八年前だから分からないけれども、この平成23、24年度に関しての資料を監査委員が執行側に資料請求をして、委員会としてはそれを全部精査したい、調査したいということでいいんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 10 番。

〔榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ砕石の調査及び契約手続きに関する特別委員会委員長 小山久利君発言〕

○榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ砕石の調査及び契約手続きに関する特別委員会委員長（小山久利君） ない書類については先ほどの2点なんです。出された資料に関しても、かなり曖昧な、完成写真が明白でなかったり、資料の中はかなり不備が存在します。ですので、監査請求を行いたいという旨でございます。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件につきましては、榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会からの発委ですので、委員会付託を省略し、直ちに討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第6号 榛名カントリークラブ跡地造成等に伴う事務執行における監査請求に関する決議について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎追加日程第3 発議第6号 平成24年度自然エネルギー推進事業に関連する事務執行における監査請求に関する決議

○議長（南 千晴君） 追加日程第3、発議第6号 平成24年度自然エネルギー推進事業に関連する事務執行における監査請求に関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君登壇〕

○10番（小山久利君） 発議第6号の提案理由を説明いたします。

監査請求に関する決議。

地方自治法第98条の第2項により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

記

- 1、監査を求める事項、平成24年度自然エネルギー推進事業に関連する事務執行について。
- 2、監査結果の報告期限、令和3年2月12日。

（理由）

総務産業建設常任委員会において、平成24年度白子の海ソーラーポート用地内浄化槽等保護工事関係書類を資料請求し、確認を行ったところ、提出された資料のうち、完成写真は八州高原地内補修工事の写真と酷似していた。また、設計内訳書を見ると、「ソーラーポート用地内浄化槽等保護工事一式」と記載されており、詳細な工事内容や工事の必要性が不明である。さらに、現地を確認したところ、このような工事の形跡は目視では確認できなかった。以上のように、事務執行手続き等において

疑義が生じていることから、次に示す事業が法令等に基づき適正な事務執行が行われていたか、より詳細な監査を求めるものである。

1、平成24年度白子の海ソーラーポート用地内浄化槽等保護工事。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番中島由美子議員。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1 番（中島由美子君） 平成24年度の工事についての監査請求ということですが、小山議員は当時、議員でいらっしゃったと思うんですが、当時の決算議会でご承認されたんでしょうか、反対されたんでしょうか。それが1点目。

当時は疑義がなかったということでしょうか、2点目。

3点目につきましては、今回そのようにご発議なさるという端的な理由がここに書かれておりますが、当時はそのようにお考えにならなかったのかということをお聞きします。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10 番 小山久利君発言〕

○10 番（小山久利君） 今回提出した監査請求に関する決議に関しては、一切関係ないと存じますが、どうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前11時2分休憩

午前11時5分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

10番。

〔10 番 小山久利君発言〕

○10 番（小山久利君） 今回提出した決議文とは関係ございませんが、お答えします。

今回監査請求を出したのは、抽出検査に該当しないところでもございました。この工事の内容については、課長決裁以内ということで何本かに分けてあったというものもございました。当時の議案というか、審議事項の内容ではございませんでしたので、賛否は問われていないと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

1 番。

〔1 番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 審議事項ではなかったということですが、決算審議ということは何十億円ということをして決算しているわけですが、審議事項でなかったから今回監査請求するということがよろしいですね。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 先ほども申しましたが、課長決裁以内で工事ができる内容で、何本かに分けていたという工事もございました。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 中島由美子君発言〕

○1番（中島由美子君） 今、課長決裁とかというお話でしたが、支払いが課長決裁でできたかということ、財務規則とか地方自治法とか村にいろいろ法令がございますが、それはお調べになった上でお話しされていますね。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 会計課を通して支払いが完了していることを確認しております。また、工期が3月27日から3月31日とか、3月25日から3月31日とか、何本か、5日間でコンクリートの打破とかそういう不可能な工事が記載されておりました。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第6号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、発議第6号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発議第6号 平成24年度自然エネルギー推進事業に関連する事務執行における監査請求に関する決議について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長挨拶

○議長（南 千晴君） これで本日の会議を閉じます。

令和2年第4回榛東村議会定例会の日程を全て終了いたしました。

ここで閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

11月30日の開会以来、本日までの10日間、7名の議員による一般質問、令和2年度補正予算案や条例改正案などについて慎重審議の上、ご議決いただき、本議会が閉会できますことに対し、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、依然として感染拡大が続いております。首都圏や地方都市を中心に時短営業などの対策を講じている地域もありますが、重症患者数の増加とともに医療体制のひっ迫が懸念されております。国は、12月2日、年末年始の新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、感染リスクが高まる5つの場面を中心とした国民が知っておくべき情報を発表しました。これから年末年始を迎えますが、これまでと違う年末年始の過ごし方にご理解、ご協力をいただき、一日でも早く感染症が終息することを願うばかりであります。

議員各位におかれましては、健康には十分ご留意され、議員としての役割と責任を自覚し、村民の福祉の向上及び増進のため、なお一層ご尽力賜りますようお願い申し上げます。

◎閉 会

○議長（南 千晴君） 以上で令和2年第4回榛東村議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時10分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 南 千 晴

榛東村議会副議長 小 山 久 利

榛東村議会議員 山 口 宗 一

榛東村議会議員 岸 昭 勝